

## &lt;論 説&gt;

# 明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程

## —藩政から華族家政へ—

松 村 敏

## 目 次

はじめに—課題と史料—

1. 明治初期前田家の状況
2. 明治初期前田家資産の動向
  - (1) 金融資産
  - (2) 不動産投資
  - (3) 貸金・預金
3. 家政体制と意思決定システム
  - (1) 東京移住後の前田家家職と士族
  - (2) 金沢士族による投資案上申と能登島製塩事業の失敗
4. 東北鉄道計画と家政管理体制の整備
  - (1) 「御取持人」制度の試み
  - (2) 東北鉄道計画の提起
  - (3) 家政管理体制の整備と前田家資産・収支
  - (4) 東北鉄道計画の帰結
5. 補論：昭和金融恐慌期の前田家

おわりに

## はじめに—課題と史料—

本稿は、明治前期において、近世最大の大名たる前田家の資産動向、投資行動やその意思決定など家政運営のあり方を解明することを課題とする。まず、関連する研究動向と本稿の課題、および使用する史料について説明しておきたい。

従来の華族経済史研究は、とくに千田稔「華族資本の成立・展開——一般的考察——」以降<sup>1</sup>、「華族資本」研究としてその投資の内容分析という形で進められ<sup>2</sup>、藩政期との関連をあまり問題に

1 『社会経済史学』52巻1号（1986年）所収。

2 最近の論文としては、森田貴子「華族資本の形成と家政改革—岡山池田家の場合—」（高村直助編著『明治前期の日本経済』日本経済評論社、2006年、所収）、三浦社「明治期における華族資本の形成と工業化投資—旧岩国藩主吉川家の土地・株式投資を事例として—」（『歴史と経済』226号、2015年、所収）、同「日露戦後から昭和恐慌期における華族資本の形成と資産蓄積の経路に関する考察—旧岩国藩主吉川家の資産形成と工業化投資を事例として—」（同誌、237号、2017年、所収）、寺尾美保「大名華族資本の誕生—明治前・中期の島津家の株式投資を通じて—」（『史学雑誌』124編12号、2015年、所収）。

してこなかった。一方、近年の藩研究においては、一般会計のみならずしばしば藩主の管轄下にある莫大な特別会計も重要であるとして、藩財政窮乏化論を見直す試みがあり<sup>3</sup>、また近代の大名華族は、近世から継承した藩主個人資産も多かれ少なかれあったことも知られている<sup>4</sup>。ところが、近世大名がどのようにして近代華族に変貌していったかについての分析はきわめて手薄であり<sup>5</sup>、近世の藩財政研究と近代の大名華族研究の間に研究史上の断絶があるようにさえ思われる。

そもそも「華族資本」研究は華族の資産をマルクス経済学的な資本概念に擬えるが、富裕な上層華族に、資本概念で想定されるようなあくなき利潤追求のインセンティブがあったのであろうか。じつは、武家華族だけでも経済主体としての性格はきわめて多様と思われ、たとえば同じ旧加賀藩武家華族でも、本稿の分析対象の前田家も、鉾山開発により資産家となった横山家も、前掲の千田論文ではともに有力武家華族として挙げられるが、その性格はまったく異なると筆者は考えている。1900年まで士族であった旧家老横山家は1870年代末頃からリスクをかけて成長をめざす企業家そのものであった<sup>6</sup>。他方、旧百万石大名たる前田家は、やや結論的にいえば、少なくとも明治前期にはリスクを回避し本来的に利殖目的の事業経営にはあまり手を染めたがらない富裕な資産家貴族であり、その点は明治中期以降もあまり変わらないと展望している。それらを一口に「華族資本」としてそれがいつ成立したかといった議論には違和感をもたざるをえない。

また大名華族の投資は旧領との関係に制約されることもしばしば指摘される。旧領・旧臣との関係に言及ないし重視して分析した研究としては、鍋島家が1874年に旧領の広大な耕地1,600町歩を取得した点を分析したものや<sup>7</sup>、最近刊行の、旧十萬石柳川藩立花家を事例として大名華族の多様な社会経済史的側面に注目した内山一幸『明治期の旧藩主家と社会—華士族と地方の近代化—』（吉川弘文館、2015年）があり、後者は、家職の構成、意思決定のあり方、財政、家政改革なども分析している。とはいえ、大名華族の旧領・旧臣との関係に踏み込んで、それにいかに制約されあるいは制約されずに投資を行ったかを分析した研究は、あまり多くはないのではないか。いずれにしても旧領への投資についてはなぜ行われたのかの説明が必要であろう。たんに利

3 近年の代表的な著作として、伊藤昭弘『藩財政再考』（清文堂、2014年）。

4 代表的には、上野秀治「大名の私的資産に関する一試論」（『皇學館史学』3号、1989年）。

5 明治一けた代における華族経済の克明な分析として、松平秀治「明治初期尾張徳川家の経済構造」（『社会経済史学』41巻5号、1976年）をはじめとする松平による尾張徳川家の一連の研究があり、また明治前期岡山池田家を対象とした前掲の森田論文などがある。

6 筆者は、現在、前田家の分析と並行して、横山家の分析も進めている。とりあえず、拙稿「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融業経営と鉾山業への転換—鉾山華族横山家の研究（1）—」（本誌本号、所収）を参照。

7 福岡博・松尾幹之「佐賀における千町歩地主の成立と解体—鍋島家の実証的分析—」（『農業総合研究』23巻1号、1969年）、松尾幹之「領主華族の資産運用（鍋島家・山内家）—とくに旧領地内土地所有を中心として—」（『研究紀要』社会経済史研究所、5号、1968年）、同「領主華族の資産運用—佐賀の千町歩地主について—」（『駒沢大学経済学部研究紀要』26号、1968年）。

殖目的だったかもしれないし、そうでないかもしれない<sup>8</sup>。大名華族の投資行動・経済行動の原理はどのようなものだったか。本稿は、このような課題を、「華族の中の華族」の一たる前田家に即し、主に資産形成と投資意思決定過程に着目して分析し、最後に大名華族の性格、特徴についてやや一般的な展望を述べたい。大名の大半は中小藩主であったことを考えると、前掲内山著のような旧中小藩主華族の分析も必要であろう。とはいえ、上級華族である旧有力大名の事例研究は、その政治的・経済的・社会的影響力の大きさを考えると欠くことができない。

その際、上記のような問題意識から、資産内容、資産形成、意思決定のいずれについても、藩政期とくに直近の幕末期ないし明治初年頃との関連、および政府との関係を重視しつつ解明したい。版籍奉還、廃藩置県等により制度的に大きな断絶があったことはいうまでもないが、意識面や慣行として旧来のあり方がただちにまったく消え失せるわけではない。倒幕期における大名の政治的立ち位置もその後の行動に少なからぬ影響を与える可能性がある。意思決定に関しては、近代日本の華族家政運営には、家令扶などの家職が実務を担当し、外部の評議員が任命され評議会が諮問機関となって、家政運営の意思決定を行ったことがよく知られているが、そうした家政運営体制は政府の華族政策の一環として明治中期頃に形成されたものであった。それまではどうであったか。前田家の場合は、当初家政運営体制はなかなか安定しなかったし、また1870年代後半頃にも藩政期的な意思決定システムが非公式ながら存続していたのである。

明治期の前田家に関連する研究史として、戦前刊行の『石川県史』第4編（1931年）、『稿本金沢市史』政治編第一（1933年）、さらに戦後の石林文吉『石川百年史』（石川県公民館連合会、1972年）がある。ただしいずれも前田家を直接の分析対象としたものではないし、専ら金沢士族サイドから前田家が士族授産や鉄道敷設計画等にどう対応したかという点で記述されている。また同家の金沢用弁方史料を利用して叙述された、ともに北村魚泡洞著の『石川県銀行誌』（北国出版社、1980年）、『尾山神社誌』（尾山神社々務所、1973年）があり、これらも資料としてきわめて有用である。

次に、本稿で参照した主な一次史料について説明する。

(1) 公益財団法人前田育徳会所蔵の前田家家政史料

『原簿十九』（明治19年度）、『三資本財産目録』『御財産目録』などの財産目録（明治15年～同19年度）、『日記』（明治6年、同7年）、『日記 甲』（明治8年1月～同6月）、『庶務日記』（明治13年）、『諸事留』（明治10年）、『金沢往状』（明治4年～同5年）、『金沢往復書状留』（明治13年）、『御達并御届留』（明治4年～同6年）、『御達并進達物留』（明治10年～同15年）<sup>9</sup>。

(2) 金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫架蔵の前田家関係史料

8 近年の名望家的地方資産家論でも地域への投資を地域貢献・名望家的投資としてよく議論されるが、同様の問題があると思われる。

9 前田育徳会尊経閣文庫には、他にも明治前期の『日記』『諸事留』『金沢往復書状留』等が所蔵されているが、上記以外は虫損甚だしく閲覧不可の状態である。

『淳正公年表稿』(明治7年～同29年, ただし欠年・無記入年あり, 特16.11-1～21-122)など。淳正公は利嗣の諡号である。

(3) 東京都・長昭連氏所蔵の長家史料(石川県・穴水町歴史民俗資料館〔長家史料館〕寄託) 長家は加賀藩士第2の禄高3万3千石を誇る家老であり, 明治前期も他の旧家老とともに前田家家政に関わった。

(4) 石川県立図書館所蔵の小幡家文書

小幡和平は1877年前後の前田家家扶であり, 前田家から委託されて第十二国立銀行頭取も務めた。

(5) 石川県立歴史博物館所蔵の加賀藩士小川家文書

小川清太は1893年以降前田家評議員を務めた。

その他の一次史料は本論中に示す。

## 1. 明治初期前田家の状況

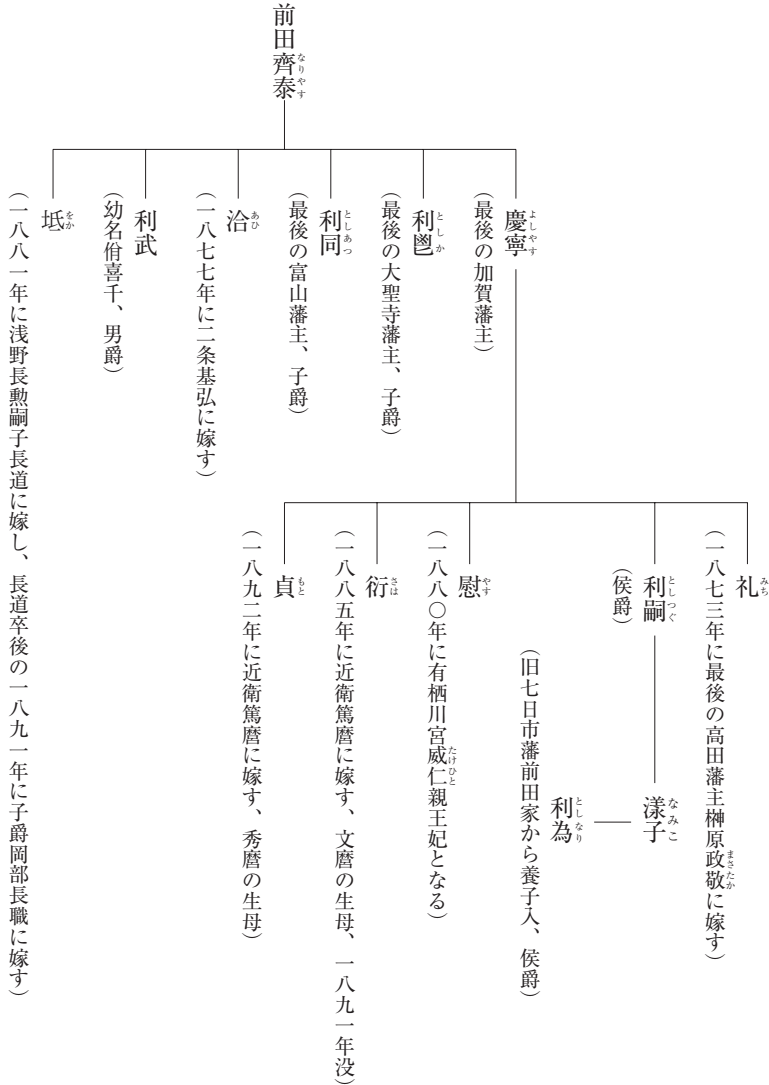
1866(慶応2)年に, 加賀藩主前田齊泰(1811～84)は長男慶寧(1830～74)に家督を譲り, 慶寧が最後の藩主となった(図1)。越えて1871(明治4)年夏, 廃藩置県により, 慶寧は東京に居を移し, 秋に父の齊泰も上京した。慶寧は1874年5月に病没し, 長男利嗣(1858～1900)は前年末に留学先のイギリスから急遽日本に呼び戻され, 満16歳で家督を継いだ。東京・根岸(現, 台東区)の別邸に隠居していた齊泰は利嗣の後見人として家政に大きな影響力を持ち続けた。

東京邸として, 1871年6月に本郷の加賀藩邸上屋敷10万3千坪余(富山藩邸・大聖寺藩邸を含む)の西南部1万5,668坪(現, 東京大学経済学部・東洋文化研究所付近)が与えられたが, 中屋敷巢鴨邸2万坪余や下屋敷平尾邸(現, 板橋区加賀付近)21万坪余などはすべて上地となった<sup>10</sup>。もっとも巢鴨邸は, 願により2年半後の73年8月に468円で払い下げられている<sup>11</sup>。根岸邸は, 1871年12月に建物・庭園を含めた4,500坪余を4,100両で購入し, 改築して, 齊泰が翌72年2月に移り住んだ。本郷邸は明治元年の上野戦争で焼失していたため, 慶寧とその家族も同年4月に根岸邸に移り, 本邸とした。根岸邸の購入理由については, 齊泰が「新たに給付

10 『加賀藩史料』藩末篇下巻(1958年)1365頁, 同, 編外備考(1933年)169～171頁, 『御達并御届留』(明治4年～同6年)。本郷邸1万5,668坪は, 『御達并御届留』所収の「賜邸全坪数」(明治4年10月)や本郷邸の地券(明治5年6月)による。『加賀藩史料』編外備考, 170頁には, 1871年6月に本郷の1万5,078坪を私邸としたとあるが, これは75年に本郷邸の一部540坪余を医学校敷地として文部省に寄付した後の坪数と思われる, 若干過少である。

11 前掲『御達并御届留』。土地代(2万2,170坪)318円・建家代(73坪)130円・桑木等(24本)20円とあり, 建家立木代は71年2月に上地となった時に政府から前田家に支給された建家立木代150両(『加賀藩史料』藩末篇下巻, 1270頁)と照応している。その後前田家は巢鴨邸を1884年まで所有した(後掲表13)。下屋敷平尾邸の払下げは認められなかったようである。

図 1 前田家系図



(出所) 『加賀藩史料』編外備考 (1933年) により作成。

された土地もいずれは再び上納を命ぜられるものと判断し、その時に備え」たものとされる<sup>12</sup>。明治初年の流動的な状況のなかで、疑心暗鬼の状態だったと思われる。しかし慶寧没後、家督を継承した利嗣は74年12月に根岸邸から仮藩庁を改修した本郷邸に戻り、以降大正末期まで再び本郷邸が前田家本邸となった<sup>13</sup>。

12 『前田利為』(前田利為侯伝記編纂委員会, 1986年) 92~93頁。『金沢往状』(明治4年~同5年)によると、本郷邸は畢竟御用地なので代わりの屋敷について検討したところ金杉村根岸に4,500坪余の屋敷地所があり、代金は4,100両で、中勘2,000両を高尾駿平へ渡したと金沢用弁方に連絡している(12月29日付)。



さて倒幕直前まで幕府支持派であった加賀藩前田家は<sup>14</sup>、とくに政治情勢が不安定な明治初期頃、行動選択に苦慮し、慎重に生き延び策を模索していたように見える。江戸時代を通じて同家は正室を多くは徳川家から迎えていたが、この頃、子女を幼少時に旧領の有力寺院に縁女として送ったかと思うと、1870年代後半には離縁させて摂家・宮家などに嫁がせた。すなわち、慶寧の妹治姫は、越中城端善徳寺住職の縁女としていたが、75年に離縁・復籍させ、77年に摂家の二條家に嫁がせたし、同じく慶寧の末妹坻姫は越中高岡勝興寺が熱心に所望して同家の養女としていたが、75年に引き取って和談とし、のち1881年に旧広島藩主浅野長勲の養嗣子長道に嫁がせた<sup>15</sup>。さらに利嗣の妹慰姫は、1869年に越中井波瑞泉寺の縁女となったが、やはり75年に離縁させて80年に有栖川宮威仁親王妃となった<sup>16</sup>。戊申戦争直後頃にはまだ先が読めないため、

13 前掲『前田利為』93頁。このように、本邸を根岸から本郷に戻すことが当初からの既定路線だったわけではない。本郷への再移転の契機は、74年3月に、病に悩む慶寧のために、主治医の順天堂佐藤尚中が「湿地」の根岸から「高燥之地」に住居移転を勧めたことによるのであり、以後家職らによる本郷邸検分の上で、同年4月に再移転を決めた。慶寧は翌5月に没したが、7月より本郷邸普請を開始した。『日記』(明治7年)3月21日・24日、4月12日、7月25日など。

14 幕府が倒れる直前まで、慶寧らが一貫して徳川家支持だったことは、長山直治『加賀藩を考える』(桂書房、2013年)第一章三「慶寧の二度の退京」を参照。ただし幕府が倒れると自らの特権もなくなるから、幕末の大名のほとんどは公武合体派であった。中村隆英『明治大正史』上(東京大学出版会、2015年)「I 明治維新」を参照。

15 坻姫は、1886年の長道没後前田家に戻り、91年子爵岡部長職に嫁した。これら姫君の寺院への入籍・離縁については、『淳正公年表稿』および『赤井直喜手控』(加越能文庫、特16.38-002)による。後者の赤井は1869~1875年に同家家職を務め、この史料は1888年79歳の時に記した回想である。

16 これら有力寺院との離縁交渉に当たった赤井によれば(『赤井直喜手控』三)、治姫の場合は許嫁の病死とか、慰姫は瑞泉寺の生活になじめなかったことなど、それなりの事情があったとされるが、前田家は1873年末に一斉にこれら3寺院との離縁交渉を開始しており、やはり背景には同家の婚姻戦略の変更があったはずである。ちなみにこの史料によれば、73年11月に同家では齊泰と一部の家職が簿外資産11万円を作っている。すなわち「古金并金銀貨引換御用途帳冊之表指省キ」、金庫を木地箆笥のように仕立てて齊泰の手に封をして置き、この件は、家扶赤井と小幡和平および2人の家従の「四人ヨリ外ニ知ル者ナシ、真ノ御手元之御貯用金ナリ」という。これを作った理由は「委細ハ事長深意有ル事ナリ」と言葉を濁して具体的に記していないが、「見込有之御入用金之内拾壱万円余」とあるから、貯蓄ではなく表に出せない支出のためのはずである。時期からみて、姫君離縁交渉を成立させるための裏金として準備したのではないか。赤井によれば、離縁交渉はいずれも寺院側が強い難色を示して容易に進展しなかったし、それはまた容易に予想できたからである。なお明治初年頃にこれら前田家の姫君が旧領の有力寺院に預けられていたことは、『加賀藩史料』藩末篇下巻(1382頁)などにより従来から知られていたが、縁女として入籍していた点までは知られていなかったようである。慰姫についても、『威仁親王行実』別巻(高松宮家、1940年、ゆまに書房複製版、2010年)所収の「威仁親王妃慰子略歴」には、「明治二年、御年五、故ありて越中東砺波郡井波町の古刹瑞泉寺(真宗井波別院と称す)に入り、起居七年間、[明治]八年、金沢に帰還、次いで東京に移り」(1~2頁、傍点および[ ]は引用者、以下同様)としか記されていない。さらに貞姫も、金沢専光寺の縁女としていたようであるが、1885年に離縁して前田家に復籍させ(『淳正公年表稿』同年10月1日)、近衛篤麿に嫁していた姉衍子が亡くなった後をついで92年篤麿に嫁した。利嗣の姉礼姫の場合は、1862年に後に朝敵となった会津藩主松平容保と婚約したが、71年に約を解き、会津攻撃に加わった旧高田藩の榊原政敬に73年に嫁した(『加賀藩史料』編外備考、78頁)。

加賀藩の影響下にあった有力寺院（＝アジュール）に籍を移しておくことが安全と考えられたのではないか。前田家は本郷邸上地の可能性を考慮して根岸に別邸を建てたように、将来を見通しかねていた。しかし70年代も半ば頃になると明治政府の統治力も安定しつつあり、婚姻戦略の変更のみならず、家の祭祀も仏式から全面的に神式に改めた<sup>17</sup>。明治初年頃に大名華族が仏葬祭から神葬祭に改典した例は少なくなく、とりわけ旧大藩大名において顕著だったことが森岡清美によって明らかにされている<sup>18</sup>。旧大藩大名こそ政府や社会から注視され、行動に制約が課されるのであり、とりわけ倒幕期に朝廷側につくのが決定的に遅れたことがその後も長くトラウマとなった前田家は天皇家や新政府に忠実に行動することを必然とし、全面的に天皇制国家になびいていったものと思われる。

## 2. 明治初期前田家資産の動向

### (1) 金融資産

明治初年頃における前田家の金融資産全体を示す史料は、管見の限りでは金禄公債交付の直前である1876年7月初頭現在のそれが最初のものである。これは、前田家家扶で会計担当岡田 棟<sup>なるつ</sup>の筆跡のものであり、長家史料の中にある。後述のように、旧家老長成連<sup>ちようなりつら</sup>は1876年頃前田家東京邸に呼び寄せられ家政の審議に加わっており、その際にこの史料を岡田から入手したのであろう<sup>19</sup>。それによると、表1-1のように本郷邸および前田家金沢事務所たる用弁方を合わせて、現金・貸金・公債を合わせて90万円、この他、表1-2にあるように、円換算が困難な古金銀が2万両程度あった<sup>20</sup>。1875年の天皇家資産（御資部財本）は51万円とされているから<sup>21</sup>、前田家はこの頃皇族華族の中で最大の金融資産を有していた可能性が高い。そして現金は、後述のように明治10年代後半には邸内にあまり置かず、大半を第十五国立銀行や日本銀行等に預けるようになるが、この時期には信頼に足る金融機関の設立が微弱のためであろう、大半を本郷邸や金沢

17 永山近彰『淳正公家伝』（1921年）14頁。この書は利嗣の小伝である。

18 30万石以上旧大名の神葬祭改典率は9割に近い（森岡清美『華族社会の「家」戦略』吉川弘文館、2002年、127頁）。もっともこの頃、高い地位の、教育を受けた日本人はみな西洋的な意味での宗教意識はなく無神論的だったとされているから（渡辺浩『「宗教」とは何だったのか』、同『東アジアの王権と思想』増補新装版、東京大学出版会、2016年、所収）、比較的融通無碍に改典できたのであろう。

19 岡田棟については、陸義猶『乾州岡田君行状』（1899年）。岡田は数理に詳しく理財に長じ、家扶として常に会計を主任したとされ、また金沢第十二国立銀行創立を指揮したという。また岡田の縁者でもある作家加賀乙彦の「加賀の賢者、岡田棟」（『北國文華』17号、2003年）も参考になるが、加賀の祖父小木貞正が、病のため家扶を辞任した岡田に代わって1882年に家扶となったとしている点は誤りであり、1875年末以来家従であった小木は1899年に病のため辞任した斯波蕃（旧1万石家老、1900年男爵）に代わって家扶となった（『淳正公年表稿』明治8年12月30日の項、および『越能郷友会雑誌』117号、1899年、41頁）。

20 またこの時、不動産として本郷邸1万5千坪のほか、根岸邸・深川邸・巢鴨邸、さらに後述のように石川県の田畑等の不動産もあったが、資産額としてはさほど大きなものではない（後掲表7、表13を参照）。

21 黒田久太『天皇家の財産』（三一書房、1966年）15頁。

表 1-1 前田家の金融資産 (1876年7月4日)

項目	金額 (円)	備考
現金		
御在金等 (東京)	196,920	
金貨別箱入	(100,000)	
金銀貨幣	(59,251)	
同御平生箱ニ入	(2,976)	
紙幣等	(34,692)	
金沢御用弁方御在金	264,895	
金銀貨幣	(223,731)	
紙幣等	(41,163)	
計 (東京・金沢)	461,815	
貸金		
計 (東京・金沢)	341,572	
此利	23,017	利子率 6.7% と算出
秩禄公債証書	70,425	
公債証書利足	5,634	利子率 8%
総計	902,464	

(出所) 「御経費概略表」(長家史料 1389)。

注：金額の ( ) は内数。貸金・公債の利金は1年分。

表 1-2 前田家所有古金銀貨 (1876年7月4日)

項目	数量・金額
御在合古金銀貨 (東京)	
新古大判品々	56 枚
五兩判并小判品々	2,990 枚
式分判以下金銀貨	4,675 両 2 朱
金沢御用弁方御在金	10,002 両 3 分 2 朱

(出所) 表 1-1 と同じ。

注：古金銀貨は円換算が容易でないので (史料の円換算額欄は空欄)、史料には表 1-1 のデータと別記してある。

用弁方に保管していた。ではこのような資産をどのように蓄積したであろうか。その原資としては、なによりも 1869 年以降受領したはずの毎年 6 万 7 千石余の家禄・賞典禄、およびそれらが支給される以前の藩政期に蓄積し継承した資金が考えられる。

まず 1871 (明治 4) 年の廃藩置県頃にどの程度過去の資産を継承したか。前述のように、同年 8 月 11 日に最後の藩主 (7 月まで知藩事) 慶寧は多くの旧臣・旧領民に見送られながら金沢を発し、9 月 5 日に東京本郷邸に着いた<sup>22</sup>。この時、一行はさしあたりの「平常」金 3 千両、道中用に別に 1 千両を持って出発し、道中用 1 千両のうち 500 両余は使用せず残った。そして 3 千両を金沢為替会社東京店に利子付預金とし、あわせて 3,500 両を「平常方振込金」としたという。『金沢往状』(明治 4 年～5 年)によると、東京到着後の 9 月 (日付なし) に本郷邸家職が用弁方に次のように報告している。

今般御道中御持込之三千両、当京詰合会社江利足立テ相預ケ、外御道中御入用千両之内五百両余相残り候ニ付、直々当地ニ而御払越等置、参千五百両ニテ御平常方振込金ニいたし申候、当月御入用ハ今般帰県人旅費并御供人詰人とも減俸相渡、彼是五百両斗相払、残少ニ相成候得とも、御下邸伐木代金等かし候、上納之分も有之、其内、方々様御着ニ付ニ相成候ハ、如何様ニ難斗候得共、何レ御貯用金も可有之ニ付、其金高二依而惣様見図リ相立可申進候之処、左様御承知可相成候<sup>23</sup>

「当京詰合会社」とは、東京にも出店を置いていた金沢為替会社 (後述) 以外に考えられない。また「御下邸」は旧下屋敷平尾邸であり、前述のように平尾邸はこの年 6 月に上地となったが、

22 もっとも慶寧は、生母が輿入れの際に建てられた赤門で知られる 11 代將軍徳川家斉の娘浴姫であり、彼は江戸生まれ江戸育ちであった。慶寧の金沢発駕の様子は、『加賀藩史料』藩末篇下巻、1374～1381 頁。



巢鴨邸と同様に、立木は前田家の私有物と認められたのであろう。ここでは、残金は少なくなっていたが、平尾邸の伐木代金も貸になっていて（手元になく）、政府へ上納しなければならない分もあり（後述の政府への献納金のこと）、御家族様も到着すると（出費も増えるはずで）どうなることかわからないが、（そのうち金沢から送付されるはずの）「御貯用金」もあるので、その金額によって全体の予算を立てる予定であると記している。いずれにせよ、9月の出費が500両あり、手元資金が「残少」としている点を見ると、この時点で同家所有資金は東京邸にはあまりなく、藩財政と区別される個人資産の「御貯用金」は金沢にあったことがわかる。

次いで9月4日には先代の齊泰が金沢を発して東京に向かうが、慶寧と同じく「御持金」3千両のほか道中用1千両を持って出発し、こちらは道中1,300両余を支払ったので、2,700両余が残った。そのうち2,500両を同じく「会社」に利子付預金としたという<sup>24</sup>。9月20日には「御姫様」（礼姫・衍姫）も東京邸に到着したが、この時は道中「御持金」だけでは足りず、齊泰の持込金によって支弁し、さらに不足の場合は預金を取りくずして支払う予定であると、東京から用弁方に書状を送っている<sup>25</sup>。このように、この頃東京邸ではかなり出費が嵩み、深刻な資金難だったようであり、10月14日には「越金」は2,400両しかなく、平尾邸の材木代2千両を（政府が）弁済してくれると聞いているが、差し支えているので1千両でもいいから入れてほしいと政府に頼んでいる、と記している<sup>26</sup>。

しかし金沢にあった「御貯用金」も大した額ではなかったことは、次のような点から推測される。まず1869年の版籍奉還により前田家は金沢藩歳入63万6,876石の10分の1である6万3,688石を家禄として受けることになった（このほか賞典禄1万5千石があるが、実収は4分の1である3,750石）。しかし、早速、種々多額の出費を余儀なくされた。たとえば70年11月の「建言」により、太政官造営のため政府に2万石の献納をすることになった<sup>27</sup>。これは、先の慶寧東京到着後に用弁方に出した書状（明治4年9月、日付なし）の中に、「上納之分も有之」と政府への上納金について言及していたのがそれである。おそらく政府から献納を強いられたのではないかと思われるが、71年3月に政府に提出した次の文書によると、2万石を3回に分けて、

23 読点・傍点は適宜筆者が付した。以下の引用文も同様。なお慶寧上京当初の用弁方は、1869年に金沢城を出て以来居住していた出羽町の旧筆頭家老本多家の邸内に置き、その後1873年夏頃に下堤町の松本栄作持家（実質は近世以来の御用商人木谷藤十郎の所有）を借りて移った（『石川県銀行誌』169～170頁）。当初本多邸に用弁方を設置していたことは、上京前の住居たる本多邸を「広坂御住居」と呼び、上京後の用弁方を「広坂御用弁方」と称していた点からも窺われる（『赤井直喜手控』三、七）。さらに1878年には長町別邸を取得し、そこに用弁方を移したようである（後述）。1882年2月の長町別邸焼失後は、84年9月に仙石町に家・土蔵を購入して用弁方としたことがわかっている（『淳正公年表稿』明治17年9月20日の項）。

24 『金沢往状』明治4年10月14日の条。

25 『金沢往状』明治4年9月29日の条。

26 『金沢往状』明治4年10月14日の条。

27 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1304、1380頁。

3月・6月・9月に3分の1ずつ上納する予定だが、どこへ差し出せばよろしいか、と伺いを立てている。

高 貳万石ノ内三分ノ一

六千六百六拾六石六斗六升七合代

一、三万三千百六拾九兩壹歩二朱

永 貳拾六文六分六厘

但、加越能三州平均米壹石ニ付、代金四兩永九百七拾五文四分壹厘

太政官御造建御用度之方江、私家禄ノ内現米貳万石渡シ申度願之通、献納被仰付、代金三月六月九月上納可仕筈ニ付、当月分右之通上納仕度御座候 何レ江指出可申哉奉伺候、以上

辛未三月

金沢藩知事 前田慶寧

弁官 御中<sup>28</sup>

そして実際に、3月・6月は金札で上納しており、為替方による大蔵省出納司宛の「証」を受け取っている。当然、前田家は金沢で支払ったはずである。そもそもすぐ述べるように、前田家は、家禄を県庁（当初は藩庁）から受け取るのであるが、その際に、あらかじめ県庁が家禄米を売却して、同家はその代金を受け取っていた。県庁からは、後述のように3・6・9・12月の4回に分けて米代金が支給される仕組みであり、その支給を受けて各月に政府へ献納する予定であった。ところが9月の上納予定期には、県の家禄石代支払が滞って11月支払いになると県庁から通知があったので、同家の政府への上納も11月まで猶予してほしいという願いを、東京に着いてまもない慶寧の名で東京府に提出した。この頃の同家への家禄支給の仕組みがわかる文書なので、全文を掲げると、

献納米御猶予願

先般太政官御造營之儀、建言御採用ニ相成、家禄之内貳万石献米四ヶ度 [3度の誤りか] 相納候義奉願、当九月上納期ニ御座候処、右家禄飯米之外、金沢県庁ニおゐて売却、石代県内通用指幣<sup>(銀)</sup>を以御渡ニ相成候、尤其内献米貳万石丈官札を以引換相渡候県庁之取極ニ御座候処、別紙付札之通海軍資金定額上納及連延、此頃繰合方深く心痛之折柄ニ付、当十一月迄引換之儀難相成旨、申達候ニ付、私共手前ニおゐて暫時繰合方種々配意罷在候得共、今度家族為致帰京候ニ付過分之失費も相掛り、何分繰合之見当更ニ無御座、当十一月迄献納御猶予相成下度、此段奉願候、以上

辛未九月廿七日

28 『御達并御届留』（明治4年～同6年）所収。

29 前掲『御達并御届留』所収。なお、文中の「海軍資金」上納は、金沢藩（それを継承した金沢県）によるものである（『加賀藩史料』藩末篇下巻、1304頁）。

表2 加賀藩の在金銀銭（金沢のみ、1868年末）

	金額	両換算
御算用場御土蔵		
正金	114,318 両	114,318
正銀	246 貫目	2,460
正銭	583,567 貫文	58,356
耳白銭	8,765 貫文	876
金札	36,537 両	36,537
改作所別除米代丁銭		
丁銭	313,281 貫文	31,328
引替所在金銭		
正金	17,463 両	17,463
銀	195 貫目	1,952
正銭	69,048 貫文	6,904
銭札	819,000 貫文	81,900
御城方在金銀		
正金	1,575 両	1,575
内、天保度式朱金	(700 両)	(700)
古式歩判	(200 両)	(200)
正銀	33 匁 6 分 9 厘	0

（出所）『陸原惟厚備忘録 一』（加越能文庫，特16. 40-1-59）。

- 注：1) 両換算は、史料の換算表により、1両=10貫文=0.1貫目。  
 2) 引替所は銭札81万9千貫文を受け取り、正金8万両を勝手方に預置とある。  
 3) 御算用場御土蔵の耳白銭は、史料の8,760貫目を8,765貫文に修正。

### 従三位 前田慶寧

#### 東京府御中<sup>29</sup>

これによれば、同家への家禄支給は、松平秀治が明らかにした尾張徳川家とは異なって（後述）、県庁が飯米は別として石代で支払っており、それは藩札であり、献納分は太政官札で支払うことになっていた。9月受取予定の家禄代が県庁から貰えないので、当家で種々検討したが、家族の東京移転により支出が増えて、やりくりできる見通しもないので、上納は11月まで猶予してほしいという。実際に、11月に6,666石の代金2万3,816両余（米相場の変動により大幅な減額）のほぼ全額を正金で上納し、この分も為替方が受け取り、大蔵省宛の「証」を出している<sup>30</sup>。支払地はやはり金沢のはずである。そして県庁から家禄代を受け取れなければ、2万3千両余が上納できないということは、金沢にあったはずの「御貯用金」もそれほど巨額ではなかったことが推定される。

版籍奉還直前である1868年末に金沢に存在した藩の金銀貨幣は表2のようであり、算用場・改作所・引替所の土蔵にあった貨幣は藩政用であり、藩主資産ないし奥向資産の可能性のある「御城方在金銀 大金御土蔵納」は、わずかに正金1,575両と正銀33匁6分しかなく、城内の金

30 前掲『御達并御届留』所収の「証」（明治4年11月27日，同28日）。

蔵はほとんど空に近かった<sup>31</sup>。とはいえ、藩主の個人資産、奥向資産はこのような史料には計上されていない可能性も当然ある。

じつは表1-2の1876年に所有していた古金銀は、前田家が廃藩置県頃に所有していた「御貯用金」由来の資産のようにも思われる。ちなみに1882年の東京邸のみと推定される所有古金銀一覧が財産目録類の中に存在しているが、それを集計換算すると、大判58枚、五両判・小判2,408枚、二分判以下3,145両1分となり<sup>32</sup>、1876年の東京邸のそれと比較すると、やや減少しているが、よく対応していてさほど変わらず、あまり移動・売買していない様子が窺われる。

しかし表1-2の古金銀が「御貯用金」由来の資産だとしても、藩政期から継承した個人資産はそれだけではなかった。1871年9月に齊泰が金沢を去る際に後始末を依頼された家職赤井直喜の回想によれば<sup>33</sup>、齊泰が家職に「御手元」金を直々に渡し、これで田地でも買っておくように、また金沢城出丸の金谷御殿にいる子弟に500両ずつ渡すように指示したという。

御発駕前、御手元ニ御納戸奉行へ本御預ト申御直封之金銀御かね有之二付、御住居木村九左衛門、林省三、御呼立、右御かね御直ニ御渡、田地ニテモ求置候様ニト御渡被遊候也、右之内五百両充金谷御子様方へ被進候也

これも金額が不明であり、家職に直接現金を手渡したとあるから、それほど多額ではないとも思われるが、明治一けた代に前田家が石川県の耕地を購入していたことはわかっており<sup>34</sup>、1882～83年のそれは54町以上(買入代金15,224円、後掲表13)あった。もっとも所有地から上がる小作米の収納蔵をようやく1880年秋に長町別邸内に建てているから、この頃買い増ししているのかもしれない<sup>35</sup>、齊泰が手渡した資金で購入したのは買入代金1,522円の「百石高地所」(表13)だけだったのかもしれないが、最大に見積もって、齊泰が金沢を去る際に渡した資金全部で54町歩を買ったとすると(この可能性は少ないと思われるが)、この頃金谷御殿にいた齊泰の子

31 同じ史料の「明治元戊辰年中御算用場御土蔵金銭入払」の中に、「御城方御貯用錢上納」3,612貫文があり、御城方が金が奥向資産かもしれない。また1855(安政2)年末現在の金沢城在金調である「東御丸大かね御土蔵御在金等調理」(『赤井直喜手録』加越能文庫、特16.40-2-44)では、「御所務金御在銀」に金1,404両、銀95匁が書き上げられており、1868年末の「御城方在金」とほとんど変わらない。

32 『明治十五年十一月 上 村井恒等』(明治15年11月2日調、前田育徳会所蔵、なお村井恒は家令)。「二分判以下」3,145両は、二分金1/2両、一分金・一分銀1/4両、二朱金・二朱銀1/8両などとして換算。史料の表題が「上」とあり、かつ内容からみて用弁方は含まない東京邸のみと推定。

33 前掲『赤井直喜手控』七。

34 表1の史料の末尾に、前田家の家政運営方法を記した文書があり、「深川巢鴨御有地、并貸御長屋、既ニ石川県ニテ御持高ハ、産業上ニ関スル処ニ付、出納方別途ニ致シ計算相立可申事」とある。

35 『金沢往復書状留』(明治13年)10月28日付の用弁方による本邸宛書状に、「御取得米御圍方之義ニ付、今度長町御邸地内ニ板倉出来いたし度趣……右御許可御申出ニ付左様相心附」などと、9～10月に小作米収納蔵の建築についての書状をやりとりしている。ただし、同年7月28日付の本邸宛書状には、最近地所が高値になっているので昨年来買入の箇所はないともある。

36 侑喜千(慶寧末弟、後の利武)、礼姫と衍姫。利嗣はすでに上京しているし(『淳正公家伝』9頁)、他の姫らは前述のように旧領有力寺院に預けられている(『加賀藩史料』藩末篇下巻、1381～83頁)。

と孫は多くて3人くらいと思われるので<sup>36</sup>、この「本御預」なる藩主個人の資金は、1万7千両程度はあったことになる。

また版籍奉還により、藩主慶寧は城を出て旧家老家本多邸に転居したのであるが、上記のように1871年秋の東京移住まで金谷御殿に家族が居住していた。この御殿も版籍奉還とともに官有地となり、政府はこの土地を72年に前田家御用商人の木谷藤十郎に売却した。ただし建物・庭石・立木等は前田家の所有が認められたので、同家は72年8月に銭10万1,155貫(約1万100両)で泉屋仁兵衛ら地元商人に売却した<sup>37</sup>。

結局、後まで所有していた古金銀約2万両とあわせて、多めにみてもせいぜい4~5万両ほどが、売却換金したものを含めて藩政期から継承した個人資産ではないかと思われる。そしてこうした推測が当たっていたとしても、古金銀も石川県の所有耕地も、すでに1880年代には重要資産ではなくなっており、同家の大資産家への成長の基礎となるものではなかった。わずかな古金銀は円換算困難なために1880年代の財産目録(後掲表10参照)から外しており<sup>38</sup>、石川県の耕地も1887年に金沢第四高等学校創設のためにあっさり全部寄付したのである(後掲表6)。

幕末期において、加賀藩財政とは区別される藩主家の金融資産ないし特別会計はあったであらう

37 前掲『尾山神社誌』180~181頁。翌73年にこの金谷御殿跡地を旧臣らの要請により木谷が寄納して藩祖前田利家を祀る尾山神社が建立された。

38 古金銀のその後の処理は不明である。1886年度の資産残高および収支全体が把握できる『原簿十九』の「古金銀」の項には期初「越金」0.25円とほとんどないので、82年に書き上げられた古金銀は売却したと思われるが、『原簿十九』には、期初の古金銀0.25円を87年6月に「帳外へ送ル」ともあり、古金銀は簿外資産として所有し続けたようでもある。じつは、『資本財産台帳』(明治28年度)には、「地金銀精製貨幣売却代」18万6千円余が突然「予備貯蓄」に組み入れられ、資産が増加している(明治後期の前田家については別途分析中である)。また従来、同家は1884年に貯蔵古金15万両を安田善次郎に依頼して売却したとされているが(矢野竜溪『安田善次郎伝』中公文庫版、1979年、167頁)、同家の内部史料をみる限り15万両とはいささか過大と思われる。後掲表10-2のように、1883年の用弁方庫中金貨15万円が翌年に1円に激減し、また84年に用弁方から現送したと思われる東京の金貨が15万円あるが、これらは古金ではないから、『安田善次郎伝』の記述が正しいとすれば関係ないはずである。いずれにしても、古金売却は同家が松方デフレによって打撃を受けたから(前掲、千田「華族資本の成立・展開」9頁)とは到底考えられない。

39 加賀藩では「御貯用金」「御貯用銀」なる特別会計が財政史料に時々現れ、それは軍用の予備資金であったり、臨時的な藩内への貸付などに使われたりしていたが、それ自体はただちに藩主の個人資産とみなされるものではなかろう。たとえば『続漸得雑記』第15冊(加越能文庫、特16.05-15-6)所収の「公儀不度御貯用金」には、「為軍用吹立候仰付御貯用有之由」の軍事資金が万治~天保期に存在していることを金額とともに記しているし、田畑勉「宝暦・天明期における加賀藩財政の意義」『史苑』(立教大学)30巻1号、1969年、19~23頁は、安永~天明期における産物調方による産業育成のための「貯用銀」貸与政策を論じている。ただし幕末期に、『御親翰留』(加越能文庫、16.25-28)の横山遠江守・中川八郎右衛門宛前田齊泰書状(安政3年7月6日付)に「(諸士難渋の件につき、そのままにはできないため)乍無理、次向貯用銀ニ当座調達を以引足、難渋之人々於次追々取扱可申付候旨」云々とあり、この奥向の「貯用銀」が版籍奉還時頃に前田家の私有財産と認められた可能性がある(この書状は、宮下和幸氏から御教示を得た)。



表3 家知事向惣御入費

(両)

	惣メ高	二ノ御丸 御広式	金谷御 広式	真龍院様	方々様	寿正院様	御次	御献上 御進物	御台所
1867 (慶応3)年	53,400	3,500	11,500	7,600	12,250	5,500	10,650	200	2,200
1868 (明治元)年	64,864	5,238	13,126	9,623	9,417	8,700	12,062	192	4,678

(出所) (金沢藩) 理財局、岡田様「昨辰年等御入費部分調理」(加越能文庫、特16.48-152)。

注：1) 1867年は概算額。銀表示・金表示の両方あるが、原史料は銀1貫=金10両で換算している。

2) 「真龍院」は12代藩主齊広の正室。「寿正院」は齊広の娘で、10代大聖寺藩主前田利極の正室。利極はすでに亡くなっており、この時、寿正院は金沢城に帰っていた。

3) 史料の1868年「惣メ高」6,476.4貫は6,486.4貫の誤りにつき訂正した。

う<sup>39</sup>。しかし1870年に慶寧は前年の藩内不作に対する救恤の際に、「余財」が乏しいため、先祖伝来の蔵品を手放している<sup>40</sup>。1869年の版籍奉還によって藩財政と家政は明確に区別され、知藩事も家禄支給となったが<sup>41</sup>、先に指摘したような藩や政府への献金・上納以外にむろん多額の家政費支出があった。幕末・明治初年(1867年～68年)の金沢城における藩主家家政費は、表3のように年5～6万両であった。翌69年に城から出ると御殿女中を相当多く解雇するなどにより家政費は減るとはいえ(後述)、廃藩置県時には、「御貯用金」あるいは同家の金融資産はかなり少なかったはずである。先の家職赤井は「御跡仕舞」を終えて1871年12月に東京邸に参上し、家扶(兼家令心得)に任ぜられたが、この頃同家家政に関する議論の中で、

当形勢御家禄多シト雖共、誠ニ風前之燈火ノ如ク何時消ルトモ不知、唯今之内御貯用金出来不申而ハ不相成時節

とし、自分の受け取る家令(心得)の月給40両は高すぎると、節約を申し述べたという<sup>42</sup>。ここからもこの時の「御貯用金」は多くなかった点が示唆される。近世最大の大名であり、近代には有数の華族大資産家となる前田家の明治初年は、じつはほとんど一からのスタートといっても過言ではない状況だったのである<sup>43</sup>。

次に、家禄賞典禄について検討しよう。従来、金禄公債交付までの旧大名への家禄支給の実態

40 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1174頁。この経緯について、『石川県史』第2編(1928年)1060頁によれば、当初慶寧は自ら資金提供を提案したが、側近の会計掛北川<sup>いのきく</sup>之作(のち前田家家扶、日本鉄道会社副社長)が、近時支出が多くて経常費すら賄えず「別に救恤の余財」がありうるかと反対し、しいて救恤の方法を考えれば先祖代々の古器珍宝を売却して若干の資金を得ることはできるがそれも困難だと述べたところ、慶寧が後者は容易だとして「書画文房具著器数百点」を大坂に運んで売却したという。もっともそれは重要度がやや劣る一部の蔵品のみのはずである。

41 別に知藩事俸給として月100両があった(表2の史料による)。

42 『赤井直喜手控』七。またこの史料によれば、赤井は以前に齊泰から預かった「金谷御手元御内用金」銀60貫目を町会所要用方(後の要用会社)に預けていたところ、齊泰が上京する頃には利子が付いて「数百貫目」になっており、これは「真之御手元銀ニテ少シモ他へ響キ不申銀子」であったが、上京の際に齊泰が御供・御付や女中などに分配してしまったと記している。

43 もちろん、新井白石をして「加賀は天下の書府」といわしめた、今に伝わる和漢籍・古文書、さらに道具・衣装類など現金以外の動産もかなりあったが、その売却換金は想定されない文化財的資産であった。

については、尾張徳川家についての帳簿に基づいた松平秀治の分析がほとんど唯一の研究であり<sup>44</sup>、それによると、家禄は1875年分まで旧領において、また74年分までは原則として米で受け取っていた。そして名古屋で支給された米を名古屋やあるいは東京に輸送して売却し、また名古屋から東京邸へ送金しているが、この送金は、三井組や名古屋の有力商人であった松坂屋や伊藤次郎左衛門の為替で行われていたという。前田家については、そうした点が判明する明治初期の会計帳簿がないので不明の点も多いが、金沢では、旧藩士の家禄については、当初は毎年4期に分けて、一部を飯米と称して現米を支給し、残りは石代で支給した。そして1872年以降は全部その時の米相場で換算した石代で支給した<sup>45</sup>。旧藩主前田家も、前述のように、1871年頃家禄米は飯米を除き金沢藩（さらに金沢県）が売却し、前田家は代金を受け取っていた。賞典禄支給も原則的には家禄と同様だったが、1871～72年頃大蔵省からの指令により大津や大阪で現米を受け取ることもあり、前田家は家職を派遣し、売却して為替により送金していた<sup>46</sup>。その後も家禄は、1872年11月に貧民学校建設のため文部省に家禄のうちの1万石代金をもって献納する願いを出した際も、「現米壺万石本月下賜ノ石代金ヲ以テ」とされているように、現米ではなく石代を受け取っている。さらに、この時米相場は1石1円68銭だったので、1万6,800円の献納予定であったが、この願いが翌73年2月に認められた後の5月に、米相場が1円73銭と少し高く改められたので差額の530円を追加上納することになった。その際にも、「御改不足金当月廿日石川県庁<sup>ノ</sup>御渡<sup>ニ</sup>付」とあり、やはり県庁が家禄米を売却して同家に交付していた<sup>47</sup>。

県庁が家禄米をどのように売却したかは不明であるが、いずれにせよ前田家の内部史料をみる限り、同家が家禄米を自ら売却したり、すぐ述べる通達方と称される旧加賀藩御用商人などに依頼して売却したような記述はまったくない。一方で、前田家の家禄代金の入手地はこのようにまだ金沢であるから、それを東京邸に送金しなければならないが、そうした為替送金業務を行っていたのが通達方（＝金沢為替会社）であった。

44 松平秀治「明治初期大名華族の経済基盤」（『徳川林政史研究所研究紀要』1974年度）、同「明治初期尾張徳川家の経営内容」（同誌、1976年度）など。

45 『石川県史』第4編、1198頁。支給月は3・6・9・12月だったことが、1万石家老横山政和家の日記（加越能文庫、特16.40-093、目録は横山隆平日記としているが誤りである）からわかる。

46 1871年12月24日に、東京邸から用弁方に次のような用状を發している。「御賞典米四分ノ一於大津御藏御渡可相成旨、大蔵省指申候東京府<sup>ノ</sup>之談有之候、依而尚更請取方大津県出張所取合可申懸御米此様御承知置可被下候」。また1872年2月14日にも同様に、「御賞典米……河村幸今日出帆坂府へ罷越候旨ニ而……受取候上ハ其表〔金沢〕へ為替之義取計方申談置候間左様御心得可相成候」とある（『金沢往状』明治4年～同5年）。

47 以上、前掲『御達并御届留』および『日記』（明治6年）。旧藩士の例として、前述の横山政和家日記によると、明治7年3月24日・同12月23日の条に「御家禄石代本勘受取」「今日御家禄代請取ノ事」とあり、家禄を石代で受け取っていた。また、明治5年3月7日の条には、「為替会社へ鉄次郎差出、御米代受取来候事」とあるように、石代は実際には石川県の官金取扱を行っていた金沢為替会社から受け取っていたようである。

そもそも加賀藩では、すでに近世中期頃には金沢における支出より江戸における支出の方が多くなり<sup>48</sup>、多額の資金を江戸藩邸に送金する必要があった。加賀藩の江戸への送金に関する分析は見当たらないが、幕末期加賀藩の財政関係史料をみると、やはり大半は両替商を通じた為替によって金沢から、そして比重は大きくないが廻米売却を行う大坂からも送金され、さらに一部に藩自身による現送もあったことがわかる。

現送があった点は、次のような史料によって明らかである。たとえば1857(安政4)年から1863(文久3)年の加賀藩財政収支が記されている『御勝手方内密留』所収の文久3年「御算用場土蔵銀入払調理帳」をみると<sup>49</sup>、「江戸為替渡り」として銀8,134貫の支出があり、これは金沢から江戸藩邸への両替商を通じた為替送金であろう。その横に「同御仕送金」銀1,360貫目の支出があって、これが金沢から江戸藩邸への現送分とみられる。というのは、続いて「右其内御用無之、呼返候分」680貫目の収入および「右駄賃渡り」5貫目余の支出がある。現金を駄馬に乗せて輸送しようとしたところ、680貫目分は不要となったので引き返させ、かつこれらの駄賃を支払ったというわけである。念のためにいえば、この「仕送金」は参勤道中の持参金ではない。1863年に慶寧は江戸に参勤していないし、他方江戸へ参勤に旅立った年に「仕送金」がない年もある(1858年、60年)。そもそも参勤時の持参金としては多すぎる。なぜ全部を両替商へ依頼する為替送金にしないで一部を現送しようとしたのか。それは金沢の両替商がもつ資金力、為替取組能力の制約によるためであろう。両替商が加賀藩による大規模な江戸への送金依頼に応じるためには、同程度の反対方向への為替送金が必要となり、その条件が満たされない時は両替商または加賀藩自身が現送するしかなくなる。江戸への「仕送金」額が、安政期以降で判明する4年ではそれぞれ銀680貫目またはその2倍の1,360貫目、あるいは銭30万4千貫文だったことは、追加的な1~3万両の緊急現送を行ったようにみえる<sup>50</sup>。大坂の加賀藩邸から江戸藩邸への為替送金もあった点は、大坂藩邸の入払帳がある1854年に「江戸為替 大坂」2万7千両、1863年に「江戸為替金渡」1万1千両の支出があったことから明らかである<sup>51</sup>。このように金沢から江戸への送金に一部現送があった点や、上方から江戸への為替送金もあった点は、明治前期の前田家でもやや例外的ではあれ皆無ではなかった。

48 田畑勉「天保・弘化期における加賀藩財政と藩債返済仕法の構造」(『史苑』34巻1号、1974年)など同氏の一連の研究、また簡単には、忠田敏男『参勤交代道中記—加賀藩史料を読む』(平凡社、1993年)253~255頁を参照。

49 小幡家文書416。

50 1854年は銀680貫、1862年は銀682貫余、1868年は銭30万4千貫文余。銀680貫目はおよそ金1万両、また1868年の史料に記載の換算表によると30万貫文は金3万両。1854、63年は駄賃支出が別途明記されているのに、1862、68年はそれがないことから駄賃を含んだ金額かもしれない。1854年は「安政元甲寅年正月ノ十二月迄御算用場并大坂金銀銭等入払決算帳」(前掲『赤井直喜手録』所収)、1868年は「明治元戊辰年中御算用場御土蔵金銭入払」(表2の史料所収)による。

51 前掲「安政元甲寅年正月ノ十二月迄御算用場并大坂金銀銭等入払決算帳」、および「文久三亥年中大坂御屋敷御かね入払帳」(前掲『御勝手方内密留』所収)。

さて金沢為替会社とは、1869年に金沢藩が木谷藤十郎・島崎徳平・木谷次郎作・藤井能三ら旧加賀藩御用商人に運営を任せる形で設立したものである（以後、為替会社と略称する）<sup>52</sup>。同社は事業者に資金貸付を行い、利子付預金も受け付けるという銀行業務を行うものであり、また金沢藩の官金取扱を重要業務とした。廃藩置県後も上記4名の旧御用商人による運営の下で、石川県の官金取扱を行い、日本銀行設立後は同行の代理事務の引受も行った。明治10年代に多くの府県では官金取扱などは新設された国立銀行が行ったのに対して、この地域では為替会社が大きな存在感を示した。このように同社は、明治前期における北陸地方最大の金融機関であったが、じつはその実態はよくわかっていない。しかし以下に述べるように、同社あるいはそれを運営する旧加賀藩御用商人は明治前期の前田家にとっても重要な役割を果たしていた。

金沢為替会社はすでに1870年末時点で、大坂・西京（京都）・神戸・横浜・東京に出店を設置しており<sup>53</sup>、前田家は、移住後、用弁方から東京邸への送金を通達方に頻繁に依頼していた。東京邸事務部たる御用所は、1872年6月7日に、次のような用状を用弁方に送っている<sup>54</sup>。

御入用等之方へ於此表〔御用所〕通達方金札壹万兩当四日請取候条、於其表〔用弁方〕御振込可有之候

これは、為替手形を東京邸が振り出して金札1万兩を入手し、為替会社金沢本店が用弁方から資金を取り立てる逆為替である。同年8月5日にも同様に、逆為替によって用弁方に送金依頼をしている。

其表〔金沢〕を御仕送金之義、先便及打合候通ニテ届、過日来新貨御買上、改而御在金残少ニ相成候ニ付、当四日通達方を金札壹万兩請取候条、於其表右代り金銭之内御振込可被成候

新貨条例に基づいて発行された新貨幣を買い入れたため、手持ち資金が少なくなり、東京において通達方から金札1万1千兩を受け取ったものである。

これより先の同年2月9日に、用弁方宛に、「御入用金壹万兩為替之御義、御申談之旨致承知候」と同様の用状を出しているのが、『金沢往状』に記されている用弁方への為替送金依頼の初見であり、これは取組金融機関も記されていないし（これも通達方＝為替会社へ依頼か）、並為替かもしれないが、いずれにせよこのように1872年初頃から金沢で受け取った家禄米代を1万兩程度ずつ東京に為替で送金するようになった。ところが、同年9月「朔日」付けで、東京から金沢に次のような用状を送っている。

52 同社については、『石川県銀行誌』第2章、徳田寿秋「金沢為替会社の研究」（『日本歴史』307号、1973年、同『加賀藩における幕末維新期の動向』橋本確文堂、2002年、第2章第2節に収録）、北陸銀行『創業百年史』（1978年）47～54頁など。木谷藤右衛門（藤十郎）家については、北西弘編『木谷藤右衛門家文書』（清文堂、1999年）などを参照。

53 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1303頁。

54 以下、1872年の東京邸による用弁方宛用状は、すべて『金沢往状』（明治4年～同5年）所収の控による。



金貨御用ニ候ハ、引替可差上旨、通達方之者申間候ニ付、五万円引替之義申談候、依之定額御仕送り之外ニ五万兩至急御指送可被成候

通達方が必要ならば新貨幣の金貨に替えてくれるというので、「定額御仕送り」(1万兩の送金)のほかに5万兩を至急送れとある。この頃には、1年前の廃藩置県直後頃と異なって、用弁方に支給された家禄賞典禄代がある程度蓄積されていたようである。さらに続いて9月25日には<sup>55</sup>、

一、当月分御仕送金壹万兩并一時御仕送金五万兩為替切手通達方ヨリ差出請取申候、但御米御仕送金為替代申付之節、切手御取立直々御事之儀、且月々十五日以後到着相成ニ而候ハ者、月無利足相成候月始三日迄ニ御指出之儀いたし度候

と金沢に送り、9月「朔日」付の用状にある通り、6万円を逆為替で入手した旨を通知し、為替手形は毎月15日以後に金沢に到着するから、利子支払のない翌月3日までに支払うように依頼している。しかし9月25日付の用状と行き違いになったとみえて、10月5日には、

御仕送金四万六千兩到来之旨ニ而、通達方ヲ指出請取申候、但向後定式之御仕送高より整高ノ節ハ、前以而御越之様致度候

と金沢に送っており、4万6千兩の為替手形が東京邸に到着したようである(並為替)。したがって、今後は定額の1万兩より多く送る際は、あらかじめ知らせるように指示している。

以後、「御仕送金」1万兩の逆為替による送金指示の用状が、10月15日・11月15日にも発せられており、この頃、ほぼ毎月1万兩を金沢から東京に為替送金する原則だったことはまちがいない。そして、10月15日付の用状に「当十三日通達方示談申より指出受取、直様相預ケ置申候」とあるように、東京邸では通達方(=為替会社東京支店)から現金を受け取ると、新金貨に替える場合は別として、それをただちに為替会社に預金していた。こうして、金沢からの送金を新金貨に替えて邸内に保管したものが、表1-1にある1876年の「金貨別箱入」などであり、定額の「御仕送金」1万兩を受け取ると同時に通達方に預けたものの一部が、後掲表8の東京邸「通達方(御貸渡)」であろう。

ところで通達方(=為替会社)が、前田家からの月々1万兩もの為替送金の依頼に容易に応じられたのは、明治初年頃、一般に商品流通の方向が、東京→金沢よりも、米移出などのために金沢→東京の方が多く、したがって資金の流れが逆に東京→金沢の方が多く、為替会社は為替送金によって、東京支店の資金偏在、金沢本店の資金難という傾向があったからかもしれない。とはいえ、北陸から東京方面への米移出はそれほど多かったわけでもなく、前田家の送金額が月1万兩=年12万兩とすると、東京で為替会社が払い出す貨幣は金札や正金であるから、これはこの

55 9月「朔日」付の用状より25日付を後に送ったことは、内容からも、また史料に後に記していることから、明らかである。

56 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1302～1303頁に、1870年の為替会社の出入金明細があり、これは本店のみの可能性が高いが、正金・金札の入出金は年25～28万兩余とある。ただし入金は期首在高を含むはずである。



頃の為替会社の正金・金札取扱の半分近くを占めることになり<sup>56</sup>、前田家の依頼による為替取組は為替会社にとってかなり大きな比重を占めたと思われる。したがって、先の1872年9～10月頃になされた、月定額1万両とは別の5万両といった巨額の臨時送金依頼に対して、にわかに応じられるものではなかった。同年11月5日付の東京邸から用弁方に宛てた用状には、

〔通達方がいうには〕此表〔東京邸〕エ御仕送金以後追々大金之御仕送相成候而ハ、其時々現金送輸不致而者不相成候得共、雑費相懸候ニ付、其時者打金受取申度候、無之時者、御仕送当月半利之義ニ取極度云々申聞候儀、改承知候

とあり、為替会社も大金の送金依頼に応じるには現送するしかなく、経費が掛かるので「打金」（手数料）をもらうか、半月分の利子をもろう契約にしてほしいというのである。どうやら、これまで通達方は為替手数料なしで前田家の送金依頼に応じてきたらしい。いずれにせよ、前田家はこの年金沢から「大金」を送付し、それにより通達方から新金貨を買い上げたようである。後掲表4の史料には、1872年に「新貨買上并打金」70,224両の支出が記されており、新金貨7万円を買上げ、「打金」（手数料）224両を支払ったのであろう（これはむろん表4の72年家政費支出に含まれない）。

1875年になると、今度は依頼者が逆転して、前田家が通達方（＝為替会社）の為替送金依頼に応じている。すなわち前田家も東京邸と用弁方の帳簿によって為替取組ができるのである。このような明治前期における大名華族の東京-旧領帳簿間の為替取組については、すでに尾張徳川家や柳川立花家について指摘されている。尾張徳川家の場合は営業目的でないため使用人および親類等ごく限られた者だけに利用させたとされるが、例外的に徳川家が名古屋で米売却を依頼していた米穀商西村七左衛門からの依頼にも応じている<sup>57</sup>。立花家は、旧藩関係者や旧領の国立銀行まで同家の為替制度を利用したというが、金額は少なく、多い場合でも総額で月1千円～2千円程度、最も多い1882年でも年5千円程度である<sup>58</sup>。明治前期の前田家では、詳細なデータがあるのは1886年度だけであるが、やはり利用は家職の家族への送金、および前田家家政に関わる年始献金、尾山神社関係の送金にほぼ限られ、一般の旧臣・旧領民に利用させていたわけではなく、ほとんどは数円～数十円の小口送金であり、1年間の総額は両方向とも5千円前後であった<sup>59</sup>。1872年頃も東京邸の用弁方宛用状控をみると、法事の香典などの小口送金が東京-金沢間の帳簿記載による為替で行われていた<sup>60</sup>。こうした為替は当然藩政期の金沢・江戸両藩邸間や金

57 前掲、松平「明治初期尾張徳川家の経営内容」513～515頁。1874年6～7月に西村の依頼に応じて名古屋から東京に計5万円送金している（西村にとっては東京から名古屋への送金）。これは後述の通達方から依頼を受けた前田家の為替取組と方向もまったく同じである。

58 前掲、内山『明治期の旧藩主家と社会』第2部第2章第2節。

59 『原簿十九』による。

60 たとえば、『金沢往状』明治5年6月17日付の用状に、「真龍院様御三回忌ニ付、鷹司様ノ御香典金貳百疋御満御出候、御かね之義ハ此表ニ而留置、為替之義ニ相立候間、其表ニおみて右金高払ニテ相足、御満方御取斗可有之候」などとある。真龍院（12代藩主齊広の正室）は、鷹司家から輿入れた。

沢・大坂両藩邸間などでも行われていたはずであり、前述の幕末維新期加賀藩財政史料にもそれらしき記載がある。すなわち算用場入払帳をみると、各年とも必ず「江戸書替」「江戸書替渡上納」という比較的少額の入金が記載されており、「大坂書替渡」「京都書替渡」の入金についても各年必ず記されている。これは藩邸間為替による小口送金のために依頼主から各藩邸へ入金した分と考えられる。おそらく近世期には各藩とも領国・江戸両藩邸帳簿間でこのような家臣や藩関係の小口の為替送金は行われていたのであろうし、明治期以降、華族の家になっても継続したであろう。結局、加賀藩において、金沢・江戸両藩邸間の送金の仕組みは、両替商に依頼した為替送金、現送、両藩邸内帳簿記載による為替という3つがあり、明治期に華族となった前田家が東京に本拠を移しても、3つとも存続していた。もっとも明治期における前田家自身による現送はかなり例外的と思われ、筆者の限られた史料探索の限りでは、『淳正公年表稿』明治12年10月22日の項に、「金沢ヨリ御取寄ノ金貨到着」とあるのが唯一の確かな事例である<sup>61</sup>。

さて、為替会社が前田家には為替送金を依頼したことは、旧領所在の金融機関が大名華族の東京-旧領間の記帳による為替を利用する点で、柳川立花家と共通するが、立花家を利用した1879年の第九十六国立銀行の場合はただか200円程度だったのに対して、こちらは金額が大きい。すなわち、『日記 甲』(明治8年)4月3日の条には、次のように記録されている。

通達方部理代高桑市次郎参上、金沢へ為換之義出願、示談ノ上許諾ス、但翌日壹万千円相納、為替切手相渡

東京前田邸が通達方から現金1万1千円を受け取るとともに為替手形を渡し、それを送られた為替会社金沢本店が用弁方に提出して資金を受け取るわけである(並為替)。じつは、これは従来、用弁方が石川県庁から受け取った家禄代を東京邸に送金する逆為替の仕組みとまったく同じであり、依頼者が前田家から通達方(為替会社)へと逆転しただけである。そして従来とは異なっただけで、こうした送金依頼が為替会社側からなされたということは、同社の東京支店現金偏在、金沢本店現金不足という構造は不変であり<sup>62</sup>、また従来通り家禄代支給が旧領で行われても<sup>63</sup>、旧領から東京邸への定期送金がなくなったことを示していると思われる。実際、同年の『日記 甲』には、前田家が通達方へ送金を依頼する記事はまったくない。もっとも、通達方からの為替送金依頼も

61 この事例の金額・現送理由とも不明であるが、古金であればのように記すであろうから、新金貨と思われる。時期からみて慰君婚姻の結納・持参金のためかもしれない(ちなみに前田家には、慰君の成婚後も榎川宮家への多額の出費を強いられたという伝承がある。酒井美意子『加賀百万石物語—秘史・前田家の戦争と平和—』主婦と生活社、1992年、217~220頁、著者は利為の長女)。また前述のように、後掲表10-2に、1883年在金沢金貨15万円に対して、翌年在東京金貨15万円余になっているのは、現送した可能性がある。

62 さらに1880年代初め頃も、為替会社(およびそれを改称した北陸銀行)金沢本店の「為替金」は、「受込」より「振出」の方が多かった(拙稿「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融業経営と鉱山業への転換」本誌本号、表4、表5)。

63 前田家の家禄代支給が旧領で行われたのは、おそらく尾張徳川家と同様に1876年までと思われる。

これ以外には記されておらず、この為替依頼は定期的・恒常的なものではなかったはずである。

そして通達方からのこのような為替依頼に応じたということは、翌1876年の資産(表1-1)と同様に、この頃には、用弁方・東京邸ともかなりの資金が蓄積されていたはずである。じつは、すでに72年11月22日の東京邸から用弁方宛の用状には、

此表エ御仕送金云々御内状之趣改承知候、当時金貨御在高七万五千円余ニ相成、且此表兎角不融通ニ而、先達而御指送り御家禄代之内貸附方六ヶ敷ニ付三百兩余無利足之分有之、且又先便申上置候通、通達方ノ依頼預ヶ置候分も有之、……去りなから数万之金高利足不相立……御不益ノ様ニも有之、右等ノ通、何とも難決候、今度御申越之通、御仕送り当分御指止ニ而も可然哉

とあり、東京邸では7万5千円の金貨があり、また他の手元資金も利子付貸付が難しく、無利子貸付では不益なので、当分金沢からの送金はなくてもよろしいと書き送っている。巨額の家禄賞典禄給付によって、またたく間に資金が積み上がっていたのである。

では支出面はどうだったか。表4は1872～75年の同家家政費である。表3の1867～68年が5～6万両だったことと比較すると、72・73年は3万円台だから、1円=1両として、大幅に減少している。城から出て、とくに女中費用など人件費(表3は「御次」か)が少なくとも一時的には大幅に減ったはずである。1869年の版籍奉還直後頃の前田家人員について、「家政向家令家扶家従等召仕候人員 式百五十人」という記録があるが、東京に移ってまもない1871年12月にお

表4 前田家家政費支出

(円)

	御用途 惣額	南御 住居	御召 服	御膳 所	男子 月給	女中 月給	旅費	営繕	小計	その他の主な経費
1872(明治5年)	31,532	2,558	190	710	4,246	715	928	11,448	20,795	{ 御洋行費(利嗣)7,838, 御邸御買上2,270 { (根岸邸購入費の一部)
1873(明治6年)	33,972	5,878	454	739	6,372	1,779	643	3,462	19,327	{ 本郷御長屋2,923, 東御邸代2,507, 御婚 { 礼方(礼姫)1,286, 巢鴨地代等上納468
1874(明治7年)	57,022	1,581	1,573	1,720	7,611	2,360	1,611	140	16,596	{ 本郷御普請18,016, 御霊社御入用(東御 { 邸)1,995, 御湯治御入用(慶寧)1,177
1875(明治8年)	54,269		1,600	2,226	9,884	1,551	2,227	8,340	25,828	{ 御勤学所新築4,219, 御進物用被進方 { 3,088, 被下方1,478, 湯本御湯治(齊泰) { 1,031

(出所)「明治五年方同八年迄年々御用途惣額」(小幡家文書432)。

注:1)「南御住居」は根岸邸における齊泰の隠居所で、「北御住居」が慶寧の住居たる「本邸」。1874年から「南御住居」が急減するのは、慶寧没後、齊泰が「北御住居」に移ったためのものである。

2)「東御邸」(北豊島郡龍泉寺村)は1873年地所購入、ただし地所代は171円であり(『御達并御届留』明治4～6年)、2,507円の大半は邸建設費と推定。

3)1872年は一部で両表示があるが、史料はほぼ1両=1円としている。貸金支出は含まない。

64 1869年は、表2の史料による。この数字は、同年11月に金沢城を明け渡して家老本多家の屋敷に移る前の数字であろう。1871年・77年は、『御達并御届留』(明治4年～同6年)、『諸事留』(明治10年)による。1877年は慶寧3回忌の記事からの推定であるが、東京邸のみであり、用弁方は含まれないし、家丁・雇夫等、下級雇人も含まれていないから、若干過少である。後述の1876年に旧臣によって記された文書には、80余名とある。ちなみに、1930年頃の前田家本邸(駒場邸)の使用人は136人だったとされ、大幅に増加している(酒井美意子『ある華族の昭和史』講談社文庫、1986年、11頁)。

ける前田家の使用人は、男31人、女17人、計48人であった。1877年頃には、再び少し増えたようであり、若干過少な数字であるが、少なくとも男31人、女20人、計51人はいた。しかし不明分を合わせても、100人を超えることはなかった<sup>64</sup>。家政費は1874・75年には5万円台に増加しているが、74年は慶寧死去に伴う経費や、本郷邸普請代などが大きく影響している。

そして1876年の収支予算をみると(表5)、前年9月の太政官布告によって家禄賞典禄は全面的に金禄となり、前田家の家禄・賞典禄は計23万円余となっていた。それから家禄税を差し引いて15万円、生計費等諸経費を差し引いて、5万円程度を「蓄財」する方針であった<sup>65</sup>。家禄税が創設されたのは73年末であり、74年分(すなわち75年の家禄交付分)から徴収されるよう

表5-1 前田家の年予算(1)(1876年)

項目	金額(円)	備考1	備考2
収入 御家禄賞典録金額	238,815	但、永世御分与ノ分引去御渡ノ全額	金額は史料の238,817円を訂正
支出			
税金額	84,844		家禄税、最高税率の35.5%
{ 御賞典禄ノ内終身御分与金高	285	但、八年分ノ金額ナリ	{ 前田慶寧に与えられた永世禄から一代限りとして家臣に与えたもので、被分与者死亡時に前田家が回収
会館保続金	6,147	但、御家禄御賞典合併高二五分ノ一	華族会館保続入費、開館は76年1月
鉄道御出金	16,857	{ 但、年六部利付、但、惣額十一万八千円七ヶ年賦	{ 華族組合による新橋-横浜間の官鉄7年賦払下げ、1875年5月計画
忍岡小学校御出金	300		東京本郷の前田邸付近、1875年10月開校、現存
根岸御邸へ被進金	14,592	但、御家禄高十分ノ一	
年中御用途	70,000	七万円斗 但、金沢御用弁方共	
残	45,787		

(出所) 表1-1と同じ。

注：金額の銭以下は切り捨て、備考1は史料の記載、備考2は筆者の注記。

表5-2 前田家の年予算(2)(1876年)

項目	金額(円)	備考
収入		
{ 御家禄并御賞典録之内、税額并御賞典禄分与ノ分引去残高(内、御蓄財之口へ入)	153,684	上表と同じ
残	△50,000 103,684	上表と異なる
支出		
会館保続金	6,147	
鉄道御出金	16,857	
忍岡小学校御出金	300	
根岸様御入用	14,592	
残、年中御用途 金沢共(三分ノ一非常予備)(御平常御入用金)	65,787 (21,929) (43,858)	上表と異なる

(出所)・注 上表と同じ。なお小幡家文書435(岡田棟の筆跡)は同一の史料。

65 表5の史料には、4種類の見積もりがあり、細部で多少金額が異なるが、ここにはそのうちの2つを示した。



表6 前田家の寄付

年 月	内 容	金額 (円)	土地
1871 (明治4) 年	太政官建造のため家禄2万石代金を献納	86,656	
1872 (明治5) 年	旧藩債「消債」のため家禄十分ノ一を大蔵省に差出す	(18,743)	
〃	習成社取建につき東京府へ	1,000	
1873 (明治6) 年	宇喜多一族救助につき東京府へ	1,500	
〃	興学入費のため文部省へ家禄1万石代金を上納	17,330	
〃	皇居焼失につき差当り非常御用のため上納	10,000	
〃	金沢・英仏学校地所建物を石川県へ寄贈		...
1874 (明治7) 年	尾山神社へ非常予備金寄付	3,000	
1875 (明治8) 年	医学校敷地として本郷邸の一部を文部省へ寄付		540 歩
1876 (明治9) 年	学習院建築費として華族会館へ寄付	3,700	
1877 (明治10) 年	西南戦争負傷者へ寄付	1,500	
1878 (明治11) 年	石川県勸業・警察・病院新築に出捐	3,000	
〃	義倉再興のため起業公債を石川県へ寄付	12,500	
〃	石川県士族子弟奨学資金へ資金拠出	10,000	
1882 (明治15) 年	育英社へ寄付	2,000	
1883 (明治16) 年	士族授産のため金沢起業社へ寄付	100,000	
1884 (明治17) 年	文武生員養成の資金として育英社へ寄付	25,000	
1885 (明治18) 年	金沢区へ開墾種桑用に長町別邸地を寄付		1 町 6 反
〃	文学生徒養成の資金として育英社へ寄付	1,000	
〃	興学の資として金沢専門学校へ寄付	5,000	
1886 (明治19) 年	旧領地北陸銀行及類業各社破産スルヲ以テ士民救恤トシテ	80,000	
1887 (明治20) 年	府民の広益事業として東京府へ南葛飾郡平井新田の土地を寄付		13 町 2 反
〃	金沢第四高等中学校創設費として寄付	50,000	54 町 8 反
〃	京都豊国神社へ寄付	1,000	
〃	海防資金として政府へ献金	50,000	
〃	金沢士族子弟奨学資金として育英社へ寄付	20,000	

(出所) 永山近彰『淳正公家伝』(1921年)、『淳正公年表稿』、『御達并御届留』(明治4年～同6年)、『金沢往復書状留』(明治4年～同5年)。

注：1) 判明分のみ、1両=1円と換算。1千円未満の少額寄付は略した。

2) 1871年政府献納は、3月33,169両、6月29,671両、11月23,816両。1872年家禄十分の一は筆者推算。

3) 1887年第四高等中学校へは、5万円(毎年1万円宛差出)と土地(地価3万537円)の両方を寄付。

になったから、それまではさらに蓄積が可能だったはずであるし、表5の「(華族)会館保続金」支払は1874年から、「鉄道御出金」(華族による新橋-横浜間の官設鉄道払下げ)の払込も1876年7月からであるから<sup>66</sup>、それ以前はこのような負担はない。しかし前述のように、また表6に示したように、同家は表4の家政支出とは別に、政府への献金など多額の寄付金を早くからたびたび行っていた<sup>67</sup>。他方、前田家は、貸金・公債の利子収入が若干あるほか、遅くとも1876年までには旧領に耕地を所有し、それから上がる小作料もあるが、後者は多くないはずであり、その他に利殖のための事業を行った形跡はない<sup>68</sup>。

66 この東京鉄道組合への出資予定額において、前田家は11位の11万8千円であり、1位の蜂須賀家82万5千円のわずか7分の1である(『渋沢栄一伝記資料』第8巻, 1956年, 463頁)。出資予定額の上位にはさすがに旧大藩大名華族がずらりと並ぶが、最大の大名たる前田家がそれほどの出資予定額ではなかった点は、同家の慎重な投資姿勢が表れているように思われる。しかしそれでも旧領には関係のない投資として旧領の旧臣から激しい突き上げがみられた(後述)。

67 なお、表6の1873年宇喜多一族への救助金は、藩祖前田利家の娘豪姫が嫁した宇喜多秀家が関ヶ原の戦いで西軍として敗れ、八丈島に流罪となり、前田家が江戸時代を通じて同島の子孫に援助していたが、明治初年ようやく赦免されて一族が本土に帰還した際に、再び前田家が支援したものである。

68 貸家・貸地の不動産経営もわずかと思われ、表5の1876年取支予算に家賃地代収入は計上されていない。また1886年度でも不動産収入は3千円程度にすぎない(後掲表16)。



このような情報をもとに、1871年夏の廃藩置県頃(=東京移住頃)から1876年7月頃までに家禄賞典禄収入によって、どの程度の金融資産蓄積が可能であったかを推計してみよう。まず家禄賞典禄米代であるが、表5の23万8千円余は、前年9月の太政官布告により、各地方貢納石代相場1872~75年の3年間平均をもって金禄に改定して支給することになった際に、金沢藩家禄換算相場1石=3円55銭3厘7毛1糸によって算出されたものである<sup>69</sup>。したがって、73年から76年までの4年間は、この相場による家禄賞典禄代収入(計955,260円)があったとみなせる<sup>70</sup>。それ以前の1年半の石代相場は、1871年9月は1石=3両永572文、72年夏季3円71銭、同年秋季2円94銭3厘であったから<sup>71</sup>、1石=3円40銭平均と仮定すると、71年秋から72年の1年半分の家禄賞典禄推計額は342,725円となり<sup>72</sup>、71年夏から76年7月の家禄賞典禄収入は129万円余となる。これに、表1-1に含まれている76年分利子28,651円や75年までの利子収入を大雑把に6万円と仮定して加えると、総収入は138万円余となる。ここから表4の72~75年の家政費計176,795円、さらに71年秋期と76年前半期を合わせた家政費を5万円と仮定し、また表6の寄付金のうち1871年秋から1875年までの寄付金計75,389円、家禄税2年分169,688円、鉄道出金半年分8,429円を差し引くと、90万円余となる<sup>73</sup>。これに1871年金沢からの若干の前記「御持金」を合わせても、表1に示されている金融資産90万円とほぼ一致する。かなり仮定を置いたラフな推計であり、多分に誤差も予想されるが、のちに有数の華族大資産家となる前田家は1871年初秋の東京移住時にほとんど一からの出発という『金沢往状』の記述からの前記推定が、1876年7月現在資産の形成推計からもほぼ裏付けられる。近世最大の大名であった前田家は、藩政期から多額の金融資産を直接に継承することはなかったのであり、家禄賞典禄が決定的に重要だったのである<sup>74</sup>。

なお、版籍奉還後に家禄制となって1871年夏までに家禄収入・知事官禄等によってどの程度資産を蓄積できたかも問題になりうるが、この時期の家禄支給は、尾張徳川家の例を見ると、かなり変則的であり、1869年分の家禄は実際には支給されていないことなどが明らかにされており、あまり大きな蓄積は不可能だったように思われる<sup>75</sup>。

冒頭で述べたように、近年の藩研究においては、藩の一般会計とは区別されてしばしば藩主の管轄下に置かれていた特別会計が重要であったことが指摘され、伝統的な藩財政窮乏化論に疑問

69 『石川県史』第4編、1202~1205頁。

70 尾張徳川家の事例から(松平「明治初期大名華族の経済基盤」218~219頁)、1876年前半に75年分の家禄賞典禄が支給されたとみなし、同様に下記の家禄税については75年分も納付したとみなす。

71 1871年9月は、前出の同年11月政府献納金残支払相場、72年夏季・秋季は、『石川県史』第4編、1198~1199頁。

72 算出の基礎石は、表5と同じく藩士10名に賞典禄のうちから永世分与分を引いた家禄賞典禄67,201石。

73 1871年秋の寄付分は表6の注を参照。また1876年華族会館への寄付は10月であり、ここでの推計には考慮しない。

74 ただし、多額の家禄受給も近世の遺産ともいえることはもちろんである。

を呈する議論がある。また特別会計とも区別される藩主の私的資産の存在についても議論されている。しかしたとえ幕末・明治初年に藩財政が窮乏しておらず特別会計等に大きな資産が有されていたとしても、そこから大名華族が巨額の金融資産を継承したということはほとんどなかったのではないだろうか。

この点は未解明の点が多いところであるが、たとえば佐賀藩について木原溥幸の研究によってみよう。同藩では種々の特別会計があったが、1870年にもともと藩主の管轄下で主として軍用に備蓄された「懸硯方」から旧藩主鍋島家に金6千両、正銀75貫、判銀300枚等が移管されたのをはじめ、同家は種々藩政期の資産を継承したようであり、廃藩置県後まもなくじつに40万両もの大金を政府に献納した<sup>76</sup>。しかし、この40万両は「元佐賀藩知事祖先ヨリ之遺金」とされているが、懸硯方からの移管分は上記のように「額はそう多くない」のであり<sup>77</sup>、どこから出てきた資金が明らかでないのである。そもそも、維新时期とはいえ40万両もの大金を旧藩主が自発的に献納するであろうか。一つの可能性として、40万両が旧藩主の私的資産か公的資金かあいまいだったため、義務的に献納させられたことが考えられる。そして献納分を差し引いてさらに巨額の資金を継承したとはいささか考えがたいのである<sup>78</sup>。

長州藩（萩藩・山口藩）については、戦中期に刊行された三坂圭治『萩藩の財政と撫育』が次のように述べている。すなわち、特別会計である「撫育金」や「宝蔵金」、さらに江戸藩邸の床下に蓄えられた「穴蔵金」などが毛利家の私財となって、それらは1871年に時価約100万両もあり、そのうち70万両を政府に献納し、残り30万両を同家が継承した<sup>79</sup>。しかしこの研究は、「一般の読物として記述を平易に」するため<sup>80</sup>、出所も明記しておらず、管見の限りその後この点を跡付けた研究はないようである。同書に引用されている1883年に宮内卿より贈られた内陳書から、廃藩置県の際に政府に70万両（＝円）余を献納したことは確かであるが、そこには「[毛利家が]王室不虞之事ヲ慮り、一切私用ニ不充、維新前後国用ニ供シ、廃藩置県ノ際、右残高七拾万円余、県庁ヲ経テ差出候趣」などとあって<sup>81</sup>、完全に私的な性格の資金ではなかったとも読めるし、総計100万両あったことを裏付けるものもない。佐賀鍋島家の40万両献納と同様に、70万両もの巨額の資金を献納したということは、なかば公的な性格を有する資金だったの

75 加賀藩領では、1869年の不作のなかで越中においてバンドリ騒動が起き、このため翌年5月に、慶寧が「家禄二十分一を除き他を藩政の用に供せんことを議せし」め、「詰合一同可と決候」と、『加賀藩史料』藩末篇下巻、1199頁にあるが、「慶寧略伝」（同書、1380頁）にはこれが実行されたとは記されていないので、あるいは尾張徳川家と同様に69年分の家禄が支給されなかったのかもしれない。

76 木原溥幸『佐賀藩と明治維新』（九州大学出版会、2009年）150～162頁。

77 同上書、157頁。

78 冒頭に述べたように、鍋島家は1874年に9万円を支出して旧領の田畑をじつに1,600町歩も購入しているが、この支出は版籍奉還以後の家禄収入によって不可能ではなからう。

79 三坂『萩藩の財政と撫育』（春秋社、1944年）326～328頁。

80 同書、序3頁。

81 同書、328頁。

ではないか。実際、近年の田中誠二による浩瀚な萩藩財政史研究でもそのように示唆している<sup>82</sup>。三坂著に記されているように、かなり年月が経過してから旧藩士の上陳によってようやく宮内卿から内陳書が送られた点も、当初は当然のあるいは義務的な献納だった可能性があるだろう。「[[毛利]重就公の余栄は言はずもがな、撫育制度もまたここに有終の美を済したのである」で終わるこの1944年刊行の著作は、天皇制国家の下での萩藩毛利家顕彰という色彩が強く、同家が30万両を継承したという点も検証が必要である。

松平秀治による尾張徳川家の研究では、1869年版籍奉還時の資産を、江戸時代の古金銀を除いて、金融資産13万5千円余、土地1万2千円余、計14万8千円と推計している<sup>83</sup>。ただし金融資産には、1870年3月～73年9月に売却した建物・道具類の代金収入が大部分を占める「御囲金」11万4千円余も版籍奉還時の同家資産とみなして合算している。むろんこの建物・道具類も藩政期からの継承資産に違いないが、それを含めるならば、本来は、今に伝わる徳川美術館所蔵の源氏物語絵巻等、家伝来の宝物類も含めないと首尾一貫しない。同様に前田家も金谷御殿の建物・庭石・立木売却代の銭10万貫余を近世からの継承資産に含めるならば、3代藩主利常以来といわれ今に伝わる典籍・古文書等の動産も含めなければ首尾一貫しない<sup>84</sup>。各大名華族ともに先祖伝来の家宝など現金以外の動産はかなりあり、それらを含めれば藩政期からの継承資産は増える。しかしそれはもともと売却換金を想定しておらずかつ時価換算は困難であり、大名華族の近世からの継承資産といっても厳密には算出不可能なのである。とりあえず本稿ではそうした現金以外の動産や一部の不動産は除外して考えるほかはない。尾張徳川家の場合、この「御囲金」を除くと、版籍奉還時から継承した私的資産は土地を含めて3万円程度となり、土地を除いた金融資産は2万円程度となって、のちの家禄賞典禄や金禄公債を基礎とした蓄積資産規模に比して到底巨額とはいえない。

尾張徳川家以外で藩政期から継承した金融資産がはっきりしているのは岡山池田家であり、森田貴子により提示されたデータから筆者が概算すると<sup>85</sup>、1869年約14万両、1872年約9万両と

82 田中誠二『萩藩財政史の研究』（塙書房、2013年）491頁、注37に、撫育銀はもともと「公私二重の性格を帯びていた」のであり、「明治になって残った撫育銀一〇〇万両のうち七〇万両を、藩主の私財として皇室に献納したと主張しているのは、私財としての性格をいっているのである。時々の都合によって、公的な性格を強調し、また私的な性格を強調するのは、論理矛盾である」と三上著を批判し、幕末期の非常時における萩藩財政は一般会計と特別会計を一体的に運用していたはずであると述べている。

83 前掲、松平「明治初期尾張徳川家の経済構造」37頁。

84 近現代に伝わった前田家の藏品については、菊池紳一『加賀前田家と尊経閣文庫』（勉誠出版、2016年）を参照。ちなみに、大名家の私財たる現金を含めた動産は、領民からの貢租を原資としたものだけでなく、贈答品や婚姻の際の持参品も多数あったはずである。たとえば尾張徳川家所有の源氏物語絵巻は、近世後期に鷹司家から同家へ興入れした際の嫁入り道具との説や大坂夏の陣の戦利品との説もあり、取得の契機は多様である。

85 前掲、森田「華族資本の形成と家政改革」409～410頁、注9。本稿表2の史料に記載の1868年換算表に基づき、金1両＝銀0.1貫目＝銭10貫文として換算。1876年は、同論文、391頁、表13-1による。

なり、さらに76年には8万円余となっている。1872年が69年より減少しているのは、私財と認定されなかったものがあつたためか費消したためか不明であるが、いずれにせよこれは大名華族の継承資産として多い方かもしれない。管見の限り、これぐらいしか具体的なデータ提示はないが、要するに、現金以外の動産や東京の屋敷地は別として、完全に藩主の私的資産と認められた金融資産は意外に少なかったのではなからうか<sup>86</sup>。当時政府は極度の財政難にあり、なおかつ藩債も政府が継承する状況の中で、大名華族の継承資産について厳しい査定が行われたことは当然だったであろう。

ところで、前田家と尾張徳川家と比較してみると<sup>87</sup>、徳川家の家政費は1871～72年頃、年3万円台で、前田家とあまり変わらないが、徳川家の家禄収入が前田家の半分弱であった点が大きく異なる。明治初年、草高は金沢藩102万石に対して名古屋藩61万石、家禄支給の基礎となる現石はそれぞれ63万石、26万石であった<sup>88</sup>。藩政期には、それぞれ石高・貢租収入に見合った財政支出を行うから、大雑把にいては剰余はさほどあるいはほとんど残らなかった。しかし版籍奉還により、ともに上級華族となって両家の支出額は大きく変わらないのに対し、家禄収入が旧石高に比例して給付されるから、前田家は何もしなくても徳川家より剰余がかなり大きくなり、実際、徳川家が種々不動産経営を試みたのに対して、前田家は若干の不動産取得のほか貯蓄金の一部を貸金に運用する程度で、金融資産が膨れ上がっていったというわけである。

## (2) 不動産投資

前田家の不動産については、当然ながら自家用の土地建物を取得することが優先され、利殖目的の投資は皆無とはいえないものの、それほど積極的ではない。表7は、1878年における東京府にある所有地一覧である。本郷・根岸・巣鴨および龍泉寺村の地所は自家用であり<sup>89</sup>、深川・四谷も鴨猟用に取得したようである<sup>90</sup>。もっとも深川などの田畑は貸し出して小作料を得ている

86 阿波25万石の蜂須賀家は、前述のように1875年東京鉄道組計画の際に82万円余もの突出した出資を予定しており、一見、版籍奉還以後の家禄賞典禄収入による蓄積のみでは説明できないようにも思われるが、一挙に払い込むわけではなく7年賦の予定だったから、藩政期からの継承分が少なくともなんとか可能と踏んだのであろう。千田稔『華族総覧』（講談社、2009年）648頁によると、蜂須賀家は他の大藩大名華族と異なって明治期の資産家名簿類にも掲載されておらず、この点からも家禄賞典禄・金禄公債以外に藩政期から多額の金融資産を継承したとは思われない。すると、東京鉄道組合は、もともと蜂須賀茂韶の建言に始まり彼が主導したとはいえ、同家財政にとってきわめて大胆な投資計画だったはずであり、その点で同家はかなり特異な大名華族だったと思われる。

87 前掲、松平「明治初期尾張徳川家の経営内容」。

88 『明治史要 附表』復刻版（東京大学出版会、1966年）。

89 ただし巣鴨別邸は、『淳正公年表稿』をみる限り、番人を置いていたものの、とくに自家用にも使用された形跡はないが、利殖目的で払下げを申請したとも考えられない。旧中屋敷だったため、潜在的・予備的の自家用不動産として払下げを受けたのであろう。1882年頃学校用地として貸し出したうえ、1885年には手離している（後掲表13）。



表7 前田家の東京府下所有地 (1878年11月)

所在地	地目			価格 (円)	取得年	備考
	宅地	田	畑			
本郷 (本郷区本富士町)	14,345坪			4,734	1871	本邸、上屋敷上地の際に無償下賜 根岸邸、価格は宅地のみ
根岸 (北豊島郡金杉村)	1町1反9畝		3反3畝	421	〃	
巣鴨 (小石川区賀籠町)	1,556坪		6町9畝	1,315	1873	旧中屋敷、一旦上地の後、払下げ 〔鴨場など、他に附洲8町9反4畝・ 代金22円〕
深川 (南葛飾郡平井新田・ 石小田村新田)	3畝	6町8反7畝	6町7反4畝	1,637	1876	
四谷 (南豊島郡内藤新宿・ 東大久保村)		3反6畝	1町7反8畝	208	(1877)	鴨場など、取得年は推定
(北豊島郡龍泉寺村)	3反4畝		2反3畝	171	1873	

(出所)『御達并進達物留』(明治10年～同15年)。取得年は、『諸事留』(明治10年)など。

注:1)「価格」欄は、本郷・根岸・巣鴨は地価、他は代金。

2) 龍泉寺村の地所は、1877年2月～78年11月に売却と推定。

し、1880年代半ば頃以降、深川で養魚・養蠶事業を行ったが、後者も純然たる利殖目的ではなく、接待用・自家用の魚やスッポンの供給が目的と思われ(後掲表16の1886年度収支を参照)、いわば天皇家の御料牧場のようなものであった。さらに1878年に金沢長町に利嗣らの金沢滞在用の別邸を取得し、ここに用弁方を移したようである(後掲表13)<sup>91</sup>。

前述のように、1876年作成と推定される前田家の家政運営方法案を記した文書によると<sup>92</sup>、この頃、東京府内に貸長屋、石川県に田畑があったことがわかる。貸長屋については、本邸内の家職居住用のほか、遅くとも1886年には深川地所内にもあったが、家賃収入はわずかであった(後掲表16)<sup>93</sup>。旧領に所有していた耕地は、所有者からの買取要請によるものではなく<sup>94</sup>、齊泰らの指示によるもののはずであり、資産運用の一環として耕地取得を行っていた。とはいえ、1887年にこれら54町余の田畑全部を金沢第四高等学校創設費としてあっさり寄付したところをみると、東京本邸としては旧領の耕地所有を重要な資産運用法とはみなしていなかった(利回

90 猟を好んだ利嗣は早くも1874年には著名な鷹匠村越才助とともに四谷で鷹狩を行っており(『日記』明治7年)、とくに1878年頃以降、四谷・深川両別邸に頻繁に猟に出かけた。安田善次郎も1886年に前田家深川別邸の鴨猟に招かれている(前掲『安田善次郎伝』185頁)。そして利嗣は1888年に宮内省主猟官に任じられ、以後しばしば皇室の御猟場に出勤した(以上、『淳正公年表稿』)。

91 1878年に齊泰が金沢に滞在した際には、旧家老家本多邸を「御借上御座所」とし、帰京も「本多屋敷」から出発しているが、御取持人(後述)をこの時任命し、彼らは「長町御邸へ毎月日曜日御用弁方」に出頭することになったというから(『赤井直喜手控』三)、この78年に長町別邸を取得し、かつ同邸に用弁方を設置したはずである。

92 注34を参照。この文書は、後述の1876年に前田家家政に関する審議のために東京邸に呼び寄せられた長成連ら旧家老らが作成したものと思われる。

93 さらに根岸邸は、1884年に齊泰が没し、87年に根岸邸に居住していた家族が本邸に移ったため、以後空き家となり、長屋を建てて貸し出した。正岡子規が1892年以降居住した根岸の長屋も前田家の所有であったことはよく知られている。

94 佐賀鍋島家の場合、前述のように1874年に一挙に旧領の田畑1,600町歩を買い上げたが、それは旧領民に対する救済の意味もあったことが指摘されている(前掲、松尾幹之「領主華族の資産運用(鍋島家・山内家)」、前掲、福岡博・松尾幹之「佐賀における千町歩地主の成立と解体」など)。



表8 前田家の貸金・預ヶ金内訳 (1876年7月1日調理)

貸先・預ヶ先等	金額(円)	貸付年月	備考
当地 (東京)			
通達方 (御貸渡)	10,000	1875年8月	月7朱, 利子8月12月
〃	10,000	同上と推定	{ 月7朱半, 本年12月返上ノ極, 内5,000円5月30日返上, \ 外128円受取
〃	8,000	1876年6月19日	月7朱半, 本年8月中返上ノ極
三井組 (御預金)	30,000		年利6分
佐藤尚中 (御貸渡)	20,000	1875年1月	月400円の55ヶ月賦, 5,208円76年3月中までに元高入
西四辻殿 (御振替)	6,200	戊午 (1874年)	△7年賦, 返上方御滞
五条為栄公 (御振替)	4,229	1875年	△10年賦
有馬純雄 (御貸渡)	1,500		△本年6月返上ノ約
西四辻家 (御振替金)	5,000		△ (以下4件は付箋に記載, 既返済と推定)
北洲舎 (御貸渡金)	4,300		△
西四辻家	4,000		△
久徳栖行 (御貸渡金)	300		(久徳は前田利嗣の生母挺秀[慶寧側室]の弟, 1875年から家従)
東京 計	103,529		
金沢表			
通達方 (御貸附)	204,966		
内	(154,486)	1876年1月	年利7分
	(50,480)	〃	〃 9分
為替会社 (元備金)	21,514		但, 年々利益配当
同断	583		
要用会社	1,000		月1部2朱 (年利14.4%)
松本栄作持家御借上敷金	1,000		無利足, (金沢用弁方借上敷金)
野田等御墳墓修理御貯用	310		通達方へ振込, 月1分
井波瑞泉寺仕法銭	597		〃, 月1分
通達方別途御貸渡	31,880		5万円の内, 年利6分
内	(5,000)	1875年7月	
	(2,200)	〃 8月	
	(10,000)	1876年1月	
	(7,680)	〃 3月	
	(7,000)	〃 4月	
金沢 計	261,852		

(出所) 表1-1と同じ。

- 注: 1) 金額の ( ) は内数, 貸先・預ヶ先等の ( ) は史料の記載, 備考の△は, 史料の記載で, 無利子の意。  
 2) 「御振替」と「御貸渡」「御貸附」の違いは, 前者は敬うべき公家華族に対して, 後者は目下に対してのようである。  
 3) 貸付年月は, 貸付更新年月の場合もあると思われる。  
 4) 総計は, 表1-1では341,572円であるが, ここでは365,381円になるのは, 東京邸の貸付のうち, 通達方5,000円, 佐藤尚中5,208円, および付箋の4件の既返済分があるため (通達方の外128円受取のみ除外すると計算が合う)。

りが芳しくなかった)ものと思われ, 以後, 旧領の耕地への投資はないようである。

### (3) 貸金・預金

1876年7月現在の貸金・預ヶ金一覧によると (表8), 総額36万円余のうち, 通達方が7割強の26万円余と最大の貸付先であった。これは全額, 通達方が運営する為替会社の資金として運用された<sup>95</sup>。さらに別に為替会社元備金2万2千円があり, これは同社への出資金であった。なぜ通達方ないし為替会社にこれほど巨額の貸金があったのか。通達方への貸付条件は, 年7~9%とほぼ通常の金利であり, 担保も取っていたかまたは取ろうとしていた。『石川県銀行誌』

95 『石川県銀行誌』第2章「金沢為替会社」, とくに第13節「通達方と前田家」を参照。

は、この頃の前田家と通達方の貸借関係を論じているが、そこで示されている用弁方史料には、「明治七年度通達方貸附金」計28万円余を3つに分けて記載しており、最初の204,966円は、表8の金沢における「通達方(御貸附)」と正確に一致している<sup>96</sup>。したがって、表8の史料にはこの20万4千円余は「[明治]九年一月」の記載があるが、実際にはもっと以前から貸していたことが明らかである。そして『石川県銀行誌』掲載の通達方から前田家に提出した文書には、担保未差入分の金利を年9朱、「抵当品指上候上ハ、本文之通年七朱ノ利足ニ相改メ可被下候事」とあるから、表8の20万4千円余のうち、15万4千円余(年利7分)は担保差入分、5万円余(年利9分)は担保未差入分とみなせる。さらに上記の前田家宛文書によると、1874年4月時点では担保差入分が8万円余としているから、この2年余の間に担保差入がかなり進展したこともわかる。したがってこれは、通達方に運用を任せられた利殖のための通常の投資ともみえるのであり、『石川県銀行誌』も、それを参照した前掲の千田稔論文もそのように理解しているようである<sup>97</sup>。他方、為替会社は旧領最大の金融機関であるから、旧領に配慮した貸付ともみえる。しかしこれはもう少し事情がありそうである。

そもそも通達方・為替会社は前田家の為替送金を担うとともに早くから前田家の預金金融機関でもあった。前田家は、廃藩置県・東京移住の直後から持参金の残金や為替で送られた資金を、一時的にはあれそのまま預けていた。また通達方は日常的に前田家本邸の各所への支払いも担当していた。同家業務日誌の1875年4月13日の条には、「本日諸方御払定日ニ付、例之通、通達方出張、先々御払江遣事」とある<sup>98</sup>。さらに通達方・為替会社は金沢に置いてきた前田家の蔵品を預かるなど、依頼に応じて種々便宜を図っていた。たとえば、本邸から用弁方への1872年3月27日付の用状には、「御用弁方有之趣、雑用道具之内、畢竟御払ニも可相成分、通達方買入之出蔵<sup>エ</sup>相納可申旨、示談之上申上置候段、左ノ様御取斗之様存候」とあり<sup>99</sup>、道具類をさしあたり通達方の蔵に預かってもらうことにしている。1880年5月30日の用弁方からの用状にも、「当方御蔵書本多政以方江御預ケニ相成居候分、且亦堤丁元御用弁方<sup>および</sup>暨為替会社江預之分ハ去冬不残引取同年十一月暨今年三月船便を以、通送いたし」とあり、収集蔵書を旧家老本多家と金沢堤町の旧用弁方、および為替会社に分散して預けていたが、ようやく東京に輸送したことがわかる<sup>100</sup>。また前述のように金沢からの為替送金の際に前田家に有利な条件で送金依頼に応じるなど、同家にとって通達方の御用商人は藩政期と同様に、なくてはならない存在であった。それゆえ同家の日誌などには、通達方が東京邸で慰労される記事がしばしばみられる。たとえば、1874年3月30日には、通達方の木谷次郎作と藤井能三が「伺御機嫌」のため上京し、東御邸の慶寧

96 以下、『石川県銀行誌』122～124頁。

97 前掲、千田「華族資本の成立・展開」9頁。

98 『日記甲』(明治8年)。

99 『金沢往状』(明治4年～5年)。

100 『金沢往復書状留』(明治13年)。

から「御膳」を頂戴し「御庭拝見仰付」られ、預け金などについて次のように承っている。

今度見舞遠路登京大義ニ存候、因而此品遣シ、扱先年来預金融通方彼是尽力誠ニ、右引当品ニ付而も心配之由、不残尋、尚向後も宜相頼シ、此段〔木谷〕藤十郎、〔島崎〕徳平江も通達有之度候

「右引当品」とは貸金担保であろう。これから、当主慶寧自身が貸金の仔細を把握し、指示を出していたことが窺える。次いで「右相済、〔齊泰の住む根岸邸の〕南御住居ニ被為所、御酒肴被下、御庭御書斎拝見仰付」られている<sup>101</sup>。また慶寧没後の1875年5月25日には、「〔利嗣が〕木谷次郎作御呼寄、御酒肴御膳被下、不相替世話方尽力有之度、御意被遊」とあって<sup>102</sup>、いずれにせよ、彼らは前田邸の訪問者の中で別格の厚遇がなされていた。廃藩後の為替会社は前田家の御用金融機関であり、木谷藤十郎らは依然前田家の御用商人だったのであり、他方前田家は通達方に対して為替取組を行うなど種々便宜を図ってもいた。その意味では、前田家と通達方の関係は相互依存の関係ともいえる。

そして通達方への預金も当初は前田家側から依頼したのであるが、まもなく通達方側が前田家に要請するようになった。ここには、為替取組と同様に依頼者の逆転がみられる。先に引用した1872年11月22日付の金沢への用状には、「通達方々依頼預ヶ置候分も有之」とあるように、すでに廃藩置県後1年余のうちに通達方は前田家へ資金融通を依頼しているのである。この頃、何が起こったのか。

前記のように、為替会社は1869年に金沢藩が作った組織であり、藩が無理に木谷藤十郎ら御用商人に「調達金」を出させていた。その多くが1872～73年頃の藩債処分で不良債権となったのである<sup>103</sup>。そして1874年4月頃の通達方への貸付額は、じつは為替会社が旧藩関係の融資によって焦げ付いた金額と同じ額だったのである。すなわち、「(金沢為替会社)資本計算書」(明治11年4月総決算調)には<sup>104</sup>、

拾万九百七拾八円余 大坂ニテ旧藩用無証書ニテ今日請求力ヲ失スルモノ

拾三万八千七拾九円 旧藩借上金ノ損

とあり、1878年には、旧藩関係で24万円余の回収不能な不良債権があったことが記されている。そしてさらに、

101 『日記』(明治7年)。

102 『淳正公年表稿』。

103 藩債処分は、1872年の旧債処分法、1873年3月の新旧公債証書発行条例による公債によって実施された。

104 小幡家文書238(『金沢市史』資料編11近代一、1999年、420～421頁、所収)。原史料には為替会社とは記されておらず、文書目録では「第拾貳国立銀行設立資料」に分類されていることもあって、これまで利用されてこなかったものである。しかし「株金」額などから同社の史料と判明するので、筆者も担当した『金沢市史』資料編に収録したが、同資料編、421頁の「基本主」は「其本主」の誤りであり、訂正しておく。

凡、消滅金ノ源由概略如斯、今之レヲ補ハング為、頭取四名自己ニ預リ受ル処ノ金額貳拾八万円ヲ其本主〔前田家〕ニ歎キ、年々貳万貳千円充元利ノ方へ還納シ、凡貳拾ケ年ニテ消却ノ法ヲ約シ、而テ此金額ヲ会社ニ収メ、……今回会社ニ収メ其利子中ニテ彼ノ貳万貳千円ヲ約ノ如ク履行シ、早々貳拾八万円ヲ消却シ（下略）

と、旧藩関係不良債権を含む37万円余の「消滅金」を補うために頭取ら4名すなわち通達方が、前田家に懇願して28万円を預かっているというのである。これに対して、『石川県銀行誌』に掲載されている通達方から前田家宛の文書には、1874年4月現在の前田家からの預り金は「現今御差引残金御預ヶ之分大凡貳拾四万円」とある<sup>105</sup>。藩関係の債権こげつき額と1874年4月時点の前田家の預け金と同じ24万円であるのは偶然でない確証はないが、いずれにせよこれらから、通達方への預け金は、単純な利殖目的の貸金ではなく、また旧領への配慮による単純な地域振興目的でもなく、為替会社に対する藩債処分によって生じた同社の損失を補填するものだったことにまちががなく、やむを得ず資金を出したものと思われる<sup>106</sup>。通達方からの前田家への預金依頼が、前述のように藩債処分が行われた1872年になされた点も、これを裏付ける<sup>107</sup>。『石川県銀行誌』に収録されている1874年4月付の上記文書にも、1883年までの9年間に3回に分けて返済するとしており<sup>108</sup>、これは明らかに救済的な貸金で、利子も実際はほとんど受け取っていないようである。

要するに、藩が御用商人にほぼ強制的に調達金を出させて焦げ付かせたことを、旧藩主側も知らぬ顔はできなかつたのであろう。一般に藩の債務は新政府が継承して処理することになったが、名古屋藩の例では、藩に債権を有していた有力商人伊藤次郎左衛門が損失を被るなどしたため、尾張徳川家は1872年頃から伊藤家に無利子および利付での多額の融資を行った。これにより徳川家も損害を被ったが、「徳川家側も寛大」にならざるをえず、「強く返済を求めるわけにもいかなかった」という<sup>109</sup>。加賀藩の場合も、藩債処分により為替会社が破綻の危機に瀕し、運営していた通達方＝御用商人木谷藤十郎らも没落の危機に直面したため、同様に前田家による通達方への貸付が始まったわけである。前田家としては、もともと事実上の藩営であった為替会社や、木谷家のような近世前期以来の有力御用商人が破綻・没落すれば、旧主の名声にも関わるう

105 『石川県銀行誌』122頁。

106 このように通達方への預け金は、1874年4月24万円、74年度末28万円、76年7月26万円、さらに2年経った78年には28万円となっており、79年1月も28万円（『石川県銀行誌』125頁）と、ほぼ滞貸になっている。なお、前田家が直接為替会社ではなく御用商人に貸し付けたのは、おそらく責任を明確にするためであろう。

107 したがって、『石川県銀行誌』122頁に、この24万円の預金は「そんなに以前のことではなく、[明治]七年初めと考えられる」とあるのは、誤りであろう。実際、この貸金が結局焦げ付いた末の訴状（1886年）が同書120頁に掲載されているが、そこには、「明治五年二月原告〔前田家〕ハ右通達方ニ預金ヲ致置シニ」とある。

108 『石川県銀行誌』122頁では、6年間で返済するとあるが、誤りである。

109 前掲、上野「大名の私的資産に関する一試論」30～31頁。

えに、従来通りの円滑な家政運営に支障が出ることもあって貸し付けたのであろう。ただし前田家としては、道義的責任はあっても法的責任はないという立場だったはずであり、したがって恩恵として貸し付けて、市場金利を課したものと思われる<sup>110</sup>。

一般に 1872～73 年頃の政府による藩債処分により、各地で大名貸をしていた豪商が回収不能となって没落したとされる<sup>111</sup>。通達方の旧加賀藩御用商人はこの借入によってこの時没落を免れた。しかし結局、為替会社は 1883 年に北陸銀行に改組した頃から、松方デフレで打撃を被り、1886 年に閉鎖した<sup>112</sup>。中西聡は、木谷藤十郎らは藩から巨額の御用金負担を求められなかったためにその後もある程度活動できたと推測しているが<sup>113</sup>、そうではなく、これらの御用商人は藩債処分による没落をこのような形で 1886 年頃まで先送りされたのである。もっとも木谷家はそれでも完全に没落したのではなく<sup>114</sup>、前田家も北陸銀行破綻直後に手の込んだ救済を行っていた。用弁方史料に基づいた『石川県銀行誌』によると<sup>115</sup>、抵当の不動産が他の債権者の手に渡らないように前田家が訴訟を提起して抵当を公売に付し、その際に同家が資金提供した木谷家の親戚に競り落とさせ、結局公売物件は木谷家に戻ったという。

表 8 に記されたその他の貸付先について簡単にふれておこう。三井組への預け金 3 万円は、1875 年 3 月に家職が三井組に赴き社則を確認したうえで預けた資金と思われる<sup>116</sup>。この頃、三井組は官金抵当増額令をオリエンタル銀行からの 100 万円もの巨額の借入で乗り切ったものの、

110 この後、為替会社は前田家への返済計画を何度も立てて提出したようであり、前田家側も返済の督促や、追加の担保要求を何度も行っている。

111 たとえば、落合弘樹『秩禄処分』（中央公論新社、1999 年）72 頁。

112 為替会社・北陸銀行の営業基盤の詳細は不明であるが、管見の限り、1880 年代に旧家老横山家の経営する銀行類似会社荷完社や尾小屋鉦山隆宝館にも融資しているし（拙稿「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融業経営と鉦山業への転換」本誌本号）、旧家老本多家は、為替会社への預金についてやや誇大な額と思われるが、1878 年に「士族本多某ハ貯財ノ多キ、為替銀行エ預ケ金四拾万円余ナリ」とも報告されている（岡田稲雄「探偵報告書」明治 11 年 8 月 29 日、「岩倉具視関係文書」M 550/2）。さらに為替会社は 1883 年頃に共同運輸に対して荷為替取組を高岡支店で行っている（金沢為替会社「共同運輸会社為替金貸付概略」、宮林家文書 1293、石川県立歴史博物館所蔵）、北陸銀行は 1880 年代中頃兵庫の豪商北風荘右衛門家に貸し付けていた。北風家『証券帳西一月吉日』（北風家文書、国文学研究資料館所蔵）には、1884 年 9 月付の「借用証」1 万 2 千円（借主北風荘右衛門→金沢北陸銀行頭取木谷藤右衛門宛）があり、これは為替会社が北陸銀行に改組されたため新たに作成されたと思われる、以前から貸し付けていたのであろう。通達方の一人宮林彦九郎は近世期から北風荘右衛門と取引があり（高瀬保『加賀藩海運史の研究』雄山閣、1979 年、546 頁）、明治に入っても為替会社が北風家と取引を継続していたと思われる（近年の研究における北風家への言及は、石井寛治『経済発展と両替商金融』有斐閣、2007 年、107、111 頁）。いずれにせよ、為替会社・北陸銀行は、金沢士族を一方の主要な取引先とするとともに、通達方の北前船主時代以来の海運関係取引先とも取引を継続していた。

113 中西聡『海の富豪の資本主義』（名古屋大学出版会、2009 年）371 頁。

114 中西、同上書、369～371 頁を参照。

115 同書、133～137 頁。

116 『淳正公年表稿』明治 8 年 3 月 8 日の項によれば、「三井組社則為承方、羽野知頼村田良吉同所へ罷越」、さらに同 10 日「関沢明清、三井組預ケ金ノ義ニ付罷越」とある。



同行から返済を迫られ、まさに火の車であったから<sup>117</sup>、三井組側から預金を要請したのかもしれない。

佐藤尚中は蘭方医で、1869年大学東校主宰、翌70年明治天皇侍医となり、1875年湯島に順天堂医院を新築した。この頃、尚中は同時に前田家付の医師であり、前述のように1874年に本邸を本郷へ再移転する契機となったのも、慶寧の病状を慮った尚中の進言であった。この貸付金2万円はこの順天堂医院の新築資金であった<sup>118</sup>。

富裕な大華族前田家には、貧乏公家華族から資金援助要請が少なくなかった<sup>119</sup>。西四辻家や五条為栄らの公家華族に対しては、無利子で貸している。五条為栄は、この頃前田家と行き来のある公家華族の唐橋家や高辻家とともに、菅原道真を家祖とする同じ宗族であり、この貸金もその縁故によるはずである<sup>120</sup>。このほか、親戚の鷹司家からの「無心」にも応じているし<sup>121</sup>、1877年頃には貸金のみならず、岩倉具視の計らいで困窮した公家華族に年々の贈与も行っている<sup>122</sup>。

他にはあまり多額の貸金はないが、有馬純雄(元薩摩藩士)は、1875年末頃に日暮里墓地訴訟で前田家が代人として委任した人物であり<sup>123</sup>、その関係の預け金であろう。日暮里墓地問題とは、1874～75年頃、日暮里青雲寺境内の一角を前田家が購入して神式の墓地を建てたことが、青雲寺を旦那寺とする他の大名華族から問題とされたものである。北洲舎(日本最初の法律事務所)は日暮里墓地問題の相手方代人であり、金沢士族加藤恒によると、強引に前田家に準備金を要求したものとされる<sup>124</sup>。用弁方では、天明期に貧者救済のために藩営で設立し、明治に入って銀行類似会社に改組された要用会社への預金<sup>125</sup>、用弁方事務所の借上敷金があり<sup>126</sup>、さらに前田家代々の墳墓のある金沢野田山墓地修理費や慰姫がかつて預けられていた井波瑞泉寺への資金も

117 石井寛治「銀行創設前後の三井組」(同『近代日本金融史序説』東京大学出版会、1999年、所収)。

118 表8では1875年1月貸付となっているが、1874年8月19日に内金7千円を渡しており(『日記』明治7年)、新築なった1875年4月1日に、「従四位公〔利嗣〕御初方々様佐藤尚中ヨリノ御請招ニヨリ榎原様御誘引、順天堂へ御出、建築御覽且引移為御祝義肴一折被遣」と尚中に招かれている(『淳正公年表稿』)。なお、この頃、尚中の長男である貿易商佐藤百太郎がニューヨークで販売するための仕入商品2万6千円分の担保として佐藤家の財産が提供されていたというから(ハル・松方・ライシャワー『絹と武士』文藝春秋、1987年、227頁)、順天堂佐藤家も火の車だったようである。

119 『淳正公年表稿』明治8年5月8日、6月22日、同25日など。表8の西四辻家への貸付年月は1874年となっているが、すでに1872年にも1,200両を貸している(表4の史料)。

120 なお、1877年頃の五条の負債については、前掲、千田「華族資本の成立・展開」8頁、第3表を参照。岩倉具視が1876年に宗族ごとに結集させる華族政策をとるが(この点の最近の研究は、久保正明『明治国家形成と華族』吉川弘文館、2015年、第3章～第4章)、それ以前からこの宗族の結合は堅いようである。

121 『淳正公年表稿』明治8年9月9日には、「鷹司様御無心一件、御聞入為御挨拶、三条公ヨリ御使者到来」とある。

122 すでに四辻家には1872年に2,270円を貸していたが(表4の史料)、77年には利嗣の五辻安伸への書状(2月25日)に「今般四辻家負債多ニ相成……従来年々相送り参候金高」云々とあり、五辻からの書状(5月26日)にも「四辻公賀負債巨額、目下困窮之折柄扶助出金之義〔岩倉〕部長より及御談ノ処、前書之金額贈与被致候旨」などとある(『諸事留』明治10年)。

123 『淳正公年表稿』明治8年11月2日、同22日。

通達方に預けている。

また表8にはないが、1874年には蓬萊社へ貸金があった。同年3月2日に、家従早川忠恕が蓬萊社に赴き、貸金5千円と2ヶ月分の利子を受け取っている<sup>127</sup>。蓬萊社への貸金がそれ以外にあったか不明であるが、同社はこの頃すでに資金難に苦しんでおり、やがて76年に倒産しているから<sup>128</sup>、2ヶ月だけ融資したとするなら、前田家の慎重な融資姿勢が窺われよう。

### 3. 家政体制と意思決定システム

#### (1) 東京移住後の前田家家職と士族

版籍奉還以来、華族としての前田家の家政体制が安定するまでにはじつはかなりの時間を要した。まず使用人の長たる家令は1876年頃まで頻々と交替しあるいは空席の時期もあった。その経緯をみると、1869年5月に広瀬五十八郎（胤信、450石）を家令としたが<sup>129</sup>、同年7月には赤井直喜（伝右衛門喜内、300石）が家令加役となり、同年9月には、横山外記（隆淑、3,500石）・藤懸十郎兵衛（頼善、500石）・赤井直喜・木村九左衛門（九平、150石）の4名が家令を命じられている<sup>130</sup>。この頃複数の家令が任命されることがあったのは、前田家に限ったことではなく、旧柳河藩主立花家でもこの頃一時家令3名となっていた<sup>131</sup>。その後判明する限り、1870年9月19日には家令赤井は家扶に格下げられ、かつ同月24日に家令心得を被命されている<sup>132</sup>。これは同年9月10日の太政官布告第581が華族の家の職員を定め、家令は1名としたための措置であろう。ちなみに、この時までにはこれら知藩事家職の任命主体は前田家ではなく金沢藩であった。しかし翌10月17日には、9月10日太政官布告第579藩制によって、家令・家扶・家従の3職は判任をさし止められ、つまり朝廷の家臣ないし官吏ではなくなった。このため、赤井は9月の家扶兼家令心得被命を一旦取り消され、改めて同日、前田家によって赤井は家扶と家令

124 『淳正公年表稿』明治8年6月2日。また加藤恒らから長谷川準也らへの書簡（1876年4月28日）によると、「先般御墓地云々之末ニ因由シ、北洲舎島本〔仲道〕ナル者暴慢無状之談判ヲ要シ、御家ニ対シ金五千円之弁備ヲ強求スル次第」などと記されている（『旧藩同士の設立趣意書并会則等留』長家史料1385）。

125 要用会社については、『石川県銀行誌』218～223頁に詳しい。

126 松本栄作所有名義の用弁方については、前注23参照。

127 『日記』（明治7年）3月2日の条に、「忠恕義、蓬萊社江罷越、御預金五千円并利二ヶ月分請取候事」とある。早川忠恕は、のちの三井合名副理事長・満鉄社長早川千吉郎の父。

128 蓬萊社については、宮本又郎「明治初期の企業と企業家—蓬萊社の場合—」（宮本又次編『上方の研究』第2巻、清文堂、1975年、所収）、石井寛治『近代日本とイギリス資本』（東京大学出版会、1984年）第3章。

129 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1050頁。家職はすべて旧臣であり、旧禄高は、主に、「先祖由緒并一類附帳」（加越能文庫）を整理した古川脩編著『加賀藩士人別帳』上巻（1997年）によっている。

130 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1102頁、『赤井直喜手控』七。

131 前掲、内山『明治期の旧藩主家と社会』24頁。

132 以下、1870年10月までの記述は、『赤井直喜手控』七による。

心得を命じられたのである。

その後、廃藩置県に伴う東京移住の直前の1871年7月には堀嘉久馬が家令であることがわかっているが<sup>133</sup>、彼は同年11月からの利嗣の英国留学に家扶として随行しており<sup>134</sup>、家令から家扶に格下げとなっている。もっともものちの1889～90年における利嗣洋行の際には、加藤恒が家令のまま随行しており<sup>135</sup>、明治初年頃の家令職は後年ほど重いものではなかったようである。じつはこの頃、家令から家扶への格下げ例は堀や赤井らのほかにもあったようで、利嗣洋行後の71年11月に堀に代わって家令となったのは、1869年頃家令であった広瀬五十八郎であり<sup>136</sup>、彼は1871年春以降ずっと本郷邸に詰めていたから<sup>137</sup>、11月に家令になる前には家扶だったのであろう。すると彼は、家令-家扶-家令という順で家職に就いていたことになる。柳河藩立花家では、1869～70年頃、家令と家扶の序列は未確立だったとされているが<sup>138</sup>、前田家も同じ頃、家令-家扶の序列はまだ厳然たるものではなかった。

このように再び家令に返り咲いた広瀬も、じつは翌12月に辞職してしまった。赤井直喜によれば、その事情は次のようである。赤井は、慶寧・齊泰らの上京の後始末を金沢で行った後、齊泰のたつての要望により、12月に上京して再び前田家家扶となった。早速、挨拶に罷り出て、齊泰から聞いたところによると、

時勢トハ申ナカラ、万事下モ強ニ相成、旧御藩士書生輩跋扈、[齊泰に]毎度御目通相願、御家政向之義、彼是御面倒ナル事トモ御困リ之由、御家令へモ無体成事毎度申掛、御用多之節柄逢不申候得者、尊大抔ト申<sup>ののし</sup>匍匐り、誠ニ面倒ナル事ナリト御咄拝聴<sup>139</sup>

などとあり、廃藩置県後、旧臣の態度が大きく変わり、前田家東京邸に押し寄せ、齊泰に面会させろとか家令にも無理難題を吹っ掛けて、面談に応じないと尊大だと大声で罵り、じつに面倒なことになっているという。そして、

家令広瀬五十八郎方江書生輩毎度御家政向之義ニ付迫り、最早勤兼候と旧臣らが家令の住居へも押しかけてくるため、広瀬は家令を務められなくなり、辞任を申し出たという。齊泰らは代わりに名越春三郎(三治、500石)を金沢から呼び寄せ、家令を命じることにした。ところが名越がこれまたなかなか出京せず、広瀬を家族の病気により金沢に帰らせたため、名越出京までの間、赤井に再び家令心得を命じたのである。廃藩置県後の東京移住までにおける家令の頻繁な交替は、華族家政に関わる制度の変更や前田家子息の外遊などに伴うものであったが、今度は旧臣への対応に難渋することが交替の理由となっている。実際、これ以降、同

133 『加賀藩史料』藩末篇下巻、1369頁。

134 『淳正公家伝』12頁、徳田寿秋『海を渡ったサムライたち』(北國新聞社、2011年)150頁。

135 『淳正公家伝』41頁。

136 『赤井直喜手控』七に、「[明治4年]十一月十三日附紙面、東京詰家令広瀬五十八郎ヨリ到来」とある。

137 『金沢往状』によると、この年春から秋にかけて、東京発金沢宛用状の発信者の一人は広瀬であった。

138 前掲、内山『明治期の旧藩主家と社会』28～30頁。

139 以下、『赤井直喜手控』三、同七。

家は旧臣への対応に苦慮することとなる。

家令心得を命じられた赤井によれば、その後も自分が当面の宿としている本郷の旅館に毎夜旧臣がやってきて種々申し掛けるので、旅館を引き払って本郷裏の高橋小四郎宅へ転住したが、そこにも日々尋ねてきたという。彼らは、家職人員が多すぎるとか、家令の給料が高すぎる、もっと低給で勤めよなどといって、連日深更まで粘る。そのうえ他藩士までやってきて家令に面会を求め、皇国のために洋行したいがその費用の借用を取り次いでくれなどという。そこで旧加賀藩士さえ助成できていないと返答すると、今は旧藩も他藩もないはずだといひ張る。取り合っていないと「誠ニ尊大」などと罵り、家政に介入しようとする旧臣や、多額の家禄賞典禄を受領している前田家にたかろうとする旧他藩士までの対応に大いに困惑していた。

さて家令名越は翌1872年ようやく出京したものの病気を理由にすぐ辞職し、代わって同年8月頃丹羽半畝（次郎兵衛履信、150石）を出京させ家令を命じた。しかし翌73年4月には、丹羽と家扶林省三が「議合ハサルニヨリ」、両者とも帰県させ、代わりに沢村恒三（200石）に家令を申し付けた。ところが、沢村も足痛によりなかなか出京できず、そのうえ「書生輩大勢〔金沢の〕沢村宅へ迫り苦情生シ」、やむを得ず沢村は病氣も申し立てて家令就任を断り、ついに免職となった。家令が不在では不都合なので旧家老前田晋（3千石）を呼び寄せようとしたが、先だつて前田が金沢藩の参事を務めた際に「書生等相迫り候事モ有之、迎不得相勤」と、またまたこれも容易に引き受けず、齊泰・慶寧をはじめ種々説得してようやく73年11月に前田晋が家令となった。

これらによると、旧臣が家令就任を拒む理由は、高齢、病氣、自家の事情により東京赴任が困難といったこともあったが、すでに廃藩置県前から旧来の武士層の秩序が崩れており、前田家家職のトップとして旧臣層の突き上げの矢面に立つことが極度に忌避されたのである。任命する前田家としても、藩政期と異なって命令一下で決まるものではなく、原理的に断る自由もあるために、就任説得にかなりの労力を費やしたのである。

前田晋は1875年9月まで家令を務めたあと、病氣と自家都合により帰県し、その後、1890年代初めまで金沢用弁方の家扶を務めた<sup>140</sup>。しかし75年前田晋辞任後の後任家令がこれまたなかなか決まらず<sup>141</sup>、76年8月に旧八家村井恒（1万6千石）がようやく就任した。村井は1888年まで家令を務め、家職の構成も次第に安定していった。家令が数百石クラスの旧組頭層では旧臣からも軽く見られ、旧臣として地位の高かった3千石級の旧家老さらに万石級の旧八家に依頼して、ようやく安定していったという印象をもつ。いずれにせよ、1870年代の家政運営体制はきわめて不安定だったのであり、それが落ち着きをみせるのは、後述のように家政制度の整備も行

140 以下、『淳正公年表稿』。

141 75年11月に旧家老篠原一貞（3千石）<sup>かつもと</sup>を家令に任命しようとしたが辞退され、彼は代わりに同年12月から1年ほど家扶を務めている（『御家老若年寄履歴』加越能文庫、特16.31-36、所収の篠原筆の履歴〔明治17年9月〕）。



う 1880年代に入ってからであった。

そして長家など旧家老家に残る史料によれば、1876年初め頃から金沢士族とくに数百石クラスの旧組頭層の間で、前田家家政に対する動きが一層組織的になっていった。後述の1880年代における東北鉄道計画は歴史研究者に比較的良好に知られている投資の試みであったが、不思議なことに、1870年代後半の投資をめぐる同家と金沢士族らによる以下の活発な動きについては、管見の限り、士族らの政治的活動を詳細に叙述している『石川県史』『稿本金沢市史』『石川百年史』をはじめ、これまでどの刊本にもまったくふれられていない。しかしこの動きを解明することにより、この頃の士族が置かれた状況や、旧藩主家が旧領にどう向き合っていたか、さらに前田家の意思決定のあり方が藩政期のそれから華族のそれへとどのように移行していったかを理解する糸口になるように思われる。

## (2) 金沢士族による投資案上申と能登島製塩事業の失敗

さて、なぜ1876年に士族の動きが活発になったか。3月に廢刀令が出て、また禄が減少していたうえに、8月にはそれが全面廃止になって、士族の不満が高まっていった。そのうえこの年は景気が悪く、士族反乱・農民騒擾が多発した特異な年であり、さらに前年に有力大名華族らが東京鉄道組合を作って新橋-横浜間の官設鉄道の払下げ計画を進めたことも重要と思われる。東京鉄道組合は、旧加賀藩領には関係のない投資であり、金沢士族らは不満だったようである<sup>142</sup>。

ここで、藩政後期加賀藩士の身分階層について簡単に説明しておこう。上位から、  
ひともちくみがしら  
 人持組頭 — 人持組 — 平士 — 与力 — 御歩 — (足軽) — (中間・小者)  
 という序列になり、人持組頭(八家)は、禄高1万1千石~5万石の8人であり、最上職の「年寄」を世襲した。次いで人持組は70人程度で、禄高はおよそ1千石~1万4千石であり、3千石以上は「家老」(年寄に次ぐ重要職)に就任する資格を有した<sup>143</sup>。平士は、組頭(数百石クラスが多いが千石以上の者も存在) — 物頭 — 三品士、という階層であり、ここまでが御目見以上の士分であった。

まず、同年2月に「旧藩(ママ)同士会」なるものを、津田道賢(権五郎、500石)、金谷孔彰(350石)、長谷川準也(150石)ら数百石クラスの旧平士が設立し、旧主家に上申書を提出する計画を立てた。設立趣意書には、次のようにある<sup>144</sup>。

御家ノ義ハ其位置華族ノ上班中尤モ最高ノ点ニシテ、四民上列人民ノ標目タリ歴ニ然トシテ天恩殊ニ重シ、然ルニ未タ依然トシテ何ノ御功德モナキモノハ真ニ吾曹深ク患フル處ニシテ、亦一般人民ノ怪シム処ナリ(中略)

142 すぐ述べる前田家への上申書には、前田家家政について、華士族の家禄は次第に減らされているし、「加フルニ[1875年からの]禄税アリ、又鉄道汽車ノ加入アレハ終ニ尽クルハ必然ナリ」とある。

143 本稿の「旧家老本多家」などという時の「家老」は、家臣団の最高職を意味する通俗的な用語としての家老であるが、ここではそれを加賀藩の職名に則して、「年寄」と「家老」に分けている。



然ルニ御家未タ若干ノ不動産ヲ有シ、遠大ノ御後図アルヲ聞カス、尚雇給スルニ八拾余名ヲ以テスト、斯ノ如クニシテ歲月ヲ経ハ、巨萬ノ金貨アルモ奚ソ終ニ空乏ノ期ヲ来タサ、ルヲ得ンヤ（下略）

前田家は華族の中の最高位に位置するが、家政運営についてまだ土地を取得したとか長期的計画を立てているという話を聞かず、80名もの使用人を雇い、これでは巨万の蓄財もそのうちなくなってしまうなどと記しており、金沢の士族結社である忠告社のメンバーが結集して、旧領の旧臣に配慮した積極的な起業を求めたものと考えられる<sup>145</sup>。

上申の契機について趣意書には、「日暮里御墓地ノ失態」が新聞紙上に取り上げられ、旧主が恥をかいた点が記され、慶寧没後まだ1兩年を経ていないのに、「令扶従ノ協和セス彼我権ヲ争ヒ進退烈シク俗々トシテ光陰ヲ送り、永世ノ御基礎等君慮ヲ窺ヒ着手スルニ暇アラサル乎」と、家職がよくないためだとしているが、前述のように東京鉄道組合への出資に驚いたのではないか。具体的な投資案（後述）は、すでに前年の1875年に忠告社が立てた計画に近かった<sup>146</sup>。

この趣意書は、上申の形式として、旧八家との連携・協同を強調し、八家を上に立てて、上京の際は、旧八家2名、総代2名、その他3名としている。そして「[殿様に] 拜謁ヲ乞フニ宜シク上書ヲ以テスヘシ」と、藩政期の上申形式を踏襲している。会議は「元万石以上ノ人ニハ恒ニ内会ヲ開キテ集合シ、小会ニ由テ議シタル事件ヲ決定シ、之ヲ検印ヲ捺ス可シ」とあり、これも藩政期において藩主へ上申する際の手続きとまったく同じであった<sup>147</sup>。

こうした金沢士族の「過激」な動きは<sup>148</sup>、もちろん1万人以上いる金沢士族の一部の跳ね上がりの行動にすぎない。旧八家の奥村栄滋は、「方今敢テ御名分及ヒ御名声ノ悪キト云フヲキカス、御後図方法ノ如キハ已ニ於御家確乎御地盤ノアラセラル、乎モ不知、此皆相像ノ論ニ付、即今見込難相立」と、特段、旧主家の名声が損なわれたとは聞かないし、すでに今後の家政方針はしっかり立てているかもしれないのに勝手な想像で騒いでいると記している<sup>149</sup>。しかし旧家老層はこ

144 「旧藩<sup>(マフ)</sup>同士会設立趣意書并会則等留」(明治9年2月)[長家史料1385]。ちなみに、こうした旧主家への企ての担い手が旧平士層であったことは、たとえば昭和初期の二・二六事件の首謀者が若手将校(士官)だったことと似ている。すなわち近世武士も近代陸海軍も三層構造であり(現代の本省国家公務員も同様)、近世武士の侍(士分)・徒士・足軽以下(武家奉公人)という階層区分が、近代陸海軍の士官・下士官・兵という階層区分と対応する。平士層こそが本来の武士という意識が強かったのである。他方、旧家老層とくに旧八家は、一般の旧臣と異なってもともと藩主に近く藩主を直接支える立場にあったから、旧主によほどの瑕疵がない限り、差し出がましい行動はありえなかったと思われる。

145 忠告社など、この頃の新金沢士族の政治結社、政治活動については、『石川県史』第4編、227～282頁、『稿本金沢市史』政治編第一、107～142頁、『石川百年史』46～57頁。

146 『石川百年史』51～52頁。

147 以下、幕末期加賀藩の意思決定システムは、宮下和幸「文久、元治期における加賀藩の意思決定システムと政治運動」(『加賀藩研究』3号、2013年)による。

148 旧八家村井恒の長成連宛書簡(明治9年3月と推定、長家史料1261)には、これら金沢士族の動きを、「過激ニ渉リ」と記している。

149 奥村栄滋意見書(明治9年3月30日付、『旧藩同士会設立趣意書并会則等留』所収、長家史料1385)。

表9-1 第一御経費概略(家禄の使用方法)

項目	金額(円)	備考
明治九年同十年二ヶ年分御家禄高	300,000	{ 是ハ、今日天下ノ形勢其因テ来ル処計リ難シト雖モ大凡今来二ヶ年 間違変之レナシト見當リ来ル明治十一年ニ至リ候テハ遮テ御奉 還ニ相成候共、第二御経費ノ内ヲ以テ御取続キ之レアリ然ル可キ 欵
鉄道会社御加入金	△111,000	11万1千円余
明治九年同十年両年間御年費	△100,000	{ 但シ、月三千円宛、是ハ月々御入費金大凡三千円ト申風説ニ由テ 之レヲ立ツ
御一門様方等ノ内無拠御貸附ノ分御手当	△20,000	
明治九年同十年両年間不時御貯用金	△20,000	
残、御功德上御開業御着手雑費元資金	49,000	{ 是ハ、御功德上申ノ件々三條ノ内御採択之レアル一事業ヲ御施 行之レアル時ノ御手当金、右費用御成業ノ後、残剩ノ金ハ御貯用 金ヘ打込

表9-2 第二御経費概略(金融資産70万円の使用方式)

項目	金額(円)	備考
当公様侍喜千様御両方御学資	50,000	{ 是ハ、金沢東京等之内石川県為替会社エ御振込右利子月々五百円 ヲ以テ御学資ト為ス
御姫様方御婚礼御用度	80,000	
水田六千石御買揚代	凡 210,000	石凡三十五円畝
不毛地開拓費	凡 25,000	
能登製塩費	凡 30,000	
亀ヶ井鉦山費	凡 50,000	
為替会社御振込金	凡 230,000	
残テ	25,000	{ 是ハ、美濃飛騨開路或ハ河北千路両湯堀切等ノ内御着手ニ相成候 トモ亦ハ御預金ニ相成候共
計	凡 700,000	当時御蓄財高

(出所) 表1-1と同じ。

うした一部平士層の突き上げに対応を迫られた。3月頃、旧家老の多くは金沢に居り、彼らは頻繁に集まって対応を協議した。廃藩置県後に祖先の支配地能登に移住していた長成連に対しても、金沢に出てくるように促している<sup>150</sup>。士族らは、5月に上申案を旧家老層に提出し、これに対し前田家は6月、数名の旧八家や万石級の旧人持組に対して出京を命じ、7月12日に旧八家と旧人持組の4人が根岸邸に出頭して上申書が「両殿様」(齊泰と利嗣)に提出された。

この上申書には、家禄収入の用途案とともに(表9-1)、蓄積金融資産を基礎にした具体的な投資計画として、水田購入、不毛地開拓、能登の製塩事業、越中の鉦山経営などを提示している(表9-2)<sup>151</sup>。旧臣らは旧主家の家禄収入規模はもちろん蓄積金融資産額を大体把握していた。これに対して齊泰・利嗣は、東京に呼び寄せた旧家老層に協議させたいうえで決裁することにした。これも藩政期の意思決定システムそのものである。幕末期加賀藩では、藩主と、年寄・家老が意思決定の中核を担い、むしろ藩主が最終決裁権をもった。他藩では、幕末頃には中下級の家臣層

150 前注148の史料(長家史料1261)。

151 表9-2の亀ヶ井鉦山は、藩政期には加賀藩「越中七かね山」の一つであり、近世初期はとくに採掘量が多かったが、次第に衰微していった。1875年に福井県人宮城加四郎が再度復興を試みたが、1887年に三井鉦山の経営に移ったという(『大山町史』同編纂委員会、1964年、921~965頁)。

を一部の意思決定組織に配置した場合もあるが、加賀藩は旧来の上層部が地位・権限を維持した点の特徴とされる。一方で加賀藩では、組頭以下の、意思決定に参画できない者も文書による上申が認められており、上申書は家老層に提出された。そして藩政批判を繰り返すような過激な上申も、内容自体で処分を受けたことはなく、家老より下からの上申をむやみに抑制しなかったとされる。1876年頃にはこうしたシステムはもはや非公式なものであったが、金沢士族の旧主家に対する自己主張のルートとして、旧システムが踏襲されたわけである。そしてじつは文久・元治頃の政変の際にも、聞番だった津田道賢の情報や意見が藩の意思決定に大きな影響を与えていたとされ<sup>152</sup>、1876年頃、システムだけではなく、中核を担う人物もあまり変わっていなかった。

さて、事前に内容を打診された旧人持の横山政和は、同年4月の文書の中で、次のようにこの投資案はあまり成功の見込みはないと予測し、鉱山や製塩等の4つのうち1つを採用すればよい、しかしそれも成功するかわからないと記している。

第一欸ヨリ第三款ニ至ル皆大事件ニシテ着手ノ実行如何アラン、北海道ノ開墾ヤ、着実ニ近シト雖モ猶覺東ナシ、……御両公モ即今天下ノ利益ヲ起サントノ御目途ナラハ、第四條ニ記載スル所ノ礦山開路製塩漕湖ノ四項ヲコ、ニ入テ論シ、其内ノ一事ヲ御採択アルモ可ナランカ、然レトモ是等実効ノ成否ハ何トモ論シカタカラシカ<sup>153</sup>

そして結論をいえば、後述のように横山の記した通りになった。ただしこの投資案を家老らの進言に基づいてすぐに「両殿様」が決定したのではなく、7月の上申以降年末にかけて金沢の家老層と東京滞在の家老層の間でやり取りが交わされ、年末に能登の製塩事業のみが候補となった。それでも「両殿様」の決裁にはしばらく至らない。上申する士族も、それを取り次いで検討する旧家老も、家令村井以外はもはや非公式システムの中で関わっているだけであり、旧家老らは、旧主家に過激な上申を試みる忠告社の士族らを、廃屋の破れた障子に多くの目が現れるという不気味な妖怪「目々連」に譬えている<sup>154</sup>。そして史料には具体的に現れないが、本郷邸での検討には当然家職らが重要な役割を担っていたはずである。

じつは版籍奉還後の金沢藩までを含めると、藩の意思決定システムは若干変容しており、明治初年の藩上層部には、それまでの家老層だけでなく、平士の中の有能な人材が登用されていた<sup>155</sup>。最上層の役職である大参事に旧家老とともに旧禄500石の岡田棣が就任したり、権大参事に60石の北川亥之作らが登用されたりしていた。そして、1876年9月に華族会館長岩倉具視が、家禄廃止・金禄公債交付という禄制改革を踏まえて全華族に家政改革を指令しており、前田

152 前掲、宮下「文久、元治期における加賀藩の意思決定システムと政治運動」。

153 『政策建白書等(写)』(長家史料目録1381)所収、明治9年4月26日。

154 目々連は18世紀江戸の妖怪絵師鳥山石燕の『今昔百鬼拾遺』(1780年)に登場する妖怪(村上健司『妖怪事典』毎日新聞社、2000年、332頁)。

155 宮下和幸「明治初年加賀藩の政治過程と人材登用」(加賀藩研究ネットワーク編『加賀藩武家社会と学問・情報』岩田書院、2015年、所収)。

家もそれを受けて9月末に家扶従を全面刷新した。それに伴って岡田棣や北川亥之作らが新たに家扶に任命され、以後実質的に前田家家政運営の取り仕切り役になった<sup>156</sup>。岡田や北川のほかに、のち三菱に入って活躍する寺西成器しげのり(養父130石、実家300石)もこの時家扶に採用された。彼らはいずれも洋行の経験もあった。家従にも、本郷邸家従だった元御算用方の早川忠恕(80石)が帰郷して1879年から用弁方で勤務するなど、最大の大藩だけに旧臣に優秀な人材が豊富にあり、彼らが前田家の家政を支えた。

一方、翌1877年春に金沢に帰った旧八家らは、日々連から投資案についてあれはどうなったかと聞かれても、動きがないようだとか、知らぬことは知らぬとしか答えられないなどと記しており<sup>157</sup>、もはや家職でない旧八家らも前田家の意思決定システムから外れていることが明らかである。この頃、西南戦争も始まり、齊泰・利嗣名で金沢士族に対して軽挙妄動を戒める布告を発するとともに、投資については家職らの慎重な協議のうえで、しばらく様子見の姿勢を見せたようである。そして翌1878年春頃から能登島製塩事業が開始され、同年11月には上申した津田道賢など日々連19名に事業を委任し、忠告社を設立した杉村寛正や金沢で殖産興業に尽力したことでも著名な長谷川準也が主任者として製塩場に起臥して事業を実施したという。しかし結局2年程度で中止し、1882年5月に閉鎖した<sup>158</sup>。全体として、一部の過激な金沢士族からの突き上げに、いずれの投資案も成功は覚束ないと予想しつつ、体よく少しだけ儀礼的に答えたという印象を受ける。実際、在地の製塩事業としては決して小さくない規模だったとしても、前田家としてはさほど巨額の投資ではなかったようであり、閉鎖後の数値ではあるが、1882年7月現在の財産目録によれば(後掲表14)、関係資産としては「能登製塩出金」17,314円と「西洋製塩竈」778円が計上されているのみであった<sup>159</sup>。

156 岡田は前年9～12月にも家扶を務めていたが、病気のため一旦依願退職していた。以下、家扶の任免は『淳正公年表稿』による。

157 「製塩会社設立ニ付往復書簡写」(長家史料1387)。

158 『淳正公年表稿』明治15年5月10日の項によれば、長谷川準也が事業継続の「申立書」を上呈したが、「本文之赴御聞届難相成、仍テ該御事業御廃棄相成候」と、前田家の強い意向で中止に踏み切った。この事業は予定年産額3万俵というそれなりの規模の事業計画であった。齊泰は1878年5～10月の金沢滞在の際に、能登島製塩事業を視察している。以上、『能登島町史』通史編(1985年)420～423頁(長山直治稿)、和田文次郎『長谷川準也君』(1921年)3, 11, 25～26, 45～49頁、『淳正公家伝』19, 29頁、『淳正公年表稿』明治11年2月7日, 11月25日, 明治15年5月10日の項など。なお、『石川百年史』219, 222頁には、前田家による能登島の製塩事業に、横山家経営の苟完社が融資していたと記しているが、苟完社が融資したのは「製塩社」であり、前田家とは無関係の事業である(拙稿「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融業経営と鉱山業への転換」本誌本号)。

159 表9-2には能登製塩費として「凡30,000円」とあるが、原史料によると設備投資16,700円、運転資金を含めて19,205円となっており(『能登島町史』通史編, 421頁, 表4-59)、概ねこの程度の額が出資されたのであろう。1883年の同家財産目録には能登製塩関係資産は計上されていないから、1882年現在の資産約1万8千円は損金として償却されたはずである。



## 4. 東北鉄道計画と家政管理体制の整備

### (1) 「御取持人」制度の試み

さてこの頃、前田家は第十五国立銀行や日本鉄道、東京海上、横浜正金銀行などの中央株、さらに金沢第十二国立銀行などへ出資していたが（後述）、『淳正公年表稿』などには、これらの株式投資に関する記述がほとんどない。これらの企業は、国策的に設立され投資を推奨されたものが多く、有力大名華族でありかつ戊辰戦争の際に朝廷側に付くのが遅れた点に負い目をもつ前田家にとって、岩倉らが進める華族政策やそれとも関係する渋沢らの意向に従順に応じることは当然とされたと思われる。そうした銘柄は政府保護が与えられた特権的な企業の場合が多く、さらに第十二国立銀行についても、この頃華族に対してとくに旧領の国立銀行に出資することが推奨されており、そうした事情が、史料にこれらの投資の可否等の記述がみえない背景の一つのように思われる。

ただし前田家は、1876年以降の動きの中で、旧臣らの意向を把握するのに苦慮したようであり、78年に「御取持人」を任命し、家老層を含めた旧臣たちの意見・主張を集約する諮問制度を設けた<sup>160</sup>。「御取持人心得書」によれば、「御取持人ハ当分元八家、元家老、三組頭、及旧藩奏任官」などにより充てられ、「元八家ノ外」20名とあるが、実際には44名任命した。この年、齊泰は天皇の北陸巡幸を迎えるために金沢に逗留し、その際、該当者に御取持人を依頼した<sup>161</sup>。ただし、御取持人は諮問された場合のみ協議することとして、家令扶との区別を明確にし、諮問がないのに内部に干渉するなどあり、外部の旧臣とは距離をおいて家の主体性を維持せんとした。

ところが、御取持人制度はうまくいかず、翌79年12月に早くも廃止された。その経緯が次のように、篠原一貞によって述べられている。

[明治]十二年春以来諸生輩数十名同志相募、御内政向御変革ノ義申出、御取持ノ人々ヨリ精誠説諭方取扱ニ相成候得共、聞入不申、<sup>いよいよ</sup>弥増多人数ニ相成、直ニ御内家へ指迫り候勢モ有之候ニ付、右上申方ニ御取持一同出京可仕哉、[本郷邸に]相伺候処、精誠人少ニ出京可仕旨、御指令有之、然処、横山政和并私義見込ノ趣有之候ニ付、兩人引請出京致度旨申出候

160 これは、旧人持の篠原一貞によると、1878年に齊泰が金沢に滞在した際に、八家だけでは議論がまとまらず、もう少し広く旧臣層で議論するように齊泰が命じたとされる。すなわち「旧藩士ヨリ建言ノ義ニ付、元八家ニ於テ議論不<sup>居</sup>合義有之候ニ付、尔後御内家向御協議有之節ハ元八家同様御評議ニ相加り候様、御指令有之」とあり、旧八家で案を検討させうて、78年12月に村井家令名で「御取持人心得書」が出された（前掲『御家老若年寄履歴』、「前田家々政定書」長家史料1255、「御取持人心得書」長家史料1391）。

161 「前田家々令村井恒通書達状写」（明治12年12月、長家史料1245）。前掲『赤井直喜手控』三にも、1879年10月16日に「四十四名へ御依頼之義、正三位様〔齊泰〕被命、一同御請ス、依テ長町御邸へ毎月日曜日御用弁方出頭之事示談極ル」とあり、毎月長町別邸の用弁方に出頭することにしている。



処、御取持一同異存モ無之ニ付、兩人十一月四日出立、同十五日着京、御本邸へ出頭仕候処、[利嗣は]御隠邸[根岸邸のこと]へ御出中ニ付、直ニ御隠邸へ罷出御機嫌相伺候処、……[利嗣・齊泰・利鬯]御三方様於御前、県下景況モ上申仕、只今ノ内、断然思召ヲ以テ、御側向ノ人々御指替、改テ県下輿論公議ヲ御採択被為在、御推挙ニ相成可然、右様書生輩徒党ヲ募リ恐迫ヲ以テ御内家へ指迫り候テハ往々御面倒筋ニモ可立至於、私共モ当時ノ御人撰方不可然ト奉存候旨上申仕候処、尚御考モ可被<sup>(出掛)</sup>□旨、御意有之候ニ付、退出仕候、翌十六日御隠邸へ御呼立ニ付、即刻出頭仕候処、従四位様[利嗣]御同座ニテ、[利嗣らが言うには]昨日上申ノ趣、御勘考被為在候処、当時御側向ノ人々ハ専御用立ニテ万事御依頼ニ相成候ニ付、何レヨリ何等ノ義申出候トモ御指替ハ無之、尔後人撰方ノ義ハ指構不申様相心得可申旨、断然ノ御意有之候ニ付、右様ノ思召ニ被為在候へハ此上強テ可申上筋モ無之旨御請申上、即日発途帰県仕候テ、右御意ノ趣御取持一同へモ相談シ、右様ノ思召ニ有之候へハ、御取持被立置候詮モ無之ニ付、至急解散ノ義兩人[横山政和と篠原一貞]ヨリ引請上申仕候処、同十二月御取持一同御用無之旨、御家令ヨリ談ニ相成候

要するに、79年春以来、またまた数十人の金沢士族らが旧主家家政改革について主張し始め、前田家に迫る勢いをみせたので、人持の横山政和と自分(篠原)が根岸邸に伺い、利嗣・齊泰様らの前で石川県の景気状況も申し上げ、家職を差し替えて石川県の士族連の意見を採用するのがよろしいのではないかと、自分らも家職の人選はよろしくないと申し上げたところ、利嗣様らは、家職らは自分らの指示で動いているだけで、何と言われようと家職の差し替えはない、今後家職の人選について差し出がましいことはいつてくるなど、きっぱりいわれ、そのようなお思召しならば御取持人になっても仕方がないので、御取持人は解散すると上申したところ、家令からもそれならお前らは御用無しだということになり、御取持人制度はあっさり廃止された<sup>162</sup>。

結局、前田家が中央株へ出資するのに対して、御取持人を含めて金沢士族らは、旧領の旧臣に配慮した投資を行ってほしいのであり、しかしそれがなかなか実現せず、それを旧主君のせいにするわけにはいかないので、取り巻きが悪いとしたわけである。ここには、旧領で生活にあえぐ旧臣たちと、皇室の藩屏たる華族として、岩倉や中央政府に忠実に行動することが前田家の利益になると考える家職らとの利害の不一致がみられるといえよう。

## (2) 東北鉄道計画の提起

さて、1880年から北陸に鉄道を敷設する計画が、前田家や旧福井藩主松平家らによって起こってきた(京都からみて北陸は東北になるので、東北鉄道と名付けられた)。この鉄道計画はよく知られているものであり、『石川県史』や『稿本金沢市史』によると、発端は、同年春に金

162 以上、前掲『御家老若年寄履歴』。また前掲『赤井直喜手控』三にも、御取持人制度の経緯や上京する横山政和・篠原一貞に託した上申書が記されている。その上申書によると、家令扶の人選はとくに重要なので御取持人らにも内評を請うべきこととか、前田家の財政についても具体的に金額を挙げた支出計画を進言している。

沢の士族結社盈進社が越中大沢野の開墾をめざし、資金 30 万円を前田家に仰ぐこととし、代表を本郷邸に派遣して請願した。これに対して前田家は応諾する気配はなかったが、士族授産に対して何らかの考慮はすると答えたとされる。他方、別の士族結社精義社の士族らも上京して北陸への鉄道敷設を前田家に上申した<sup>163</sup>。要するに、前田家に旧領への投資を促そうと活発に活動する金沢士族も 2 派があったわけである。

この結果、前田家も鉄道建設投資へ傾いていき、他方で同家は士族授産のために金沢で起業会なる組織を設置した。このような『石川県史』や『稿本金沢市史』の記述によると、前田家は金沢士族の突き上げによって旧領への投資をよぎなくされたように読めるが、じつは同年 7 月に、岩倉具視督部長が華族会館で旧藩士族授産のために起業計画を提出せよとの演述を行い、前田家はこの岩倉の指令を重く受け止めたのである。士族授産こそ国家的事業であった。利嗣の行動記録ないし前田家の業務日誌ともいえる『淳正公年表稿』明治 13 年 7 月 17 日の項には、直接利嗣の行動ではないにもかかわらず、わざわざ岩倉の演述を次のように記録している。

督部長演述書取、従自家或ハ旧藩士民授産ノ為メ、起業スル事業（開拓、養蚕、製糸、鋳業）等、総テ資産ヲ増殖シ、国益ニ関スル輸出ヲ増スノ部分開業着手ノ順序方法承り度候間、書取ヲ以テ御申出有之度候、右ハ督部長演述ノ大意ヲ書取申候、何カ御着手ノ廉モ有之候ハ、御申立相成度候、尤族長へ取纏申訳ニモ無之候間、御名ニヨリ督部長へ御書出シ有之様、柳生殿御演述之事

繰り返しになるが、従来前田家は旧臣からの突き上げによって、旧領への投資・士族授産をよぎなくされた点が強調され、一般に大名華族について同様の投資の制約が語られるが、前田家側の史料を見る限り、同家の視線は、皇室・中央政府・華族会館の方を向いており、専ら旧領旧臣に投資の制約を受けているというイメージとはかなり異なる。

ともあれ前田家が旧領への投資に前向きな姿勢をみせた結果、金沢士族は開墾派と鉄道派に二分し、乱闘事件が頻発するなど、容易に結論はでなかった。そして翌 1881 年春に、結局前田家が鉄道建設の判断を下すことになったのも、政府による沿線の調査結果と政府の意向であった。工部省は、調査の結果、トンネルも必要となるが、経済効果は大きいと報告し、岩倉が利嗣と旧福井藩主松平茂昭を華族会館に呼び、協力して建設するよう勧めたという。計画では、資本金 450 万円、利嗣が筆頭株主で 22 万円であり、400 万円は一般からの公募、うち 200 万円を前田家が、100 万円を松平家が募集を引き受けることとなっていた。政府が 8% の利子補給をする公約を与えて、やがて 1882 年 4 月までに割当てを達成した<sup>164</sup>。

鉄道計画にきわめて積極的になった利嗣は、1881 年 8 月に家職らを引き連れて金沢に発ち、大々的に出資募集に当たった<sup>165</sup>。これに対して開墾派は「極度に憤慨」し、長町別邸に滞在中の

163 以上、『石川県史』第 4 編、295 頁、『稿本金沢市史』政治編第一、249～250 頁。

164 以上、『石川百年史』254～255 頁。

利嗣との面会を強要しており<sup>166</sup>、家老を経て上申書を出すという藩政期の意思決定システムはすでに壊れている。いずれにせよ、『淳正公年表稿』によると、この1881年末から翌年初頭にかけて岩倉具視が頻繁に利嗣と連絡をとろうとしており、岩倉との連携のうえで鉄道計画や士族授産計画が推進されていったことが強く示唆される。『石川県史』や『稿本金沢市史』によると、82年初頭には、士族の鉄道派と開墾派の対立の調停に石川県官や金沢区長が入り、その結果、開墾派を宥めるために前田家が士族授産補助金10万円を支出することを約束したとされ<sup>167</sup>、実際、同家は翌83年以降この補助金を拠出していった<sup>168</sup>。しかし、じつは石川県官らが調停に入る1年前の1881年1月にすでに利嗣は岩倉宛に、補助金10万円を支出して起業会を組織し士族授産に当てる計画を報告していた<sup>169</sup>。つまり、士族連の突き上げや県官・区長らの要請によって補助金支出をよぎなくされたのではなく、最初からの計画だったのである。そして10万円の拠出予定を岩倉には伝えても、同じことを金沢士族らに早くから表明すれば、非効率な費消に結果することを恐れたのであろう、82年初頭の県官らによる調停のタイミングまで、前田家としては少なくとも具体的な金額はおくびにも出さない作戦だったと思われる。

### (3) 家政管理体制の整備と前田家資産・収支

こうして前田家は1882年に鉄道等支出多端をもって、家職らに勤儉節約を指示し、「家法条

165 1878年における齊泰の金沢滞在の際も同様であるが、この利嗣の金沢旅行は、彼が1871年に金沢を去って以来の「御国入り」であり、北国街道の旧本陣に宿泊しつつ、糸魚川付近まで旧藩士が出迎えにくるなど、かつての参勤交代を彷彿させる。むろん金沢では連日旧藩士が伺候し、着10日後の9月11日には「旧藩士拝謁人日々如例、本日迄ニ弍千七百余名」などあり、前田家側も10月20日には、「御直領銀ニ付、金沢区内町方一同へ酒肴被下、昨今両日用掛へ引渡、町方戸数弍万千余軒、一戸ニ付酒肴二合するめ壺枚」と、金沢区職員の協力を得て、全戸に酒とするめを配付している（『淳正公年表稿』、加賀藩主の参勤交代帰国時の様子は、前掲、忠田『参勤交代道中記』47～49頁）。この金沢滞在では、最初に鉄道計画を提案した金沢区長の加藤恒を辞任させて家扶に就任させている。なお『稿本金沢市史』政治編第一、258頁には、1881年9月、前田家は東北鉄道計画と同時に起業会の解散を通告したとあるが、起業会解散を通告したのは、もっと早く、齊泰・利嗣名で東北鉄道論告を發した81年6月ではなかろうか。『淳正公年表稿』明治14年8月25日（この日は糸魚川・青梅付近）に「旧藩士曾田正雄来り、起業会再興ノ事ヲ陳ス」とある。また齊泰も鉄道計画に深く関わっていることも注意されたい。

166 この時、利嗣とともに金沢に赴いて不満の開墾派士族の対応に当たった家扶寺西成器は、前田家の権勢を笠に着て威圧したため（『石川県史』第4編、300頁に、「動もすれば前田家の権勢を負ひて威圧せんとするの色ありしかば」とある）、不満士族らは寺西を打倒・鉄拳を加える騒ぎとなった。結局、寺西はその責任をとって前田家を辞して（『石川県史』第4編、302頁）、翌82年9月三菱会社に入った（後注188参照）。

167 『石川県史』第4編、307～308頁、『稿本金沢市史』政治編第一、264～265頁。

168 表6には、1883年に10万円を一挙に拠出したように表示しているが、年2万円ずつ5年にわたって支出する計画であり、実際には83年には補助金4万円、貸付金2万円、計6万円が支出された（『金沢市史』通史編3近代、2006年、36～38頁、奥田晴樹稿、および「御補助金之義請願」「明治十六年度起業社収入・支出精算書」同資料編12近代二、2003年、326、352頁）。

169 1881年1月付の利嗣から督部長岩倉具視宛の報告が、『金沢市史』資料編12近代二、298頁に収録されている（原史料は前田育徳会所蔵文書）。

目」なる家憲を制定した。すなわちこの鉄道計画は規模が大きく、前田家財政に大きな影響を及ぼすことが予想され、この計画に対応できるような家政運営の原則を明確化する必要に迫られた。じつは1882年5月の能登島製塩事業の閉鎖も、鉄道計画による冗費節減の一環であったし<sup>170</sup>、83年初めに第十二国立銀行株を通達方の御用商人に売却したのも、従来の理解のように松方デフレの影響によるものではなく、この鉄道計画や士族授産事業補助金支出に備えたものだったはずである<sup>171</sup>。前掲『前田利為』は、この家法条目は「大名制度から華族制度への転換に当たり、諸大名にさきがけて」制定したものと記しているが<sup>172</sup>、実際にはすでに1880年に旧久留米藩主有馬家が「家範」を制定しており<sup>173</sup>、大名華族の中で最初の家憲ではない。しかしきわめて早期に制定したものにはまちがいない。

家法条目は、財産を次の3つに分ける<sup>174</sup>。(1)「根基資本」(第十五国立銀行株)、(2)「予備貯蓄」(「金銀貨幣、古金銀、不動産、公債証書、及び確實ナル諸株式」)、(3)「運転資本」(貸金、「確實ナル抵当ヲ取り」とある)。そして臨時の支出以外、すなわち経常家政費は、「根基資本」すなわち第十五国立銀行株の配当から支出することとしている。さらにこの3区分に基づいて財産目録を作成することも規定しており、1886年まではこの財産目録が残されているので、それ

170 以上、『淳正公家伝』28～29頁。前掲、森岡『華族社会の「家」戦略』208頁は、より一般に華族の家憲制定は、それを必要とした家の内部事情に対応したものとし、1882年の前田家家法条目などの例も、何らかの切迫した家政上の問題への対処のために制定したものと慧眼にも推定している。この点、家の財政問題は家憲制定の契機にならないとする、前掲、内山『明治期の旧藩主家と社会』67頁とは、筆者の見解は異にする。

171 前掲、千田「華族資本の成立・展開」は、前田家の第十二国立銀行株の売却も、「他の華族と同様に松方デフレ期には該家〔前田家〕も相応の困難に直面したことによるとみなしている。もっとも『石川県銀行誌』159～161頁に、用弁方の史料に基づいて述べているように、同行の経営者でもあった通達方商人の手腕に家職らが疑念を抱いていたことが株売却の他の重要な要因であったし、同行は官金取扱を行っておらず(前述のように官金取扱は金沢為替会社へ委任)、株を手放ししやすい条件もあった。ただし同行の経営が悪化していたわけではなく、少なくとも前田家の株売却時までは、厳格で慎重な貸出姿勢のもとで堅調な業績をあげていた(北陸銀行『創業百年史』1978年、300～301、310～312頁)。これは、用弁方家扶取扱でもあった小幡平頭取のガバナンスが効いていたためであろう。このため、前田家は株売却により2万8千円の売却益を得ている(『石川県銀行誌』161頁によると、売却代金は16万8千円、出資株金は14万円)。

172 『前田利為』12頁。

173 前掲、森岡『華族社会の「家」戦略』208頁。

174 家法条目は、『前田利為』13～19頁に、ほぼ全文が掲載されている。1888年5月に若干改定が行われたが、それは華族世襲財産法(1886年)を受けて、第5条の根基資本について、「則ち第十五国立銀行株式」を「即ち其筋ノ認可ヲ得テ世襲財産ト定ルモノ」と修正しただけである。その後、1896年にこれをさらに改定して、「前田家家範」を制定した。これらの史料は、石川県立歴史博物館蔵「加賀藩士小川家文書」にあり、また「前田家家範」は、近藤斉『近世以降武家家訓の研究』(風間書房、1975年)384～386頁にも収録されている。旧加賀藩士小川清太は1893年から前田家評議員になっており、そのためこれらを手したであろう。近藤著収録の「前田家家範」の原史料は島津家所蔵であり、有力華族間で家憲類を提供していたことを物語っている。



らとこの時期の唯一残されている会計帳簿である1886年度の『原簿十九』によって、同家の資産を整理したものが表10-1、表10-2である。まずこれに説明を加えよう。

所有資産といっても、不動産(「地所貸家」)には、家族の住居たる本郷邸・根岸邸は含まれていない。また1883年の「運転資本」には、「根岸御邸より預」3万円があり、隠居齊泰の手元金が別途若干あったもようである<sup>175</sup>。さらに1876年の金融資産一覧(表1-1)と同様に、円換算が困難な古金銀はこの表には含まれず、すでに紹介したように別目録に記されている。そして大量の典籍・古文書類や道具類等の動産も含まれない。しかしそれ以外はすべて含まれているはずである。

表10-1によると、1882~84年は、家法条目に沿って、「根基資本」「予備貯蓄」「運転資本」に区分されて資産が計上されているが、1885年以降、資産分類と表示法が変更され、「予備貯蓄」「同積立金」「運転資本」全部の内訳として、「金銀紙幣」「地所貸家」「公債」「株式」が示されている。したがって1885年以降の貸金(「運転資本」)は「金銀紙幣」に含まれる。この記載変更はすぐ述べるように、「予備貯蓄」と「運転資本」の双方に、現金や貸金、銀行預金が含まれるためであろう。

表10-1 前田家資産一覧

(円)

各年7月1日	根基資本 (第十五 銀行株)	予備貯蓄					運転資本(大部分は貸金)			正味総計 (預りを除く)
		金銀紙幣	地所 貸家	公債	株式	計	元金	預り	計	
1882(明治15)年	692,600	256,728	31,858	217,834	294,115	800,535	246,556	151,732	398,288	(1,739,691)
1883(明治16)年	〃	350,514	32,108	283,623	185,533	851,778	269,032	115,958	384,990	(1,813,410)
1884(明治17)年	〃	251,784	31,257	330,592	202,382	816,015	(220,471)	110,744	331,215	(1,729,087)
各年7月1日	根基資本	金銀紙幣	地所 貸家	公債	株式	予備 貯蓄	同積 立金	運転資本		総計
1885(明治18)年	692,600	422,702	29,410	482,332	279,337	723,011	157,616	333,154		1,906,382
1886(明治19)年	〃	455,611	29,410	433,136	292,337	701,503	176,362	332,629		1,903,095
1887(明治20)年	〃	(507,252)	29,817	442,435	238,937	764,245	191,073	263,123		(1,911,042)

(出所)『三資本財産目録』『御財産目録』。1887年は『原簿十九』。

注：金額は基本的に取得価格により算出。( )は筆者による算出。

表10-2 前田家資産の金銀紙幣(予備貯蓄)

(円)

各年7月1日	金貨		銀貨		紙幣 (ほぼ全部 預け金)	総計
	東京	金沢	東京	金沢		
1882(明治15)年	117,643	130,000	3,804	5,280	—	256,728
1883(明治16)年	57,643	150,000	13,725	5,060	124,085	350,514
1884(明治17)年	150,643	1	3,704	15,083	82,351	251,784

(出所)表10-1と同じ。

175 ただし齊泰は1884年1月に没しているから、やがて本邸資産に統合されたと思われる。

1882～84年の「予備貯蓄」のうち「金銀紙幣」は、表10-2のように、東京と金沢に分けて所有しているが、同表の史料によると、たとえば1882年東京の金貨のほとんど全部である11万7千円は第十五国立銀行に預け、同額の紙幣を受け取って、「運転資本」に回して貸金に運用しており、それが表10-1の「運転資本」の「預り」15万1千円余に含まれている。このように、「予備貯蓄」の「金銀紙幣」東京分は本郷邸内にはほとんどなかったのであるが、しかし同年の「金銀紙幣」金貨の金沢に計上されている13万円は、金融機関に預けていたわけではなく、「御用弁方金庫」に保管していた。翌83年も東京の金貨5万7千円を第十五銀行に預け、同額紙幣を受け取って「運転資本」の貸金として運用していたのに対して、金沢の金貨15万円は用弁方「庫中」にあった。しかしそのようなたんなる退蔵は無駄か危険と考えたのであろう、翌84年には金沢から現送したと思われる東京の金貨15万円は日銀に預けている。さらに表10-2の83～84年「紙幣」もほぼ預け金であり、83年は12万4千円のうち9万8千円を第一・第三国立銀行へ預金しているが、金融機関以外への貸金も含まれるし、「運転資本」の貸金の中にも第三、第十二、第百十九国立銀行への預金もあって、結局「予備貯蓄」にも「運転資本」にも貸金・銀行預金が含まれている。いずれにせよ、表10-1の各項を単純に加算すると二重計算となり、「預り」を除外して合計したものが、最右欄の「正味総計」である。

これに対して85年以降は、「運転資本」の「預り」分が不明であり、その中には84年までと同様に、家の外部からの「預り」も若干あるだろうし、家の資金が銀行を介して「預り」となっているものもあると思われる。すると各項を単純加算した「総計」は、若干の負債や二重計算分が含まれるので、85年以降の「総計」は正味の資産よりやや過大になっているはずである。実際、それを裏付けるように、「総計」が84年までの「正味総計」とやや不連続に増えている<sup>176</sup>。

このように表10の内容は、家法条目の規定にも由来してやや錯綜しているが、1880年代の正味資産額はおよそ170～180万円であった。これを先の1876年7月における金融資産90万円と比較すると、貸金の規模は1876年と1882年以降では大雑把にあってあまり変わらず、76年に所有していた現金のかなりの部分を有価証券投資に振り向け、またその後交付された金禄公債全部を根基資本の第十五国立銀行株約70万円とした、と要約できる。そして1876年の資産に金禄公債交付額（＝第十五国立銀行株）を加えた額より、利子・配当等の蓄積によって若干増えたということになる。

続いて、公債・株式・不動産・貸金の内容を順に検討しよう。表11は所有公債の一覧である。繰り返すが、交付金禄公債はすべて第十五銀行株になっているから、同表において、整理公債以外はすべて購入したものである。1887年の「七分利金禄公債・金札引換公債」が減少しているのは、これらが抽籤で償還され、整理公債と交換したためであり、他の年も売却はかなり少ない

<sup>176</sup> この「総計」の不連続な増加の他の要因としては、齊泰（1884年1月没）の手元金が算入されたこと、前述の84年に安田善次郎へ売却を依頼したとされる古金代が算入されたことなども考えられなくはないが、その可能性は高くないと思われる。

表11 前田家所有公債

種類	(額面, 円)						(取得価格, 円)					
	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年
一割利金禄公債	10,000	10,000	9,970	7,870			9,900	9,900	9,870	7,781		
六分利	6,945	6,945	6,945	6,945	5,895	5,895	4,368	4,368	4,368	4,588	4,223	4,223
七分利	169,070	232,045	277,045	310,355	305,155	311,790	138,190	186,745	226,321	256,977	252,671	269,175
金札引換公債	55,200	58,500	66,100	77,250	77,250		55,200	58,399	65,823	76,339	76,494	
起業公債	13,700	13,750	13,750	13,750	13,750	13,750	10,176	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210
新公債		14,000	14,000	14,000	14,000	14,000		14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
中仙道鉄道公債				125,000	82,700	83,200				112,435	75,536	76,095
整理公債						72,200						62,471
海軍公債						6,000						6,260
計	254,915	335,240	387,810	555,170	498,750	506,835	217,834	283,623	330,592	482,332	433,136	442,435

(出所) 表10-1と同じ。

注: 各年7月1日。六分利金禄公債の1885年取得価格の変化は誤りの修正と推定。

とみられる。表10-1の「予備貯蓄」をみても、1883年以降公債残高は株式をかなり上回っており、同家は安定的な公債取得に積極的だった。金禄公債は華士族から買取を要請されたものもあったかもしれないが、公債売買も依然として主に通達方（金沢為替会社、北陸銀行）に依頼していたようである<sup>177</sup>。

株式は、まだ投資可能銘柄が少なく、国立銀行にかなり偏っている（表12）。まず第十五銀行への当初出資69万円余は、交付金禄公債全部と現金出資3万5千円余であり<sup>178</sup>、これを「根資本」としている。同株はこの他に買増分があるが、これは「予備貯蓄」に算入されている。この買増分は、他の華族からの買取要請によるものであろう。石川健次郎の整理した同行株売買譲渡事例によると、たとえば1886年7月10日に利嗣は公家子爵五条為栄から同株34株を6,460円で購入しているが、五条は同日に同数の株を事前に旧篠山藩主家の子爵青山忠誠から5,100円で購入している<sup>179</sup>。つまり五条は同日の転売によって1,360円の利益を得ているのである。石川はこれらを華族（この場合、五条）の市場動向をみでの合理的な計算に基づく取引と理解しているが<sup>180</sup>、それは疑問であり、五条の面子をつぶさないように配慮した前田家による援助ではなかろうか<sup>181</sup>。前記のように前田家と五条家は、菅原道真を共通の祖とする同じ宗族会に所属する親しい間柄であり、前田家は負債を抱えた五条に対して、すでに1875年に10年賦で資金を貸与していた。石川の示した同株売買事例をみると、この他にも同日ないし近い日に転売されるケースが多くあり、旧岡山藩主池田章政侯爵が同様に公卿華族から高く買い取り、逆に岩倉具定に安く

177 『淳正公年表稿』明治17年7月13日の項には、「北陸銀行等春來公債証売買等尽力之廉ヲ以テ、金拾五円北陸銀行〔東京〕支店へ、越後縮一反斯波婦一へ被下」とある。

178 石川健次郎「明治前期における華族の銀行投資—第15国立銀行の場合—」（『大阪大学経済学』22巻3号、1972年）71頁、注6に基づいて算出。

179 前注、石川論文、78頁、表15。

180 前々注、石川論文、77頁。

181 この売買日3日前の7月7日に第十五銀行株主総会が開かれており（『淳正公年表稿』）、そこで情報を得て取引が成立したのであろう。

表 12 前田家所有株式

銘 柄	(株数)						(円)					
	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年	1887年
第十五国立銀行(根基)	6,926	6,926	6,926	6,926	6,926	6,926	692,600	692,600	692,600	692,600	692,600	692,600
〃 (買増分)	56	131	131	116	116	156	6,541	14,461	14,461	12,961	12,961	20,561
第一国立銀行	100	100	100	100	100	100	12,030	12,030	12,030	12,030	12,030	12,030
〃 新株						(100)						5,000
第四十四国立銀行(東京)	105						6,003					
第三国立銀行		52	52	52	52	52		7,523	7,523	7,523	7,523	7,523
第七十四国立銀行(横浜)	15	15	15	15	15	15	750	750	750	750	750	750
第十二国立銀行	1,400			500	500		140,000			35,000	35,000	
横浜正金銀行	300	300	300	300	300	300	32,272	32,272	32,272	32,272	32,272	32,272
〃 新株						300						15,000
東京海上保険会社	458	458	458	458	458	458	45,800	45,800	45,800	45,800	45,800	45,800
金沢為替会社別仕法株金			611				21,514	21,514	30,545			
〃 元備金							583	583				
大阪紡績会社	(150)	150	180	180	180		3,621	15,000	18,000	18,000	18,000	
日本鉄道会社	(2,000)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	20,000	36,000	100,000	100,000	100,000
〃 第二募集株				2,000	2,000					10,000	28,000	
東北鉄道会社		8,480						10,599				
千川水道会社(東京)	100						10,000					
賛業会社	10	10	10	10			5,000	5,000	5,000	5,000		
計	11,490	18,622	10,783	12,657	12,647	10,407	986,715	878,133	894,982	971,937	984,937	931,537

(出所) 表 10-1 と同じ。

- 注：1) 金額は取得価格。各年 7 月 1 日。銘柄名の ( ) の地名は、本店所在地。  
 2) 1882 年の大阪紡績・日本鉄道の株数は「約束」、1884 年の日本鉄道の金額は 2,000 株のうち 360 株の株金。  
 3) 1887 年第一国立銀行新株の株数は、払込額と『第一銀行史』上巻(1957 年) 507~508 頁より推計。  
 4) 1884 年の「金沢為替会社」は「北陸銀行」であり、「株金 30,550 円」「元備 30,545 円」。

売っている例もみられる。いずれも同株売買を通じた支援とみられる。

第一国立銀行株への投資は、渋沢栄一の要請に基づくものであろう。第四十四国立銀行は金沢支店があり、第七十四国立銀行も旧領高岡に支店があり<sup>182</sup>、その関係による出資とみられる。第四十四国立銀行は、1882 年 7 月に第三国立銀行に吸収合併されており<sup>183</sup>、以後、表 12 に第三国立銀行株が現れるのは、そのためである。

第十二国立銀行(1877 年 8 月開業)は、資本金 20 万円のうち前田家が 14 万円を出資し、同家の主導で設立された<sup>184</sup>。1883 年に一旦売却した同行株を 85 年に再び所有しているのは、通達方への貸付金や北陸銀行株売却代を通達方から第十二銀行株という形で回収したものであろう。積極的な同株再取得ではなかったから、1886 年 7 月には売却損 2,500 円を出しながら再度売却している<sup>185</sup>。

前田家が横浜正金銀行(79 年 2 月設立、80 年 2 月開業)へ当初から出資し、上位株主になっていたことは、これまで知られていなかったことである<sup>186</sup>。それは利嗣名義の株はなく、家扶北

182 第七十四国立銀行については、さしあたり、『横浜市史』第 3 巻上(1963 年)第 5 編第 1 章~第 2 章を参照。

183 高嶋雅明「国立銀行の経営破綻と合併」(『九州産業大学商経論叢』9 巻 3 号, 1969 年)。

184 北陸銀行南町支店編『金沢第十二国立銀行史稿』(1962 年), 『石川県銀行誌』第 3 章。

185 『原簿十九』。

186 横浜正金設立当初の株主や出資状況については、『横浜市史』第 3 巻下, 第 5 編第 3 章第 1 節三。



川亥之作の名義株のみだったためである。しかも北川が当初から自己資金によっても、また家令村井恒や家扶岡田棟も同様に自己資金で同株に若干の投資をしていたので<sup>187</sup>、株主名簿だけでは資金の正確な出所はまったく不明となる。

東京海上保険会社（79年7月設立）への投資についても、当初から利嗣名義以外に北川と寺西成器の両家扶名義の株があったから、従来の想定以上の出資をしており、同社創立当初は前田家から寺西成器が取締役として派遣され、1881年7月には代わって北川が取締役に就任している<sup>188</sup>。同社は、華族出資団と三菱会社の出資によって設立され、華族出資の原資は、京浜間の官設鉄道の買上を目的とした東京鉄道組合が解散し、渋沢栄一の主導により返済された既納金が当てられたことが知られている。しかし前田家は設立時に家扶名義株を含めて15,800円（158株）の出資をしており、他の有力華族の出資額が東京鉄道組合への出資予定額と概ねパラレルであるのに対して、前田家はそれよりやや多めに投資している<sup>189</sup>。さらに同年12月までに利嗣名義株を300株増加させて計45,800円（458株）の出資とした。結局前田家は、同社に対して華族の付き合いによる半ば強制的な出資以上に積極的に出資した。それは三菱や渋沢が関わる安全な企業とみなしたからであろう。

先の横浜正金への出資は、華族が東京鉄道組合の返済金を組織的に出資したものではないであろう。渋沢はそのようには記していないし、鉄道組合の余剰金は既納額に応じて分配されるはずだから、鉄道出金額の少なかった前田家（および鉄道組合から外れた旧紀州藩主徳川茂承）だけが突出した出資はありえない。正金への華族を含む発起人の出資額も当初予定に満たなかったこともあり、有力華族へも出資要請がなされたものと思われる。それに対して前田家が積極的に応

187 同行の株主名簿（『横浜正金銀行史資料』第1巻、坂本経済研究所、1976年、所収）と表12を比較すると、これらの家職が自己資金で少数の同行株を売買していることがわかる。1876年に家令村井は月給100円、北川・岡田家扶は月給80円で雇われており（『淳正公年表稿』明治9年8月20日、10月15日、10月23日）、そのうえ北川が就任した第十五国立銀行世話役は月給100円であったから（大隈文書、『日本金融史資料明治大正編』第4巻、1958年、743頁）、それなりの蓄財が可能であった。ただし第十五銀行世話役は前田家の業務として務めるため、家職の俸給は若干減らされた。

188 『東京海上火災保険株式会社六十年史』『東京海上八十年史』『東京海上火災保険株式会社百年史』には、いずれも1879年創立時から1881年7月までの同社取締役寺西成器は三菱代表とあるが、誤りであり、この誤りは一部学術論文に拡散している。前注166のように、寺西は1881年夏の新井士族との交渉における混乱の責任をとって同年9月に同家家扶を辞し、翌82年9月に三菱会社に入社した（『三菱社誌』10、復刻版、東京大学出版会、1980年、515頁）。この会社史の誤りは、その後寺西が1887年に三菱社大阪支店支配人に就き、20年余にわたり同職および三菱合資大阪支店長を務めたために生じたものであろう（『三菱社誌』15,237頁、21,1072頁）。ちなみに寺西が三菱に入社した契機は、すでに1880年5月3日に岩崎弥太郎を本郷邸に招くなど（『淳正公年表稿』）、東京海上保険や千川水道会社（後述）への出資を通じて前田家と岩崎家は親しい関係となっており、その縁によるものであろう（寺西の三菱における履歴について、三菱史料館の坪根明子氏からも御教示を得た）。

189 以下、同社への華族の出資額は、『東京海上火災保険株式会社六十年史』『東京海上八十年史』『東京海上火災保険株式会社百年史』による。

じたのは、政府出資の特殊銀行ゆえに国策協力的でかつ安全な投資とみなし、また自己資金に十分な余裕があったからであろう。

大阪紡績への華族による出資も、東京海上保険と同様に東京鉄道組合既納金があったからこそ行い得たことが指摘されている<sup>190</sup>。渋沢栄一『青淵回顧録』にそのような記述があり、事実なのであろうが、しかし表12のように前田家は大阪紡績への出資規模を当初の「約束」より増加させており、ここでも前田家は鉄道組合既納金残高以上に出資したと思われる<sup>191</sup>。1883年末の大阪紡績への出資額が華族の中で最大だったのは前田利嗣の1万8千円であったが、そもそも前田家にとってこの程度の額は、鉄道組合既納金の残金がなくても十分支出可能だったことは明らかである。

その他、千川水道会社は、玉川上水から巢鴨で分水し、小石川・神田・本郷・下谷・浅草各区に通じる水道を開設することを目的として、岩崎弥太郎の主導により1880年8月に資本金5万円で設立された企業である。前田家本郷邸も利用するため<sup>192</sup>、当初から1万円を出資して、家扶寺西成器を代理人として取締役就任させた<sup>193</sup>。岩崎弥太郎は設立前の1878年に湯島の旧大名屋敷を取得しており（現、旧岩崎邸庭園一帯）、前田家とは近隣関係にあった。賛業会社の事業内容は不明であるが、同じ頃旧岡山藩主池田家も同社株を所有しているから<sup>194</sup>、有力華族らの共同出資による企業であろう。

以上要するに、この時期に渋沢らの要請により前田家は従来の想定以上に、損害保険会社や紡績会社、さらに特殊銀行に出資していた。それを可能とした条件としては、一つは東北鉄道計画本格化以前の場合が多かったこと、また第十二国立銀行への出資を引き上げたこと、前田家の資産規模からするとそれほど多額でなかったことなどが挙げられる。それにしても、第十二国立銀行から出資を引き上げ、金沢為替会社へも不信感を募らせる一方、特権的な中央株や渋沢・岩崎ら中央の著名な実業家が関係する企業株に投資の軸足を移している点は、前田家（利嗣・齊泰・家職らともに）の視線が旧領ではなく、政府や中央財界に向けられていたことを示すものにほかない。

次に1880年代の所有地について（表13）、1878年との比較では深川邸地を1879～81年頃に22町から57町へと買い増ししている。さらに86年に深川荒蕪地13万4千余坪（44町6反余）、

190 『東洋紡績七十年史』（1953年）20～21頁、高村直助『日本紡績業史序説』上（塙書房、1971年）66～68頁。

191 華族全体の既納金64万2千円は1年半分であり（『渋沢栄一伝記資料』第8巻、496頁）、そこから利嗣の既納金額を推計すると、2万5千円余となる。それから東京海上保険への当初出資額1万5千円余を差し引くと、大阪紡績への出資額1万8千円には届かない。

192 1879年11月12日付の家令村井恒から本郷区区務所宛の進達によれば、前田家としては千川用水から取水する井戸をなんと50も希望している（『御達并進達物留』明治10年～15年）。

193 以上、前掲『三菱社誌』8,449～468頁。

194 前掲、森田「華族資本の形成と家政改革」395～396頁。

表 13 前田家所有の地所・貸家

各年 7 月 1 日	面 積						取得価格(円)						
	深川 別邸	四谷 別邸	巢鴨 別邸	石川県 耕地	金沢長 町別邸	貸家 建坪	深川 別邸	四谷 別邸	巢鴨 別邸	石川県 耕地	百石高 地所	金沢長 町別邸	貸家建 築費
1882(明治15)年	57町3反	2町5反	6町6反	54町7反	1町6反	423坪	10,515	1,430	468	13,702	1,522	707	3,512
1883(明治16)年	〃	〃	〃	54町6反	〃	〃	〃	1,680	〃	〃	〃	〃	〃
1884(明治17)年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1,139	〃	—	〃	〃
1885(明治18)年	〃	〃	—	〃	—	(〃)	〃	〃	—	〃	—	—	〃
1886(明治19)年	〃	〃	—	〃	—	(〃)	〃	〃	—	〃	—	—	〃
1887(明治20)年	〃	…	—	〃	—	(〃)	〃	2,087	—	〃	—	—	〃

(出所) 表 10-1 と同じ。

- 1) 本郷邸・根岸邸は含まない。深川価格は外水地抗等を含む。( ) は推定。
- 2) 石川県耕地 54 町余は、加賀能登 5 郡(能美・石川・河北・羽咋・鹿島)の耕地(1884 年 7 月地価 3 万 477 円)。1887 年に、第四高等学校創設費として寄付(表 6 参照)。「百石高地所」は石川県能美郡田子島村の耕地で、面積不明。
- 3) 金沢長町別邸 1 町 6 反は、1885 年に金沢区へ寄付(表 6 参照)。
- 4) 貸家は、根岸邸の「南御住居」。
- 5) 1884 年巢鴨別邸価格の増加は、「開墾費」を含めたため、この頃開墾したのであろう。
- 6) 1887 年四谷別邸価格の増加は、隣接の大久保村地所 407 円分買入による。

その地先公有海面 6 万 6 千余坪(22 町余)を政府から払下げを受けたが<sup>195</sup>、表 13 の史料でははっきりしない。深川地所は、養魚場・養龍場・鴨場のほか田畑(小作地)・貸家もあったが<sup>196</sup>、すでに述べたように、1880 年代になっても利益目的の追加投資はほとんどなかった。

「運転資本」は、表 14 のように大半は貸金であり、最大の貸付先は 1876 年と同様に通達方であった。しかもその額は、注記したように新燧社への貸付や野田山墓地維持資金を除けば、1882～83 年も 76 年とほぼ同じ 26 万円弱であり、通達方への貸金は固定貸になっていた。『石川県銀行誌』の指摘の通り、こうした状況が 1883 年の第十二国立銀行への出資引上げにつながった一因であろう。

このような有価証券・不動産・貸金等への投資は、どのような意思決定プロセスを経ていたのだろうか。多くの傍証から、それまでと同様に、家令扶など複数の家職が案を練ったうえで、かなり細部の点についても最終決裁は利嗣および齊泰が直接行ったことは明らかである。そもそも東北鉄道計画の推進は利嗣の強い意向が働いていたことは従来からよく知られている点である<sup>197</sup>、通達方への貸金に関しても、既述のように齊泰と利嗣がしばしば彼らを招いて、慰労や協力要請、貸金関係の質問などをしており、事態を把握していたはずである。他方、家職らが投資について慎重な検討と議論を重ねていた点も、たとえば第十二国立銀行から出資を引き上げる際に金沢用弁方と東京用所方の家職らがさかんに用状をやり取りしていたことから明らかである<sup>198</sup>。さらに『淳正公年表稿』によれば、1884 年 6 月 3 日に、家扶北川亥之作が前田家を辞して日本鉄道に入るために、北川名義の代理株の名義変更案を家職が利嗣に伺いを立てている

195 『前田利為』475 頁によれば、1896 年までに埋立竣工することを条件に払い下げられたという。

196 『原簿十九』。

197 『石川県史』第 4 編、『稿本金沢市史』政治編第一などを参照。

198 『石川県銀行誌』第 3 章。

表 14 前田家「運転資本」の内訳

1882 (明治 15) 年 7 月 1 日		1883 (明治 16) 年 7 月 1 日	
貸付先・預け先等	金額 (円)	貸付先・預け先等	金額 (円)
通達方	293,226	通達方	255,520
岩倉公	15,000	西四辻公へ貸付	16,900
西四辻	14,500	島本伸道へ貸付	4,300
島本伸道	4,300	二条公へ貸付	3,000
木谷藤十郎等へ貸	1,500	新燧社へ貸付	33,800
要用会社へ貸	1,000	嶋田幸一郎へ貸付	3,060
第四十四国立銀行へ貸	15,000	木谷藤十郎へ貸付	1,300
第一百九国立銀行へ貸	3,000	要用会社へ預	1,000
東北鉄道会社振替金	9,389	第三国立銀行	18,000
能登製塩出金	17,314	第十二国立銀行へ預	3,000
西洋製塩竈	778	第一百九国立銀行へ預	2,000
通達方在金	600	東北鉄道会社へ貸付	10,990
御用所在金	500	野田仕法通達方預	828
庫中在紙幣	5,841	諸向振替金	2,836
金沢庫中紙幣	8,393	庫中在金	21,684
小 計	390,343	小 計	378,221
総 計	398,288	総 計	384,990

(出所) 表 10-1 と同じ。

- 注：1) 1882 年の通達方への貸のうち、33,800 円は新燧社へ、712 円は野田仕法通達方預と推定。新燧社は、旧加賀藩士らが設立したマッチ製造企業。野田仕法とは、金沢野田山・前田家墓地の維持費。  
 2) 各年とも、他に前田利同へ英貨 201 ポンドがある。

が<sup>199</sup>、たとえば横浜正金株は、伺いでは北川名義株 300 株の全部を家扶加藤恒名義に変更する案だったのに、実際には加藤恒と同じく家扶の本多衛政養の名義各 150 株に変更されていた<sup>200</sup>。このようにかなり細部にまで利嗣の指示が窺われるのである。また前述のように 1876 年頃は八家などの旧家老に投資案を検討させていたが、彼らは家職でない限りその後まもなく前田家の投資意思決定システムから外れ、家法条目に基づいて 1882 年に評議会が設置されると、後述のようにわずかな寄付金も評議会に諮っているように、評議会も重要な役割を果たすようになった。むしろそこにも依然八家など旧家老層が任命されるのであるが、その検討の前に、この頃の収支状況を判明する限りで検討しておこう。

まず表 15 のように、家法条目の規定通り、「根基資本」である第十五国立銀行株の配当だけで日常経費を賄っており<sup>201</sup>、臨時費はその他の収入で賄うという財政構造であった。この頃の収支全体が正確に判明するのは 1886 年度のみであり (表 16)、それによると、前年度からの繰入も若干あるが、収支ともに約 30 万円の規模であった。収入は株式売却益といった臨時収入は別と

199 同日の『淳正公年表稿』には次のように記されている。「諸会社御代理株等改正之伺、五十株海上保険会社株 右北川亥之作御代理之処 内二十株御名ニ改メ 三十株村井恒名面ニ改メ可申、三百株正金銀行株 右北川亥之作御代理之処 加藤恒名面ニ改メ可候、大坂紡績会社株式之処 三十株本多衛政養名面ニ改メ可候、村井恒名面ニ相成居候諸公債証書 御名ニ改メ可候、此段相伺度候」。

200 「第十回半期實際考課状并諸報告表」明治 17 年下期 (前掲『横浜正金銀行史資料』第 1 巻、所収)。

201 この頃の第十五銀行株配当率は 10~12% だったから、「根基資本」の利益は約 7~8 万円となる。



表15 前田家の「根基本利益」利益と「常費」  
(円)

	1885年度	1886年度
根基本利益	79,649	76,186
常費	66,035	55,646
利益へ結込	13,613	20,539

(出所)『原簿十九』.

注:1)「根基本利益」は当初取得した第十五国立銀行株の配当.

2)年度は7月～翌6月.

3)最下欄の「利益」とは、「予備貯蓄運転資本利益」.

表16 前田家の収支 (1886年度)

項目	金額 (円)	備考
収入		
株式配当	103,790	うち8万円弱は第十五国立銀行株配当
利子収入	40,312	
公債利子	(35,543)	
銀行預金利子	(4,647)	
貸付金利子	(121)	
株式売却益 (諸経費差引後)	111,815	日本鉄道新株10万3千円余, 大阪紡績株8千円余など
不動産収入	2,935	
小作料	(2,181)	ごく一部家賃と未分離のものあり
家賃	(754)	
深川養魚籠収入	482	
雑収入	957	
前年度利益繰込など	40,090	
計	300,383	
支出		
支払利子等	1,519	
貸金償却損	109,130	
株式売却損	2,500	第十二国立銀行株売却損
不動産経費	1,806	地租・村入費・修繕費等
深川養魚籠経費	336	地租は不動産経費に含む
常費	55,646	日常経費
寄付金	112,103	士民救恤金8万円, 起業会補金2万円など
その他支出	6,492	生計費臨時支出等
前年度誤記修正など	2,900	
計	292,436	
差引利益	7,947	

(出所)『原簿十九』より算出.

注:年度は7月～翌年6月, ( )は内数.

すれば, 株式配当・利子収入が大半であり, 不動産所得はかなり少ない。支出も不良資産償却を別とすれば, 常費と寄付支出が主たるものである。近年明らかにされている島津家の事例と比較すると<sup>202</sup>, 1880年代半ば頃, 大雑把にいて, 収入・支出ともに前田家の方がやや多いが, 日常経費ないし生計費はほぼ同規模である。この年の前田家は株式売却益・貸金償却損が多く<sup>203</sup>, それを除いたものがこの時期のおよその傾向を示していると思われる<sup>204</sup>。そうすると島津家と概

202 寺尾美保「大名華族資本の誕生—明治前・中期の島津家の株式投資を通じて—」(『史学雑誌』124編12号, 2015年)。

ね同程度の収支規模といえそうであり、これらがこの時期の大名華族最上層の収支規模であった。家禄賞典禄が廃止され、交付された金禄公債の出資による第十五国立銀行株配当は、家禄賞典禄収入（税引後）に比してほぼ半減したが、1880年代半ば頃には、他の配当利子等を合わせた収入は、家禄賞典禄収入（税引後）にほぼ匹敵する程度に回復した。

このことは、経常利益から寄付金支出や追加の有価証券・不動産投資を行う余力がかなりあったことを意味する。ただし1883、86～87年など寄付に際してとくに多額の現金支出を要する場合には、資金捻出のために特別に株式売却を行うこともあったようである。前述のように1883年の第十二国立銀行株の売却は鉄道計画とともに起業社への士族授産金支出に備える意味があっただろうし、1886年度の日本鉄道・大阪紡績の株式売却も士民救恤金8万円などこの時期の多額の寄付金捻出のために行われた可能性が強い<sup>205</sup>。

こうして巨額かつ安定的な資産とそこから得られた利益により、多額の日常経費や寄付等を支出することが可能であり、貸金の焦げ付き・償却も同家財政の根幹を揺るがすものではなかった。

さらに戻って、表10-1の資産増減について若干説明を加えると、1883年7月に「正味総計」が前年より7万円余増えているが、起業社への83年度補助金4万円は83年前半に支出したはずであり<sup>206</sup>、前述のように能登製塩関係資産1万8千円余も83年前半までに償却したはずである。したがってこの程度の寄付金支出や不良資産償却では、多額の配当利子収入などにより、正味資産が減少することはなかった。他方、翌84年7月までに「正味総計」が8万円余減少した要因は不明である。起業社への補助金支出3万円<sup>207</sup>、84年5月の育英社への2万5千円、計5万5

203 1886年度は日本鉄道新株売却利益10万3千円を得ているが、これは同年度中に追加払込した第二募集株2000株、払込額4万4千円を1887年6月30日に売却して得た利益（売却収入－払込額）である。この時期に日鉄株は高騰していた。同様に86年8月13日に売却した大阪紡績株の売却益は8,100円であった。

204 1890年に家令加藤恒が提出した「意見書」（評議会宛か、加越能文庫、特16.85-032）によれば、この頃前田家の収入の半分近くが「常費」として消費されているとされ、1886年度は株式売却益や前年度利益繰込を除いて考えると「常費」は収入の約3分の1となり、概ね収入の4割前後が日常経費だった。なお表10、表15、表16に関して、利益の処理について補足すると、「予備貯蓄運転資本利益」の残金は、「根基資本利益」の残金とともに「予備貯蓄」（および若干は「同積立金」）に繰り込んでいる。すなわち、「根基資本」と「運転資本」の利益は、「根基資本」と「運転資本」に組み入れない。「予備貯蓄積立金」の利益は「同積立金」つまりそれ自身に組み入れている。

205 もちろんなぜ日本鉄道新株や大阪紡績株が売却銘柄に選択されたかは別途説明すべきことであり、大阪紡績は、1884年から86年上期にかけて次第に配当率が下がり、かつ所有を継続する強い義理もなかったためであろう（山口和雄編著『日本産業金融史研究・紡績金融篇』東京大学出版会、1970年、338頁、第8表、ちなみに同書、330～331頁、第3表によれば、前田家は1886年頃から次第に大阪紡績株を売却していったようにみえるが、注199のように84年6月以降、利嗣名義の同社株180株のうち30株を家扶本多衛政養名義に変えたために利嗣名義株が減少しているのであり、86年8月に一度に180株を売却している）。

206 注168に記した1883年度の起業社貸付金2万円は、表10-2の1883年7月「予備貯蓄」の「紙幣」12万4千円余の中に含まれているから、補助金4万円もこの時点ですでに支出されていたと推定される。

千円の寄付金支出ほか、この年度は利嗣の婚約や齊泰の死去に伴う支出も嵩んだはずである。また1887年に「予備貯蓄」が6万円増加したのは、86年度利益14万3千円を繰り込み、北陸銀行破綻による士民救恤金8万円の寄付支出を差し引いた結果である。同年の「運転資本」が7万円減少したのは、通達方への不良債権のうち10万8千円の損を計上し、他方85年度利益3万9千円を繰り込んだためであった。

総じて、従来の想定とは異なって、同家財政は松方デフレによって打撃を被ったとは到底いえず、多額の寄付を行いつつ、また通達方等に対する不良債権の償却を行いつつも、微動だにしないかかったといっても過言ではない。利益を得ても、多額の日常経費を支出し、気前よく寄付を行うこともあって、資産額はたいして増加していないが、積極的にリスクをかけて資産増殖をめざしたとも到底いえない。とはいえ、インフレになれば名目額が増加しないと実質は目減りすることは同家も考慮していたであろう。しかしこの時期は概ねデフレ期であり、名目額の減少がみられなかったことは、実質は資産が増加していることを意味する<sup>208</sup>。

このような資産の安定的な運用と管理を主たる目的として、家法条目の規定に基づき、1882年に評議会を設けた。家政評議人は、次に記したような基準で旧藩士中から選任することとし

表 17 前田家家政評議人

1882年6月 ～84年4月	1884年5月 ～86年4月	1886年5月 ～88年4月	旧身分階層・ 旧禄高	当時の職業	備 考
横山隆平 前田豊	横山隆平 奥村栄滋	横山隆平 奥村栄滋	八家・3万石 八家・1万8千石 八家・1万7千石	苟完社(銀行類似会社)社長、 隆宝館(尾小屋鉦山)館主 (無職か) 尾山神社祠官か	1845-1903 1847-1887 1853-1923
横山政和	横山政和	横山政和	人持組・1万石	苟完社取締、隆宝館の事業にも 従事	1834-1893
堀尾晴義	堀尾晴義	堀尾晴義		陸軍歩兵大佐	佐双左仲海軍造船総監および塩屋方園 陸軍中將の兄弟、1888 没
南郷茂光	南郷茂光	南郷茂光		1882 海軍文官、1884 海軍主 計大監	1838-1909. 前田家の会計監査を担当、 のち元老院議員、貴族院勅選議員、貴 族院「茶話会」で政治活動
関沢明清 陸原惟厚	関沢明清 陸原惟厚	関沢明清	60 俵(嫡子である 兄は250石)	1882-85 駒場農学校長、1885- 農商務省水産局漁務課長、次 長など	1843-1897. 1888 大日本水産会水産伝 習所初代所長、「日本水産界の父」
		北川亥之作	140石 60石	1884 日本鉄道庶務課長 日本鉄道副社長	1841-1907. 1877 まで新燧社で活躍 1832?-1887. 旧加賀藩算用者、元前 田家家扶、1886. 7~87. 7 評議人
		片山遠平	170石	農商務省官吏、1888 同省農 務局次長	1843-1900. 1887. 12 評議人(北川亥 之作没による欠員補充)、のち日本勤 業銀行副総裁

(典拠)『淳正公年表稿』など。

207 「明治十七年度起業社収入・支出精算書」(『金沢市史』資料編12近代二、所収)353頁。

208 ただし表10-1は注記したように取得価格ベースであり、時価評価していない。しかし第十五国立銀行など安定的な配当を得られる特権的な企業株や公債などが主体であるから、時価でも減価していないはずである。

た。定数は7～13名、うち2～3名は元国老の家筋、その他は、1) 人持組・組頭など旧上層藩士、2) 奏任官以上の官吏、3) 元家令扶、4) 才能あり品行方正の者。表17のように、この頃のメンバーをみると旧家老も3名いたが、中下級旧臣もおり、旧体制の序列をある程度尊重するとともに、各界で活躍している者を任命していた。家法条目には「評議人ハ家令家扶ノ過失不正ヲ匡正スルノ責ニ任ズベシ」と記されているのみで、直接には会計監査を規定していないが、評議会に外部のチェック機能を期待し、したがって物品検査を含む会計監査も重要であったから、南郷茂光のような会計・経理の専門家も必ず選任していた。そして家法条目の制定後、評議人が任命されると、早速評議人による会計監査が始まった。『淳正公年表稿』によると、1883年11月2日に「評議人堀尾晴義、関沢明清、陸原惟厚、会計帳簿及現在金銀等ヲ調査ス」とあり、同月5日に「評議人……蔵書ヲ検査ス」、6日には「評議人……蔵器ヲ調査ス」と記録されている。以後、毎年、通常評議会の開催期に数日かけて監査が、時には不動産の実地調査も含めて行われていた。すでに政府部門の会計検査は実施されていたし、規模の大きい企業もプリミティブな監査は行っていたはずであるが、華族の家としてはかなり早期の会計監査制度の導入であろう。やや時期は後になるが、1894年には華族令に8ヶ条の追加がなされて、初めて家範制定が規定されると<sup>209</sup>、前述のように前田家も96年7月に家法条目を改定して「家範」を制定し、会計監査についても家範で規定されるとともに、別途、細則である「会計検査規程」が設けられた。それによると家政評議員から「会計検査員」を2名置くとされ、あらたに評議員として、1893年に海軍主計大監・呉鎮守府会計監督部長を最後に予備役となっていた猪山成之が評議員に選任された<sup>210</sup>。彼は選任前の96年1月から、『淳正公年表稿』に事項記載がある同年5月までに、じつに21日も、多くの場合南郷茂光とともに本郷邸に定期的に出勤して会計監査を行った。この頃になると、会計監査はほとんど日常的に行われるようになったのである。こうしてプリンシパル（華族当主）とエージェント（家職）の間の、情報の非対称性を緩和し、エージェンシー・コストの削減を図った。

寄付についても、『淳正公年表稿』の記録をみると、たとえば1882年9月25日の項に「堀尾晴義御呼立、育英社御出金ノ義御談シ、直ニ書取御渡ニ相成ル」とあるように、評議人に相談して利嗣自ら判断しているし、84年3月1日の項には、ある村から、デフレ下で「細民困難ニ陥リ」、土地を抵当に差し出すから前田家に6千円貸してほしいとの懇願があったので、「拝達ノ処、諸向種々請願之義モ有之候得共、時ニ不及断ル次第ニ候間、今般之義モ不能及御断願度申付候」と、利嗣に申し伝えたところ断るように申し付けられたとされているように、逐一当主利嗣に判断を求めている。さらに90年5月27日の項には、富山県の有志から戊辰戦争戦没者の銅標設置に100円の寄付を願い出られた件を評議会にかけて、「一同意義無之旨〔利嗣に〕上申」し

209 前掲、森岡『華族社会の「家」戦略』210～211頁。

210 猪山成之については、磯田道史『武士の家計簿』（新潮社、2003年）第3章～第6章。もっとも同書には、成之が前田家家政評議員を務めていたことまではふれられていない。



ている例が記されており、たとえ同家にとっては少額の事案であっても規程に則った処理をしており、家法条目の規定がかなり厳格に遵守されつつ、当主が最終決裁を行っている様子が窺われる<sup>211</sup>。通常評議会は春に約1ヶ月間開催され、それ以外に臨時評議会がしばしば開かれた<sup>212</sup>。評議人1人の出席で開催した例もあるが、これも規程を遵守したためであろう。こうして家法条目の制定とその施行は、細部の変更を伴いつつも、以後、前田家の厳格な家政管理体制の基礎となった。

#### (4) 東北鉄道計画の帰結

さて1882年に入り、東北鉄道計画に難問が発生した。工部省調査は福井-敦賀間が難工事で資金不足(敦賀-富山間だけで総工費670万円、資本金450万円では不足)と報告し、井上勝鉄道局長は、福井-金沢-伏木間のみ計画に変更すれば難工事はなくなり、坂井港・伏木港から海運に繋がるとした。工部省はこの条件で資金総額500万円、かつ政府が利子補給すると、石川・福井両県令に通知した。しかし福井側としては、京都と鉄道で結ぶことが重要であり、期待が裏切られることとなった。そして翌83年3月、計画変更により、旧福井藩主松平家らが計画から離脱し、100万円余の予定出資額減となった。

このため、なお意欲を燃やす利嗣は計画を改めて、前田家のみ主導で坂井-富山間を優先し、資本金調達期間を4年半に伸ばす変更案を出した。しかし7月になって工部省は、路線変更は認めるが資金調達期間の変更は認めないと指令を出した。この政府側の指令は、それまで計画に好意的だった政府にしては、やや唐突の感がある。利嗣らはさらに資金募集に努力したが、結局1884年春、申請の延期願を出したまま、計画は挫折した。

この計画挫折の背景として、従来、次のような伝聞による説明がなされてきた。すなわち、『石川県史』第4編は、

盈進社の計画に係る起業会の事業が、意想外に着々として進捗せるに反し、正田派の画策に成る鉄道敷設事業は、明治十六年に至りて全く頓挫せり。而して事のこゝに至りたる理由は、第一に越前の旧藩主等が盡く<sup>ことごと</sup>發起人より脱退したるにより、前田家にして独力之を遂行せんとするときは、その家政を危殆ならしめ、延きて皇室の藩屏たるべき華族の体面を<sup>そこな</sup>傷ふの憂ありたるを以て、廟堂の大官より之を中止するの可なるべきを説示せられたるに由るといふ<sup>213</sup>。

と記し、また『稿本金沢市史』政治編第一には、次のようにある。

211 家法条目では、貸金は「確實ナル抵当」を取るべきことを規定していたが、通達方への貸金については、前述のような経緯から一部無担保のものもあった。しかしそれは1883年頃にはきわめて少なくなっていた(『石川県銀行誌』163~164頁)。

212 在金沢の評議人は、基本的に通常会のみ出席した。

213 同書、310頁。ちなみにこれを執筆した日置謙は、昭和初期に前田家からの委嘱によって『加賀藩史料』の編纂にも当たっており、これらは前田家内部の伝聞を含むものと思われる。

## 中止と風説

此の東北鉄道事業の中止は、越前の旧藩主が悉く発起人を脱退せしに因る事は勿論であるが、前田家にして尚且つその促進に努むるあらば、実現必ずしも至難にあらざりしも、其茲に及ばずして中止せるは全く要路の大官が抑止に基いたものと伝へる。即ち前田家が尚独力を以て事業の完成に当るは、其内政を危殆に陥らしむるものなりとの物議が、一部家職員並に奥向の間より起り、密に慶寧の息女にして、有栖川宮妃殿下たる慰姫君に内情を懇へ懇願せる結果、宮家より伊藤博文、山県有朋、井上毅等長州系の当路者を動かし、若し前田家にして之を中止せざるに於ては、[政府による]年八朱の利子保証も危まれたるためとされ、或は安井顕比が其間にありて策動せし結果であるとも伝へるが、其真相は兎も角も(下略)<sup>214</sup>

いずれの史料も、福井側の離脱によって前田家の財政破綻につながる危険があり、政府がつぶしたというものであり、後者には具体的に家政の危機を感じた前田家家職と奥向から、利嗣の妹である有栖川宮妃を通じて、伊藤・山県・井上毅などがつぶしたという風説があるが、真相は不明であるという<sup>215</sup>。

しかし、たとえば伊藤博文は憲法調査のため83年8月初めまで欧州に出張していたから、この問題で動けたはずはないし、利嗣の妹慰子は有栖川宮<sup>たけひと</sup>威仁親王妃であったが、威仁はこの頃少壮の海軍士官で、イギリス留学からこの年6月に帰国しており、この問題で動いたとも考えがたい。有栖川宮家でこの時期に大きな政治力を持っていたのは、威仁の実兄である熾仁<sup>たるひと</sup>である。熾仁親王は、幕末期の皇女和宮との婚約と解消で知られ、その後も天皇から大きな信任を受けて日清戦争期まで大活躍した当時の皇族中の第一人者である。熾仁も欧米からこの年2月に帰国したばかりである。帰国時以降は、まさに東北鉄道計画が急変する時期である。そこで熾仁帰国後の前田家と熾仁の動向を、表18のように『淳正公年表稿』と『熾仁親王日記』によって探ってみると、利嗣前田家関係者がしばしば有栖川宮邸を訪れている。他方、熾仁も4月19日には根岸邸の齊泰に招かれており、このクリティカルな時期に鉄道計画になお意欲をみせる利嗣抜きで会談をするのは東北鉄道問題以外に考えにくい。さらに『淳正公年表稿』によれば、5月12日に臨時評議会で東北鉄道計画を議しており、翌13日の『熾仁親王日記』には「前田家々従五名、牡丹観花来入ノ事」とある。後者は明らかに前日に開かれた評議会の結果報告のための訪問にちがいない。『稿本金沢市史』のいう鉄道計画阻止に動いた「一部家職員」とは家令村井や家扶加藤らであろう<sup>216</sup>。「奥向の間より」とあるのは齊泰以外にありえない<sup>217</sup>。この頃、熾仁は左大臣かつ議定官兼任であり、『石川県史』のいう「廟堂の大官」とは熾仁にまちがいない。さらに

214 同書、276～277頁。

215 『石川百年史』270頁も、これらをもとに同様の記述をしている。

216 実際、1888年末に家令に就任した加藤恒による前掲「意見書」(1890年)には、貴族として学術工芸の奨励に支出すべきであり、そのために貯蓄の増殖、経常支出の削減を図ることを強調していることから、東北鉄道建設に危惧を抱いた一人は、当時家扶であった加藤だったことが推測される。

表 18 1883 年前半頃における前田家本郷邸と有栖川宮熾仁親王の動き

月日	『淳正公年表稿』	『熾仁親王日記』	備考
2. 1	熾仁親王、欧州ヨリ帰ルヲ以テ使ヲ遣シ、魚ヲ献シ、之ヲ賀ス		
2. 25	旧諸侯十萬石以上、華族紅葉館ニ於テ懇親例会ヲ開ク／公、熱海ニ在ルヲ以テ、家扶本多衛政養ニ命シテ代会セシム		
3. 1	家扶加藤恒、熱海ニ如〔赴の誤りか〕キ、東北鉄道事件ヲ上稟ス		家扶加藤恒が旧福井藩主らの離脱情報を得て、利嗣湯治中の熱海まであわてて相談に行った様子。「上稟」とは、計画変更ないし取り下げの提案か？
3. 6	加藤恒、熱海ヨリ帰ル		
3. 13	公等、熱海ヨリ帰ル、是日宴ヲ開キ、梅叟公及内方君ヲ饗ス、利鬯君来会セリ		
3. 14	公参内、聖体ヲ奉候ス	…従四位前田利嗣来入	
3. 17	臨時評議会ヲ開キ、鉄道再願猶予額ノ件ヲ議ス		
3. 2	家扶取扱小幡和平ノ雇ヲ解ク、是日和平第十二国立銀行創立以來、尽力少ナカラサルヲ以テ、特ニ其功勞ヲ慰シ、金百円并ニ梅章羽織地等ノ物ヲ賜フ		第十二国立銀行株の売却によるもの。
3. 22	是ヨリ先、東北鉄道会社発起人松平茂昭、松平慶永、土井利恒、本多副元、小笠原長育、有馬道純、間部詮道、除名ノ事ヲ上願ス、是日東京府ヨリ許可ノ命アリ		
3. 23	(空白)	…前田従四位妹汀〔衍〕子・隠居挺秀来入之事	
3. 24	熱海館主富土屋喜一上京スルヲ以テ特ニ招キ酒饌ヲ賜フ	少教正加藤里路来入之事	加藤里路は旧加賀藩士(450石)、1875年頃前田家家従、この頃も本郷邸にも出入り(3月30日)、少教正は教導職。
3. 27	臨時評議会ヲ開キ、東北鉄道会社、越前地方松平茂昭等除名ノ事ヲ議ス		
3. 29	神田恒ヲ雇ヒ詰取扱トシ根岸邸勤務ヲ命シ……	従二位前田齊泰・従五位溝口直正・議官鍋島直彬・従四位前田利鬯・旧田堀貞延・前田家令村井恒来入之事	有栖川宮邸に前田家としては利嗣のみが来ていない。鉄道計画推進派の利嗣を外したか？
3. 30	起業会議員堀嘉久馬、宮崎義比、大野木克征、生駒直義、加藤里路ヲ招キ、酒饌ヲ賜フ		
4. 1	公及公妹、生母君、四谷別邸覺場ニ罷ス、是日、有栖川熾仁親王及同御息所、威仁親王御息所来会ス	午前八時出門、従四位前田利嗣別荘へ鴨獵行向、午後六時三十分帰館之事	これは両史料が符合する。(熾仁親王の御息所は元新発田藩主溝口直溥の養女董子、威仁親王御息所は利嗣妹慰子)
4. 8	公四谷別邸覺場ニ罷ス、熾仁親王亦来会ス	午前八時出門、従四位前田利嗣別荘へ鴨獵行向之事	これも両史料が符合する。
4. 11	(空白)	…従四位前田利嗣・同利同・猿渡盛雅来入之事	猿渡盛雅は水戸家・一ツ橋家などの侍医
4. 16	公本郷邸ニ於テ、熾仁親王及同御息所ヲ饗シ、同宮令扶ヲ陪宴セシム	…午後二時半出門、従四位前田利嗣へ招請ニ付行向	これも両史料が符合する。
4. 19	(空白)	…午後二時半、従二位前田齊泰へ招請行向、午後九時三十五分帰館之事	クリティカルな時期に、熾仁親王が齊泰に呼ばれて利嗣抜きで会談をするのは東北鉄道計画以外に考えにくい。
4. 21	臨時評議会ヲ開キ、旧藩士族起業会補助金繰上ノ件ヲ議ス		
4. 25	東北鉄道株主募集方法組織改正ヲ以テ、同委員横山隆平、岡田雄巢、杉村寛正、米山道生、陸原惟厚、西村政規、大塚志良、長谷川準也、富樫平太郎九人ノ任ヲ解ク		

4.29	(空白)	… <u>従四位前田利嗣・工部省生徒志田林三郎</u> 来入ノ事	工部省関係者が同行しており、鉄道計画に関する訪問であろう。
5.5	通常評議会ヲ開キ、常費予算等ノ件ヲ議ス		
5.12	臨時評議会ヲ開キ、鉄道再願猶予願ノ件ヲ議ス		
5.13	(空白)	… <u>前田家々従五名、牡丹観花</u> 来入ノ事	臨時評議会の翌日に、 <u>利嗣</u> 抜きで報告に来訪か。
5.21	臨時評議会ヲ開キ、第十五国立銀行ニ預ケ金貨受出処分并金沢長町邸売却ノ件ヲ議ス		資金の必要？
5.23	本郷邸ニ石川県令岩村高俊、富山県令国重正文二人ヲ招飲ス		東北鉄道関係の相談か。
6.4	鉄道開設金募集方法組織改正ヲ以テ、委員横山隆平、斯波蕃、岡田雄果、米山道生、疋田直一、大塚志良、富樫平太郎、西村政規、長谷川準也、旁ヲ慰シ、各々金八十円ヲ賜ヒ、且、蕃道生二人ニ跡調理ヲ命シ、更ニ月俸二十五円ヲ給ス		『淳正公家伝』89～96頁の、6月(日付けなし)利嗣の書によれば、利嗣はなお東北鉄道に強い意欲を示している。
6.5	公、岩村、国重、二県令ヲ訪問ス	石川県令岩村高俊・ <u>従五位青山忠誠</u> 来入ノ事	同じ日に石川県令が両者と会う。東北鉄道関係の相談か、『淳正公年表稿』には、この頃から急に東北鉄道関係と思われる記事が少なくなる。
6.6	威仁親王、英国ヨリ帰ルヲ以テ使ヲ遣シ、酒魚ヲ献シ、之ヲ賀ス	三品威仁親王帰朝ニ付、午前十時半ヨリ新橋停車場エ…	
6.11	上野精養軒ニ於テ元鉄道委員ヲ招飲ス		
6.16	二條公へ使ヲ遣シ、厚基君誕生三日ヲ賀シ、魚及酒饌料金百円ヲ贈リ	午前十時半参朝、 <u>前田利嗣家令村井恒、家扶加藤恒来</u> 之事	利嗣が有栖川宮邸を訪れたのではないはず。「従四位」が記されていないから。
6.20	(公、子女年忌祭式ヲ修正シ…などの記事あるが、有栖川宮の記事なし)	午前十時半参朝、 <u>従四位前田利嗣</u> 来入之事	
7.24	願ニ依リ端勤稲垣緩ノ雇ヲ解ク	… <u>従四位前田利邇</u> 来入之事	
7.29	公、深川別邸ニ遊ヒ魚ヲ釣ル	… <u>前田従二位</u> …面謁之事	
7.31	是月有栖川宮及諸親戚等へ暑中訪問、例ノ如シ		
9.2	公、京ニ帰ル	午前九時根岸 <u>従二位前田齊泰・本郷前田従四位利嗣</u> エ行向、霞ヶ関へ立寄之事	『淳正公年表稿』の「京」は東京のこと。利嗣は、8月9日から伊香保温泉へ旅行。

(出所)『淳正公年表稿』、『熾仁親王日記』4(東京大学出版会、1976年)[高松宮蔵版1935-36年刊の複製]。

注：1) 尚史料とも、本件関係の可能性のある記事を中心に摘記し、とくに重要と思われる箇所を下線を引いた。

2) 「梅叟公」「従二位」は前田齊泰、前田利邇は旧大聖寺藩主(齊泰の七男)、前田利同は旧富山藩主(齊泰の十一男)、「挺秀」は前田慶寧の末亡人(側室)で、利嗣・慰子・衍子らの生母。

『稿本金沢市史』にあるように、有栖川宮妃慰子が間に入った可能性は高い。同妃はもともと活発な性格だったといわれる。慰子の小伝には、「幼時は男子も及ばぬ程、極めて活発なる質におはせしが」とあり、「氣象勝れ」た人物とされる<sup>218</sup>。また宮妃となった後も兄利嗣のことなどを気にかけていた。ドイツ人医師ベルツは、1900年に利嗣が亡くなる頃の慰子について、日記に

217 また表18のように、6月5日には石川県令が利嗣と熾仁の双方と面会しており、石川県令も両者の間で動いたはずである。なお旧加賀藩士安井顕比は、この時期の『熾仁親王日記』にも『淳正公年表稿』にもまったく現れない。ではなぜ「風説」の中で安井顕比が取り沙汰されるかといえば、安井は熾仁親王と若干の繋がりを持っていたからであろう。安井は1887年6月に熾仁宛に、西郷隆盛赦罪の嘆願書を送っている。さらに彼は、経歴から長州系の要人とも親しかった(『石川百年史』38～39頁、岡田良顕編『青軒遺稿』1926年、4～6丁)。1883年前半頃に東北鉄道計画に関与することはありえない伊藤博文の名が出ることと併せて、「風説」には虚実入り混ざっていたと思われる。



次のように記している。

六月十二日（東京）

本来なら今日は、宮ノ下へ行って静かに勉強するつもりだったが、旧加賀の大名前田侯が重体で、鍋島家の娘である侯の夫人と、侯の姉妹にあたる有栖川宮妃から、行かないように頼まれている。だが残念ながら、病人はごく望み薄である。

（中略）

六月十四日（東京）

前田侯、今朝死去。お気の毒な有栖川宮妃はこれで、去年は姉妹を、今度は唯一の兄弟をなくされた。たださえ感じやすい妃ではあるが、今の様子は全く心配なほどだ<sup>219</sup>。

ちなみに慰子は、自らの意思を明確に示し剛毅な性格といわれた高松宮宣仁親王妃喜久子（2004年没）の祖母でもある。

こうして、当初、政府のお墨付きの下で、利嗣・齊泰らが積極的に進めた鉄道計画は、他の華族の離脱により、家職らと齊泰が消極的になり、若き当主利嗣はなお推進の意欲を見せたため、前田家の慎重派は宮家を介して政府にまで手を伸ばして投資計画を頓挫させた<sup>220</sup>。

## 5. 補論：昭和金融恐慌期の前田家

さて時期は飛んで、1927年の金融恐慌前後における前田家の十五銀行株取扱を検討することで、以下のように同家の資産管理のあり方や投資姿勢を窺うことができるように思われる。最後にこの点の分析を試みよう。

この恐慌では十五銀行も破綻した。華族銀行たる第十五国立銀行の継承銀行であるだけに、この時期まで多くの華族が同行株を所有し、またそれを華族世襲財産に登録していた。このこともあって、華族はこの金融恐慌で打撃を被ったことが通説になっていると思われる。たとえば千田稔は、「金融界に君臨してきた十五銀行の休業が華族に与えた影響には測りしれぬものがあった」と記している<sup>221</sup>。もっとも現在でも、同行休業に際して「武家華族は旧家臣たちの情報網を使って倒産前に財産を他へ移したが、公家華族は倒産するまで何も知らず、大損害を受けた」といった認識も世に流布している<sup>222</sup>。実際は、以下に述べるように、十五銀行休業まで、武家華族を含めて多くの華族には同株売却の動きはみられず、休業直後に一斉に売却を試みたのである。しか

218 前掲「威仁親王妃慰子略歴」40頁。

219 『ベルツの日記』上（岩波書店、1979年）211～212頁。なお文中の、昨年亡くなった姉妹とは、慰子の姉、榊原礼子である。この文献について、池田仁子氏の御教示を得た。

220 政府の方から鉄道計画を御破算にしたことにより、前田家のもとで鉄道建設に努力していた金沢士族正田直一らが苦境に陥るため、政府が正田を工部省鉄道局の官吏として雇用し、その他も警部や看守長に任命して生活の糧を与えたという（『石川県史』第4編、310～311頁）。

221 前掲、千田「華族資本の成立・展開」30頁。

222 <https://ja.wikipedia.org/wiki/十五銀行>（2017年5月24日閲覧）。

し前田家の動きは異なっていた。同家もこの頃まで華族世襲財産として大量の十五銀行株を所有していたが、じつは同家は金融恐慌直前に同株全部の売却を企図したのである。以下、岡部牧夫ほか編『華族財産関係資料』全2巻（不二出版、1986年）収録の1921～31年の華族世襲財産更替・廃止の申請書などによって、このあたりの動きを分析し、同家の資産管理のあり方を窺ってみよう。華族の所有十五銀行株の多くは世襲財産に設定していたとみられるので、この資料から華族の同株取扱の動向がわかると思われるからである。

まず、金融恐慌以前に十五銀行株を世襲財産から解除する申請はあまり多くはなく、1921年以降1千株以上の大口申請としては、1922年6月の山内豊景侯爵3,500株、23年4月の藤堂高紹伯爵2,000株、24年12月有馬頼万伯爵1,324株（以上、事由は「理財上ノ都合」）、26年3月の前田利為侯爵5,700株（事由は後述）、26年12月小笠原長幹伯爵1,033株（「理財上ノ都合」）、27年1月藤堂高紹伯爵2,000株（「大震災ニ因リ財産上著シキ損害ヲ被リタルト理財上ノ都合」）である<sup>223</sup>。いずれも売却目的の解除申請とみられるが、この中では、前田利為の申請規模が最も大きい。しかも利為の廃止事由は、他華族と異なって、「邸宅建築ノ資金ニ充当セントスルニ依ル」と、本邸を本郷から駒場に移転し、駒場邸を新築する費用のためとしている<sup>224</sup>。ただし、十五銀行株全部（時価62万4千円）を世襲財産から外して売却し、代わりに東拓・満鉄・勸銀・郵船株（時価76万5千円）を世襲財産に設定するという、むしろ世襲財産を増やす申請を行っている。売却が容易な非世襲財産の東拓株などは売却せず、制度上売却がすぐできない十五銀行株を、手間をかけても売却しようとしているわけであり、多くの所有銘柄から十五銀行株を意図的に選択したのは明らかである。ちなみに前田利為の十五銀行株は、1916年に11,900株あったのに対し、1919年には6,100株、25年7,750株、27年5,700株とやや曲折しながらも減らしていた<sup>225</sup>。これに対して島津忠重公爵は、松方巖が同家の財務関係調査員であり、1918年～24年におそらく松方の工作で十五銀行・川崎造船株を増加させて金融恐慌で大打撃を被っている<sup>226</sup>。こうした点をみると、前田家は市場情報を的確に把握しつつ対応していた数少ない有力大名華族の一つだったといえる。実際、たとえば『三井銀行八十年史』には、十五銀行が休業した際の同行に対する世評では、松方一族の事業に多額の資金を注ぎ込んでいた浪速銀行を1920年に吸収合併したため、「合併後の十五銀行の信用に対して、ここ数年来とかくの風評が

223 資料には三条公輝公爵の申請も同行休業前の27年2月25日とあるが（344頁）、前後の申請や審議会、認可の日付からみて、同年5月25日申請の誤りと思われる。

224 本邸移転の経緯を簡単に記すと、1918年に利為が本郷邸の郊外移転をめざし始め、24年にたまたま東京帝大から前田家本郷邸地と農学部・代々木演習林だった駒場の土地の交換を打診され、25年同家評議会は移転先を駒場と決定した。1926年7月に駒場邸の建設を開始し、28～30年に竣工した（前掲『前田利為』）。駒場邸建設費用総額は、百数十万円とみられる。

225 伊牟田敏充「華族資産と投資行動」（『地方金融史研究』18号、1987年）第33表。

226 寺尾美保「島津家と第十五国立銀行休業問題に関する一考察」（『尚古集成館紀要』7号、1994年）118頁。

あった」と記しているし<sup>227</sup>、当時安田銀行副頭取の結城豊太郎も、「十五銀行に就ては玄人筋には予てより相当危懼され、又世間にも多少の噂はかね／＼あつたのであるが」云々と後に述べている<sup>228</sup>。有力華族の中で、市場情報の「玄人筋」といえるのは前田家などわずかにすぎなかった。当主利為は陸軍将校であり、この頃しばしばヨーロッパに赴任していたから、投資計画立案の主体はもちろん家職・家政相談役・財政顧問・評議員らだったはずである。1910年代～30年代初頭におけるこれらの中には、早川千吉郎・和田豊治・小倉正恒らがいた<sup>229</sup>。

ところが、前田家十五銀行株の世襲財産廃止認可は、実際には同行休業2日後の1927年4月23日にようやく下り<sup>230</sup>、実際には高値で売り抜けず、じつは少なくとも1937年までこのまま所有していたようなのである<sup>231</sup>。上記の26年12月小笠原長幹申請1,033株、27年1月藤堂高紹申請2,000株も同じく27年4月23日に廃止認可が下りたから、同様に売り抜けそこなっている。金融恐慌発生後の申請は、ほとんどが申請後1ヶ月以内と迅速に廃止認可が下りており、前田家が申請後認可までの時間が最も長いという意味で一番割を食っている。1年以上も放っておいて、金融恐慌が発生すると、とたんに認可事務が動き出したのである。お役所仕事ここに極まりといったところであるが、十五銀行が休業すると、今度は華族側が一斉に同行株の世襲財産廃止を申請し始めた。1千株以上のみを列挙すると、同年5月に徳川義親侯爵3,520株・細川護立侯爵2,000株・久邇邦久侯爵1,000株・松平直亮伯爵1,632株、6月津軽義孝伯爵1,444株・佐竹義春侯爵1,000株、7月松平康春子爵1,000株といった具合である。『三井銀行八十年史』には、十五銀行休業後の整理について、「一般株主には資力があり、華族株主は、その名誉にかけて同族一致の協力を惜しまなかった」とあるが<sup>232</sup>、この記述は、金融恐慌が発生するとあわてて世襲財産解除申請を行って売却しようとした華族ではなく、事前に売却せんとしたが、かくなりては売るに忍びずとおそらく利為の意向で売却予定を中止した前田家や<sup>233</sup>、島津家（ただし若干売却している）といった一部の有力華族について指摘しているのであろう。

結局、金融恐慌によって華族が大きな打撃を被ったという通説は揺るがないが、華族の姿勢・

227 『三井銀行八十年史』（1957年）591頁。

228 結城豊太郎『最近十年間に於ける我財界の動き』（1930年講述、『金融研究会講演集』復刻版Ⅱ、金融経済研究所、1973年）241頁。

229 前掲『前田利為』212、238、322頁など。とくに早川千吉郎は、三井銀行・三井合名・満鉄等の要職を務めつつも、1906年以来1922年に没するまで評議員兼家政相談役兼家令事務取扱として「前田家経済運営の支柱」であったという。また代わって財政顧問に就任した和田豊治は旧臣出身ではなく、このような役職をもはや旧臣出身者に限定しない同家の姿勢が窺われる。

230 『華族財産関係資料』上巻、105頁。

231 前掲、伊牟田『華族資産と投資行動』第33表によると、前田家の十五銀行株は1932年以降記載がないが、37年には再び現れて1,140株となっている。同行は破綻により株式を5分の1へ減資し、37年の利為所有株も5分の1になっている。

232 同書、590頁。

233 利為の人となりについて、簡単には、千田稔『華族総覧』（講談社、2009年）209～210頁を参照。

対応は様々であり、華族世襲財産制度が前田家の例のように打撃を増幅させたという面もあった。また一般に大名華族が旧臣からの情報によって市場を公家華族よりもよく把握していたともいえないのであり、前田家は例外的に市場情報をかなりの確に把握していた数少ない大名華族の一つだったように思われる。同家の、緻密に精査し慎重に行う投資姿勢や厳格な家政管理体制は、明治前期頃から昭和戦前期まで一貫していた可能性がある。

## おわりに

以下、補足を加えつつ、判明した点をまとめよう。

### 1. 藩政期からの資産継承

従来、近世大名は、藩財政とは区別された藩主家ないし藩主個人資産を有し、その蓄積資金を版籍奉還・廃藩置県後の華族家政に継承した点が指摘されていたが、それがどの程度かは必ずしも明らかになっていなかった。前田家が藩政期から継承した資金は、その後支給された家禄賞典禄や金禄公債に比してかなり少なかった。この点は、たいていの大名華族も、現金以外の動産や東京の屋敷地等は継承しても、おそらく同様だったと思われる。極度の財政難にあった新政府は、藩政期からの継承資産について甘い査定はしなかったはずである。これに関連して、近世屈指の豪商であり、近代最大の財閥となる三井も、幕末維新期の営業不振により、営業に関わる純資産をほとんど喪失しており、不動産を除けば、「近世に蓄積した純資産は、明治以降の発展の基礎とはならなかったのである。三井にとっては政府との結びつきがすべての始まりだったのであり、この点三菱と変わりはない」とされている点は興味深い<sup>234</sup>。近代日本における資産家の最上層を形成する財閥家族と大名華族はともに、資産形成という点で明治初期にほとんど一からのスタートだったのであり、「政府との結びつき」が決定的に重要だった点も同じであった。もちろん有力大名華族に交付された多額の家禄や金禄公債は領主としての既得権の継承であり、この点がその後企業家とは異なった次のような貴族的な経済行動を可能にしたことはいうまでもない。

### 2. 資産運用・投資行動の原理

大名華族はすでに明治一けた代から利殖目的の投資を行っていた点が指摘されているが、前田家はこの頃旧領の土地集積を若干試みたとはいえ、さほどめだった投資は行っておらず、貸金も純然たる利殖目的というよりも、主に藩債処分によって苦境に陥った藩政期以来の御用商人に対して、損失を市場取引ベースで補填する救済的な貸付であったし、それは為替会社および従来の御用商人を継続利用する前田家にとって必要な措置でもあった。

その後も、政策的保護を受けつつもリスクをとって生産活動を展開した政商・財閥資本と異なって、華族とくに上層華族は、投資は行ってもレントナー的性格が強かったとみられ、その差

234 粕谷誠『豪商の明治』（名古屋大学出版会、2002年）40頁。



がやがて財閥資本との巨大な資産格差となっていったことはいうまでもない。前田家の場合、明治10年代になると、上位株主であることから東京海上保険などへ家職を取締役として派遣することもあったが、明治前期において完全に経営支配可能だったのは第十二国立銀行ぐらいであり、それも数年で出資を引き上げた。

結局、前田家は、明治初年においては、先祖伝来の家宝類など文化財的動産は別として、金融資産の蓄積という点では、ほとんど一からのスタートでありながら、1880年代半ば頃には200万円近くを有する屈指の華族大資産家になっていたが、その蓄積資産は、家禄賞典禄の蓄積と交付金禄公債に、そこから生じる若干の利子・配当収入を加えたものとして、ほぼ完全に説明できるものであった。特殊なあるいは個性的な利殖・事業活動によって大資産家になったわけではまったくない。

また岡山池田家のような他の大藩大名華族においては、明治前期においても、不良貸付、家職の個人的な利害に基づく投資の失敗等もみられたが<sup>235</sup>、前田家は、当主や隠居齊泰のガバナンスは効いていたし、通達方への貸付は損失となったが、投資方針も「御家の安泰」を優先し、明治中期以降も、リスク回避的で慎重な資産運用を継続したものと展望する<sup>236</sup>。この点、近年の藩研究においても、「『御家』は本質的には幕藩体制下での存続だけでなく、幕藩体制と命運をともにせず、自身の生き残りを目指す生命体」であり、藩政期の「側」財政は、藩主の「御家」存続を目的としたものという主張は<sup>237</sup>、明治期を対象とした本稿にとっても示唆的である。いかなる戦略選択が自家に有利かというゲームの中で数百年を生き抜いてきた大名家にとって、廃藩置県後も、金銭的・経済的利益追求のゲームではなく、「御家の安泰」をめざすゲームが継続したのである。

ただし、「御家」とはむろん庶民と同様なたんなる家ではない。もともと藩政期の前田家は支配下に多くの領民をもち、また膨大な数の藩士を抱えた、森岡清美のいう大イエ有力大名家であった<sup>238</sup>。さらに徳川家とも繰り返し、また幕末期には撰家とも婚姻関係をもつにいたる、徳川将軍家巨大イエ・天皇家大イエとも繋がった家であり、そのような意味で、もともと公的な性格

235 前掲、森田「華族資本の形成と家政改革」397頁以下。

236 寄付においても、使用目的を問わないたんなるバラマキではなく、寄付後も前田家とその都度使用の可否を判断したり、寄付金そのものを管理する場合もあった。たとえば藩祖を祀る尾山神社へは、1874年に非常予備金3千円を寄付したが(表6)、これは石川県が保管し、翌75年に神社が1千円を借財返済に当てようとしたが、前田家は許可せず、代わりに一時金500円を寄付しているし、やや後年の例であるが、1898年に同神社に基本財産として国債2万円を寄進したが、国債は前田家が保管し、その利子を毎年東京から神社へ送金した(前掲『尾山神社誌』210頁)。また、前田家17代当主利建らによれば、総じてこのような拡大・攻勢よりむしろ得たものを守るという守勢重視の行動姿勢は、藩祖利家以来の同家のポリシーであったとされる(前田利建・酒井美意子『君主学入門』徳間書店、1974年)。このような同家のリスク回避的な投資姿勢を、プロスペクト理論などの一般的な経済理論で説明しきることはできないであろう。それぞれの置かれた社会的文脈に位置づけて、記述・説明することが重要である、と筆者は考える。

237 前掲、伊藤『藩財政再考』310頁。



をもつ「御家」であった。明治維新により公式に領民との関係は切れ、また藩士との主従関係も廃止されて大名大イエは解体され、それまでの公的性格は消失したが、あらたに創出された華族とりわけ前田家のような大藩大名華族は上級公家華族とともに近代の天皇家巨大イエの上層を構成する家となり、また自他ともになろうとした。それが華族制度創出の重要なねらいであり、明治初年にみられた前田家の婚姻戦略の変更はそれを端的に示している。周知のように近代華族は種々の特権を有していたが、それは逆に華族の行動を制約するものでもあった。鈴木正幸の指摘のように、種々の華族特権は「皇室の藩屏にふさわしいとされた特殊義務（身分法上の義務とくに婚姻養子等の宮内大臣許可制、華族の体面維持義務、世襲財産維持義務、[中略]）の遂行のために与えられたもの」であり、とりわけ上層の旧華族（旧大名・旧公家）は「特殊義務に縛りつけられた存在」だった<sup>239</sup>。こうして皇室の藩屏として天皇家の役職等への依頼に応じ、たんなる資産の維持のみならず家の由緒やそれを裏付ける伝来の文化財的家宝類を継承し、そのためにも血統を絶やさない義務も自覚し他者も期待するといった意味の公的性格をもった。このように、私的性格と公的性格を併せ持つ「御家」の安泰をめざすという点は、維新时期に制度と内容の曲折・変化を経ながら近代になっても変わらなかった<sup>240</sup>。

こうして、同家の投資・経済行動は、旧領旧臣の利害よりも、中央政府・華族会館・岩倉などの意向に沿って行われることになった。もともと徳川幕府は大名に対して改易の権限を有しており、近世大名は伝統的なヨーロッパ貴族と外見上似ていても、領主権は強くなかった<sup>241</sup>。さらに版籍奉還等により領主権が完全に失われるとともに天皇が突出した地位を占めたために、近代日本の大名華族は、次第に特権が廃止されていく19世紀ヨーロッパ貴族に比しても、特権・既得権は大きくなかったと考えられ、それが旧大名の天皇家巨大イエの中への移行をスムーズにし、彼らの家政運営・投資行動等の戦略選択を一層天皇制国家に寄り添うものにしたと思われる。「御家の安泰」をめざすゲームの中で、大名家の視線は明治期になると一斉に天皇・中央政府・華族会館に向き<sup>242</sup>、前田家の場合、旧領の経済活動への投資もそれらの意向を踏まえたものか<sup>243</sup>、さもなくば旧藩関係で損失を被っていた金沢為替会社（＝通達方）への貸付を除いてほとんどは儀礼的なものに近かった。

238 以下、これらの大イエ・巨大イエについては、前掲、森岡『華族社会の「家」戦略』に依っている。ここでの大イエとは、オヤコ関係のみならず主従関係によっても結合された、規模の大きい族縁共同体をさす（同書、71頁）。

239 鈴木『近代天皇制の支配秩序』（校倉書房、1986年）17、42頁。

240 華族制度が廃止された第二次大戦後の現在においても、旧有力華族の公的性格は、なお非公式ながら消失していない。

241 マイケル・L・ブッシュ著（指昭博ほか訳）『ヨーロッパの貴族』（刀水書房、2002年）288頁。

242 前田家の事例であるが、『淳正公年表稿』明治11年8月23日の項によれば、この日夜半、本郷邸において砲声が聞こえた。竹橋事件である。「夜十二時前砲声アリ、直ニ竹橋内出火、各区非常警鐘、従四位公為伺 天機御参内」と、利嗣は危険を顧みず混乱の中を直ちに天皇のいる赤坂仮皇居に向かったのである。当時の華族の天皇に対する姿勢がよく示されているといえよう。

もっともこのような姿勢ないし投資の自律性如何は、大名華族でも、倒幕期の立ち位置、藩の規模、華族当主の個性・年齢などによっても異なるであろう。前田家の場合、倒幕直前まで幕府支持派だったのであり、朝廷側につくのが遅れたことがトラウマとなって、以後卑屈なまでに中央政府の意向に依存しているように見える<sup>244</sup>。この点、第十五国立銀行への出資を拒否した鍋島直大や蜂須賀茂韶のような奔放な華族とは対照的である。

華族史研究においては、「華族資本」という語が定着しつつあるが、とくに大藩大名華族の資産形成のあり方は、マルクス経済学的な自己増殖していく価値の運動体としての資本とはいささか性格が異なり、さらにいえばそうした資本概念に擬えられることにより、実像が歪められている。従来の「華族資本」研究はあまりに経済学的ないし経営学的であり、華族研究にはとくに必要と思われる、政治・社会・文化面へ目配りが乏しく、その結果、「資本」という認識から、投資は利殖目的という先入観が強すぎるように思われる。この点、前掲の伊牟田論文のように<sup>245</sup>、華族は自立した「資本」ではなく、レントナー的資産の所有者にすぎないとする議論に筆者は賛成であり、明治中期以降の前田家も同様と思われ、同家の天皇制国家に寄り添う形での経済行動も変わらなかったと展望する。

### 3. 家政管理システム・意思決定システム

版籍奉還・廃藩置県直後頃、旧藩士の姿勢に大きな変化がみられたようである。制度的に主従関係が廃止されたのみならず旧藩主は知藩事でもなくなった結果、齊泰の言葉でいえば「下が強くなり」、前田家家政に旧臣が早速介入しようとするばかりか、旧藩士までたかりにきていた。家令も手を焼き、家令職の引き受け手がいないなど、1876年頃までの家職任用は安定しなかった。

そして1876年における金沢士族の上申への対応は、旧家老層の審議を経て行う藩政期的な意思決定システムを踏襲した。しかしこの頃には、豊富な人材を有する旧臣層から、明治初期の金沢藩で登用されたような、厳格で実務能力のある家職層を採用し、彼らが当主の意思決定を支えるようになっていたし、有力華族は名望家の最たるものとはいえ、もはや旧領に責任を負わない小イエとなった前田家にとって、広く旧臣の意見を聞くことは、彼らの利害を尊重することを意味するわけでもなかった。すなわち構成者のインセンティブ構造は大きく変化し、いわば自立した小イエ華族資産家としての家政管理体制が築き上げられていくのである。

243 北海道開拓をめざして旧臣らが運営した起業社への多額の寄付なども同様である。いうまでもなく士族授産さらに北海道開拓こそは明治政府の国家的事業であった。

244 ちなみに、前掲、長山『加賀藩を考える』第1章3「慶寧の二度の退京」は、昭和初期に前田家のもとで刊行され、現在も加賀藩研究者の座右の書である『加賀藩史料』は、幕末期の同藩主らはほぼ一貫して徳川家支持だったことを覆い隠し、あたかも勤王派だったように史料が加工されたり取捨選択して収録されていることを論証し、同時期に刊行された『石川県史』も同様のトーンで記述されていると批判している。

245 前掲、伊牟田「華族資産と投資行動」49頁。

そのような安定した家政管理体制が確立されるのは、東北鉄道計画を期に制定した家法條目に則った運営を開始した1882年頃からであり、さらにいえば1883年に東北鉄道計画が挫折に終わってからであった。すなわち、鉄道計画が家政に切迫した緊縮要請をもたらし、家憲制定によって、外部の家政評議人による重要事項の審議・監査体制を、華族の中でも早期に形成させた。前田家は、当主の意向は重きをなすものの、こうした重層的で慎重な意思決定システムのもとで、場合によっては政府ぐるみで当主のリスクな過剰投資を抑制しつつ、富裕なるがゆえに安定性（「御家の安泰」）を重視する華族資産家として日本経済の成長と並行した発展を実現させたと展望される。

（付記）本稿は、社会経済史学会第85回全国大会（於北海道大学，2016年6月）において、その骨子を報告したものである。本稿作成にあたって、公益財団法人前田育徳会ほかの史料所蔵機関、関係の方々に大変お世話になりました。また石野友康氏（金沢城調査研究所）、池田仁子氏（同）、宮下和幸氏（金沢市立玉川図書館近世史料館）、中野節子先生（金沢大学名誉教授）ほかの方々に、さらに東京大学大学院経済学研究科経済史研究会（2017年6月）の際にも種々ご教示いただいたことを記して、感謝いたします。